

高田短期大学紀要

第 37 号

平成31年 3月

研究論文

産業転換時に生き残る中小製造業の経営判断研究II……………中 畑 裕 之 (1)

在宅での医療的ケアにおける看護職、介護職の連携・協働の現状と課題 …… 福 田 洋 子 (9)
東 律 子

依存型チャータースクールと独立型チャータースクールの実践……………寶 來 敬 章 (21)

「商業」の概念から考察する商業に関する教育の在り方……………岡 田 一 範 (31)
海 住 信 行
阪 本 明 士

乳幼児の基本的生活習慣の獲得に関する研究3

—保育者調査にみる排泄、清潔、着脱衣習慣の獲得と指導—……………鷲 見 裕 子 (43)
宮 崎 つた子

小売業態研究の変化に関する一考察……………岡 田 一 範 (55)

調査報告

学生の調理基礎技術の習得について……………鷲 見 裕 子 (67)

実践報告

ICTを活用した教育実践 —学習支援システムmanaba courseの活用を通して—
……………林 韓 燮 (73)

学習管理システム「manaba」の利用実践と学生の利用意識

……………鷲 尾 敦 (81)

日本人学生と留学生の協働意識を高める授業の成果と課題

—情報基礎演習 介護福祉コース実践報告—
……………川喜田 多佳子 (89)
寺 家 尚 美

産業転換時に生き残る中小製造業の経営判断研究Ⅱ

Research on Management Judgment of Small and Medium-sized Manufacturing Industries Surviving Major Changes in Industry Ⅱ

中 畑 裕 之
Hiroyuki Nakahata

(要約)

タオル、伊勢木綿は三重県の有力な地場産業で多くの事業者があったが、生活スタイルの変化や海外製品との競争によりほとんどの事業者が廃業、転業し、残る事業者数はタオルが2社、伊勢木綿が1社となってしまった。

このような中で生き残ることができた、タオル製造のおぼろタオル、伊勢木綿製造の臼井織布では、自社製品や自社独自の販路を開発、開拓したことで従来の問屋との立場の弱い商慣習から脱却できた。これにより販路の拡大、出荷価格の引き上げ、支払い条件の改善が進み、収益を確保できる経営に転換でき、生き残ることができたことが分かった。

(キーワード)

企業経営、中小製造業、構造転換

1. はじめに

紀要36号の「産業転換時に生き残る中小製造業の経営判断研究Ⅰ」では、繊維産業を支えた繊維機械産業の経営判断事例につき調査研究を行ったが、今回は最終製品を生産する地場繊維産業の事例について調査研究を行った。

三重県の主要産業であった繊維産業は戦後復興期から高度成長期に大きく発展したが、海外への生産移転、海外製品の流入などにより衰退した。繊維産業の中で重要な地場産業であったタオル、伊勢木綿においてもその衰退は激しく、タオル製造業は1967年に60事業所あったものが現在は2事業所となっている（工業統計表品目編1967年、同2017年）。三重県伝統染織研究会（2008年12月）「伊勢木綿 編に学ぶ」によれば伊勢木綿では最も盛んであった大正期には伊勢木綿に関する事業者の伊勢織物同業組合に334軒が加盟していたが、現在も生産しているのは臼井織布1軒のみとなっている。

同業者が海外製品の流入や生活の変化による需要の減退など、環境変化に耐えられず次々と廃業、転業していく中で生き残った企業は、どのようにして生き残ることができたのか、そこにはどのような条件や経営判断があったのかについてこの研究では明らかにしたい。

2. 研究の意義と研究方法

グローバル競争の激化、IOT技術やバイオ技術の発展、環境・エネルギー問題への対応など、企業の経営環境は大きく変化しており、自動車産業や電気機械、電子部品・デバイス・電子回路、情報通信機

器、化学工業など現在の日本を支えている製造業においても産業構造が大きく転換していくと考えられる。

その影響は大企業だけでなく、地域の中小企業の存続、盛衰に大きくかかわる。自社が主業務とする産業が衰退しても生き残ってきた地域の中小企業はどのような経営判断を行ったのか、その条件はどのようなものであったかを研究することで、中小企業の今後の経営判断の参考となればと考える。

研究方法としては、地域同業者のほとんどが無くなっていく中で生き残ってきた、タオルのおぼろタオル株式会社、伊勢木綿の臼井織布株式会社にヒアリングを行うと共に、歴史的な経緯については文献による調査を行った。

3. 産業転換時の経営判断事例

(1) タオル

1980 年に三重県が策定した「三重タオル・織物業振興ビジョン」によると、「1900 年(明治 37 年)に三重県で初めてタオルが製造され、1904 年に森田庄三郎氏がおぼろ染捺染タオルを発明したことが契機となり産地として発展し、1920 年(大正 9 年)には大阪府について全国生産の 2 位を占めるに至った」とあり、全国有数の産地に成長した。その後も戦後の復興を経て企業数、織機台数とともに増加し 1975 年には 77 企業となったが、それをピークにその数を減らした。

なお、工業統計表品目編の産出事業所数でみると、1980 年には 58 事業所あったものが、2000 年には 6 事業所、2014 年は 2 事業所のみとなっている。

(2) 伊勢木綿

伊勢木綿は、伊勢平野が綿の産地であったことを基盤に津周辺で生産してきた綿織物で、江戸時代には伊勢商人により江戸を始め全国に販売され、特に縞柄で人気を博した。

近代産業としての自動織機による伊勢木綿の生産は大正期が最盛期で、津周辺の伊勢木綿関係事業者による伊勢織物同業組合に 334 軒が加盟していた。第 2 次世界大戦中に多くの事業者が軍需産業に転換し空襲によって焼失した工場も多かった。しかし、戦後も一身田地区など津市周辺で数十軒の事業者が生産を行い、伊勢木綿同業組合には 30 軒ほどが加盟していたという。しかし、事業者の減少とともに同組合は解散し、現在は臼井織布 1 軒のみが生産し、その組合の商標も引き継いでいる。

なお伊勢木綿の事業所に限ったデータではないが、1980 年の工業統計品目編では、「その他の綿広幅糸染織物」の三重県での事業所数は 1・2 事業所、「その他の綿小幅糸染織物」が 13 事業所となっていたものが、2017 年にはそれぞれ 1 事業所と 2 事業所となっている。

4. 産業転換時の経営判断事例

(1) おぼろタオル株式会社¹

①業界の低迷と同社の経営

同社は先にも挙げたように三重県のタオル産業草創期を築いた企業で、タオル地の織、染め、プリ

ント全てを一貫生産できる技術力の高い企業として、全国の業界でも一目置かれる存在であった。

しかし、同社においても海外製品の流入、製品価格の低迷、贈答需要の減少などにより、売上高では1990年・91年をピークに大きく低下し、2002年にはピーク時の1/3ほどにまで落ち込んだ。

同社の経営が最も厳しかったのは2005年～2008年頃で、国産タオルが頼りとしていた百貨店でのタオルの販売が減少するなどタオル需要が長期低落となり、価格が低下する一方で在庫が増加し、利益が出ない経営状態となっていた。これはタオル業界全体の問題であった。

そこに当時売り上げの約1/4を占めていた有力タオル問屋が販売不振で2007年に実質倒産し、救済合併されたため大きな販売ルートを失った。この時は取引金融機関に支援を要請し、何とか資金繰りにつくことができたが、タオル事業の廃業も頭をよぎったという。このとき、副業であった駐車場事業が安定した収益を上げていたことが、事業継続の支えとなった。

②転機

転機となったのもこの一番苦しかった時期で、2005年に岐阜県の浅野撫糸株式会社と出会い、浅野撫糸が開発した柔らかく吸水性が高いが切れやすい細糸によるタオルの共同開発を開始した。これがタオル業界では大ヒット商品となった「エアーかおる」に結実し、2006年に販売を開始した。「エアーかおる」はマスコミでも多く取り上げられ、共同開発者、生産者である同社の知名度も上がった。

加藤社長によると、「それまでは技術力があるとか一貫生産できるとかいうことを誇ってきたが、実際には問屋によるOEM生産、下請であったものが、自分たちの製品をつくるということで、暗い中に先を照らす光が見える感じがした」とのことである。

これを契機にそれまで無かった製品開発、営業の専門部署をつくり、自社オリジナル製品の開発、営業を開始し、問屋に言われたものを作る下請けから、自社でリスクも負うが自社で値段が決められる自社製品開発に舵を切った。自社製品の開発、自社営業による販路開拓、工場前への構内ショップ開設、ネット販売の開始と、事業スタイルを大きく転換した。

一方で人材の確保も行った。2009年に近隣の大手繊維工場が閉鎖された際に、その企業に依頼し、生産管理や品質管理、商品開発など自社が得たい知識・技能を持ち、三重県に残ることを希望する技術者を紹介してもらい、7人を採用した。現在ではこの人材がそれぞれの部署のキーマンとなり、生産、品質管理、開発などの体制を強化、確立することができた。

また、近年5年ほど若者の採用を積極的に行い、60人ほどの従業員のうち20代が15人と、50代と並んで最も多い年齢層となっている。

③経営の変化

以前の問屋から発注された商品を作っていた時には、同社の出荷価格は上代（定価）の30%以下であり、その支払いもタオルが売れたら代金が支払われるような、非常に不利で不安定な取引関係となっていた。また、問屋が発注した商品にもかかわらず在庫を同社が持たされ、売れ残った在庫は発注時の価格から値引きして問屋が引き取るというようなことも常態化し、本当の売り上げ、利益が確定で

きないような状況もあった。

これに対し自社製品・自社独自の販路では自社で価格設定が出来るようになり、製品の粗利益率を大きく上げることができた。大口の問屋でなくセレクトショップなどを営業開拓し、月10万円、20万円の発注をしてくれるお店を大切にしている。また、お客様が来店されたら従業員が駆け付けるという小さな構内ショップも口コミなどで知られるようになり、頼りにできるくらいの利益が出るようになっている。さらには、自社製品、自社独自販路を持ったことで問屋との力関係も変わり、出荷価格も徐々に引き上げができているという。

この他、同社と一緒にブランドとして育てようしてくれる問屋との連携、公的支援も利用した投資やブランドづくり、海外輸出の取り組みなど、多くの取り組みを行っている。

加藤社長によれば、問屋の下請けでなく「自社でリスクを取り、自社で価格が決められる経営」への転換のための取り組みということである。

④タオル事業を継続した思い

同社の経営が一番厳しい時期であった2005年に加藤氏は社長に就任した。1番の販売先であった問屋が実質倒産した時はタオル事業の廃業も頭をよぎったというが、「従業員の解雇はしない」というのが、会長（前社長）始め同社経営の前提であった。もちろん「おぼろタオル」という肌触りがよく吸水性の高い高品質なタオルを無くしたくないという思いは強く、タオル事業を継続すると決断した。

また、賃貸駐車場という安定収入があり、大口取引先を失っても急場をしのげれば資金繰りはつづられるという目途があったことも、事業継続の判断の後押しになった。

そして、浅野撫糸との新商品の共同開発という光が見えたところであり、これを無しにはしたくなかった。自社で価格を決められる製品、経営への転換がこの取り組みの先に見えるように思えたことも、タオル事業継続の要因であったという。

(同社の概要)

1904年 創業 1918年 法人化

主要製品 ガーゼタオル、ふわふわタオル、おぼろ染めタオル、プリントタオル等

従業員数 61名

所在地 三重県津市上浜町3丁目155番地

(2) 白井織布株式会社²

①同業者の廃業原因と同社の経営

伊勢木綿の生産者が減った原因としては、伊勢木綿では浴衣、寝間着、ふとん、座布団などの生地を織っていたが、浴衣や寝間着をあまり着なくなるという生活スタイルの変化（洋風化）や、色落ちせず鮮やかで型崩れもしにくい化学繊維製品が好まれるようになったことなどで需要が無くなったことが大きかったという。

木綿製品は使ううちに風合いが増し柔らかくなつて肌に馴染むことが特徴で、長く愛用できる日本人の普段着として好まれてきたが、その特徴が逆に、色落ちする、くたびれてくるというイメージに変わってしまい、製品メーカーが使わなくなってしまった。

問屋との取引関係にも問題があった。問屋からの発注に応じて綿織物（反物）を納めていたが、問屋から各地の呉服店に送られ、呉服店で売れる代金が入るという取引関係であった。着物がだんだんと売れなくなる中でも生産者を助けようとしてくれる問屋もあったが、問屋によっては返品もあり、時間がたつて色落ちし売り物にならないものが返品されてくることもあったという。需要・販売が減少したことが最も大きな要因であるが、それに伴い問屋の企画、販売、資金といった力も衰えたことで、その発注に依存する伊勢木綿生産者の製品価格・利益も不安定となり、伊勢木綿の生産者は安定した経営ができなくなっていた。

また、日本人の体格が大きくなつたことで従来主流であった細幅の反物では生地が足りなくなり、和服が作れなくなったことも大きい。対応するため織機の幅を少し広げて織物の幅を広げたり、織機の効率化を図るためにシャトルを大型化するなどの改修が行われたが、その改修の費用負担が出来ない事業者もあった。さらには、構造不況業種に認定されていた繊維産業では織機を減らすと補助金がもらえる制度があり、伊勢木綿でも廃業が後押しされた。これらの要因により伊勢木綿の事業者は減少し、現在は臼井織布1軒のみとなつた。

臼井織布で一番需要がなくなったのは平成（1989年～）に入ってからの数年であった。しかし、本当に経営的に厳しくなつたのはバブル崩壊後、手のひらを返したように金融機関から融資を受けられなくなった時で、廃業の瀬戸際まで行った。

需要が無くなつた浴衣、寝間着の生地を使って小物や座布団カバーなどを作り、イベントなどで販売してしごうとしたが需要もあまりなく体力的にも大変であり、伊勢木綿を織るといった事業が難しくなつていった。

このため、電機メーカーから電子基盤の組み立て作業を受注し、工場の2階で組み立てを行つてしのいだ。

②転機

15年ほど前に京都のアパレル事業者 SOU・SOU(法人名若林株式会社)から手ぬぐいの発注をもらい、以降、いろいろな製品に伊勢木綿を使ってもらうようになり、現在は主要な販売先になっている。SOU・SOUはテキスタイルデザインの制作会社で、地下足袋や和服、和菓子や家具などを制作・販売しており東京・京都を中心に実店舗を持ち、ネット販売も行つている。SOU・SOUは伊勢木綿を使った製品を開発し、2005年には京都に伊勢木綿製品の実店舗を開店し、2016年には移転リニューアルオープンも行つた。

同社との取引は SOU・SOU からデザイン、生地など発注されたものを臼井織布が製作して納めている。全て買取で支払までの期間が短く、従来の問屋との取引と比べると有利なものとなっている。

また、伊勢神宮外宮前に「衣 伊勢木綿 臼井織布」というショップを伊勢の有限会社ウォーン・ア

ウト・ガーメントが開き、伊勢木綿を使ったバッグを中心に製造・販売している。このショップから新宿のビームスにも伊勢木綿を使ったバッグが出品されている。この他、三重県の鈴鹿市と津市でインテリアショップを運営している株式会社エスパスでは、伊勢木綿を使ったツールを2017年に開発し、通信販売も含めて販売を行っている。

アパレルメーカーやデザイナー、インテリアショップなどが伊勢木綿を素材として高く評価してくれるようになったことで、問屋以外の新たな販路、用途が広がったことが大きな転機となった。

同社においても、アパレルメーカーとの商談の中で、アパレルメーカーが求める高い品質（色落ちしない、色移りしない、染むらがないなど）を満たすために工夫したり、自社で行っていた染を技術力の高い専門業者に委託するように見直すなどの対応を行った。

柄についても昔からの柄に固執せず、アパレルメーカーの要望に応えて様々な柄を織るようにし、縞の幅、色づかいなどを若い女性が好むものに合わせるなど、製品の転換を行った。

③経営の変化

経営については現在も厳しく、資金繰りに追われる日常であるという。しかし、アパレルメーカー やショップからの注文が増えたことで従業員数は現在14名となり、過去最も多くなっている。

アパレルメーカーやショップとの取引を広げていく考えだが、問屋との関係も安定した販売ルートとして確保していきたいと同社では考えている。

また、これまで展示会に出展したり、アパレルメーカーに持ち込むといった営業を行ってこなかった。問屋任せの待ちの姿勢であったことが売り上げ減の原因でもあり、今後は営業に力を入れていきたい、特に元々の用途である仕事着として仲居さんの制服など、働く人の服の素材に使ってもらえるようにしたいと考えている。

SNSやホームページでの独自の情報発信を強化し、メーカーなどだけでなく、一般消費者の方にもつと知ってもらえるようにしていく考えである。

製品については、伝統的な緯染めで染めた単糸を使い、豊田式力織機で織るという製法は変えず、柔らかさ、柄の美しさ、使い込んで生まれる風合いを守りたい。それに価値を認めてくれる問屋やメーカー、ショップ、また、消費者に使ってもらいたいと同社では考えている。

④伊勢木綿の事業を継続した思い

続けてきたのは、伊勢木綿という良い織物を残したいという思いがあるからである。長い歴史があるものを、無くしてしまっていいのかという思いもあり、厳しいときには副業で支えながらも継続してきた。

伊勢木綿の同業者が次々と廃業したり転業していく中で、先代は伊勢織物同業組合の組合長をしておりやめるにやめられなかつたということもあったと聞いている。

(同社の概要)

江戸時代中期 創業 1949年 法人化

主要製品 伊勢木綿（反物）

従業員数 14名

所在地 三重県津市一身田大古曾 67

5. 考察

（1）事例企業生き残りの共通項

今回調査を行ったおぼろタオル、臼井織布に共通したのは「従来からの問屋中心の取引関係の見直し」である。

問屋が発注した製品であっても、売れた分だけ支払いが行われたり、売れ行きが悪く在庫が残れば発注価格よりも値を下げて問屋が買い取ったり、返品されたりといった、非常に問屋に有利な商慣行で取引が行われていた。また、消費者への販売価格（定価・上代）に対する出荷価格が低く抑えられ、問屋との価格交渉力も弱いものであった。

需要が多くあり、問屋の企画力や販売力が強かった時代にはこのような商慣行でも、商品・お金が早く回ることで生産者の事業継続に大きな問題が出なかつたと考えられる。しかし、タオルや綿織物（反物）への需要が少なくなっていく中では、生産者にしわ寄せが行き、資金繰りが悪化し事業継続が難しくなってしまった。

これに対し、おぼろタオルでは問屋の下請けからの脱却を目指して自ら値段が決められる経営に舵を切り、自社製品、自社販路を開拓した結果、問屋との取引条件の改善にもつながった。

臼井織布では、伊勢木綿を高く評価してくれるアパレルメーカーと出会い、直接取引を行うことで、発注分全量引き取りで返品もない取引が増え、入金までの期間も短くなった。

また、もう一つが「良い製品を後世にも残したい」という強い思いである。

本業が厳しい時期には、副業で支えてでもタオルや伊勢木綿の生産を継続してきた。何とかして良いものを残そうという思いが、新しい製品開発や販路開拓、価値を認めてくれる顧客との出会いなど行動につながり、新たな需要の発見、収益の向上を実現できたと考えられる。

（2）事例企業に見る違い

おぼろタオルでは自社による製品開発、販路開拓を行うスタイルに経営を見直したのに対し、臼井織布では伊勢木綿の価値を認めてくれるアパレルメーカーと素材を供給するという立場をとっている。

市場の特性や企業の業界内での位置、保有する資源によりどちらが適切な判断かは変わってくる。生き残り方法は一つではないと考える。

6. 終わりに

市場が縮小している業界では、従来の商慣行（価格設定や支払い条件など）で弱い立場の事業者に大きな負担がかかり、今回の調査研究で言えば、タオルや綿織物（伊勢木綿）の中小製造業の経営を不安定にしたことが分かった。

他にも様々な要因はあるが、今回調査した2社では自社製品や自社販路を持ったことで従来の商慣行から抜け出し、事業継続の道筋がつけられたものと考える。

従来産業において市場が縮小していく中では、業界として市場開拓や商慣行の見直しを行ったり、企業間の関係を下請け関係から協働の関係に変えていくなど、大きな転換を図っていく必要があるものと考える。

註

1. おぼろタオル株式会社への調査は、平成30年8月27日 16:00～代表取締役社長加藤勘次氏に実施
2. 株式会社臼井織布への調査は、平成30年8月17日 13:00～専務取締役臼井良貴氏に実施

参考文献

- 経済産業省『工業統計品目編』
津市（1965）『津市史 第4巻』
百五総合研究所（旧百五経済研究所）『1988年版 №31 三重県経済のあらまし』
三重県（1980）『三重タオル織物業振興ビジョン』
三重県教育委員会（2007）『松阪木綿・伊勢木綿調査報告書』
三重県伝統染織研究会（2008）『伊勢木綿 縞に学ぶ』

在宅での医療的ケアにおける看護職、介護職の連携・協働の現状と課題

At Home Medical Care Involving Nurses and Care Workers and the Current
Situations and Issues of Multidisciplinary Cooperation and Collaboration

福 田 洋 子

Yoko Fukuda

東 律 子

Rituko Azuma

(要 約)

本研究は、2011(平成 23)年から介護福祉士の業務に追加された喀痰吸引と経管栄養等（以下、医療的ケア）¹が、在宅において看護職とどのように連携・協働し利用者に提供されているのか、その現状と課題を明らかにするために、6 事業所の看護職 51 人と介護職 64 人に質問紙調査を実施した。その結果、在宅での医療的ケアは主に看護職が実施し、介護職の医療的ケア実施者は、医療的ケア研修終了者 14 人中 3 人のみであった。医療的ケアを実施している介護職は、看護職と連携を取っていた。一方、職場環境や介護職の看護職への苦手意識等で連携・協働が取りにくい状況も明らかになった。また、介護職による医療的ケア実施時の責任の所在が明確になつていないことや医療的知識や技術不足からの不安があることも示された。

(キーワード)

医療的ケア 在宅看護、在宅介護、専門職連携・協働

はじめに

高齢社会が進む我が国において、厚生労働省は重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で、人生の最後まで暮らし続けられることを目的とした地域包括ケアシステムの構築²を推進している。さらに利用者のニーズに合わせた保健医療福祉サービスを統合して提供する体制の強化も求められている。

2011（平成 23）年に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」³が公布された。それに伴い、「社会福祉士・介護職員において、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件下で喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）・経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養）が「医療的ケア」として実施可能となった。

平成 27 年度より、介護福祉士養成施設においても医療的ケアが授業に加わり、介護福祉士を目指す学生も、喀痰吸引、経管栄養等の規定の講義・演習が開始された。

介護職による医療的ケアの実施においては、医師や看護師との連携が必須条件であるが、大村⁴は、特別養護老人ホームにおいて、夜間など医療職不在の際の医療行為⁵については、介護職員が不安を抱えながら法に定められた範囲内で痰の吸引や経管栄養の注入などを行っている現状を報告している。

在宅での医療的ケアの実施においても、介護職は一人で実施することから、不安や負担感が強いと考える。ゆえに看護職との連携・協働は不可欠である。

これまで、在宅における医療的ケアの実態調査報告が少ないとから、本研究では、在宅での介護職

による医療的ケア実施の現状から、看護職、介護職の連携・協働の現状と課題を明らかにするものである。今後は、介護学生の医療的ケアの技術向上や看護職との連携・協働能力向上への教授法の一助とする。

1. 研究の方法

(1) 対象

A県の在宅ケアを実施する6事業所の看護職（看護師・准看護師）51人（44%）、介護職（介護福祉士・ヘルパー）64人（56%）

(2) 調査期間・方法

2016年9月10日～10月10日にかけて質問紙調査を実施した。質問紙は、事業所の責任者を通して配布され、回答者によって密封された後、同責任者によって回収された。

(3) 調査方法・内容

基本属性、在宅での医療的ケアの実施経験や実施状況など35項目を設定した。また、自由記述においては、医療的ケアで心掛けていることや、介護福祉士の医療的ケア実施の役割拡大についての意見を尋ねた。質問項目は二木らの先行研究^{6・7}を参考に独自に作成した。

(4) 分析方法

選択式質問30項目は単純集計し、記述式質問6項目は、看護職と介護職の回答を関連のある内容ごとにまとめた。

(5) 倫理的配慮

調査対象者には、研究の意義、目的を説明した上で、回答は無記名で任意であり、調査結果は施設名や個人が特定されないこと、データは本研究以外に使用しないことを口頭、書面にて説明し承諾を得た。

2. 結果

6施設から看護職（看護師・准看護師）51人、介護職（介護福祉士・ヘルパー）64人から回答を得た。回答者の基本情報は、表1に示す。問8から30までの選択式質問結果は、表2に示す。

記述式質問結果は、表4.5.6.7.8.9に示す。医療的ケア研修修了者（実地研修終了を含む）は14人のみの結果を表3に示す。

表1 回答者の概要

属性	項目	看護職(人)	介護職(人)
性別	男性	0	2
	女性	51	62
年齢	18~20(歳)	1	0
	21~30	0	16
	31~40	10	16
	41~50	24	13
	51~60	9	11
	61~	7	8
資格	看護師・准看護士	51	
	介護福祉士		43
	ホームヘルパー		21
資格所得場所	専門学校	43	5
	短期大学	7	4
	4年生大学	1	3
	施設経験+国家試験	0	40
	その他	0	4
	無回答	0	8
勤務場所	訪問看護ステーション	43	0
	訪問介護事業所	2	47
	在宅介護支援事業所	3	1
	訪問看護事業所	0	0
	その他(デイサービス サービス高齢者住宅等)	3	9
	無回答	0	7
経験年数	1~3年未満	1	7
	3~6年未満	1	14
	6~9年未満	2	8
	9~12年未満	5	12
	12~15年未満	6	11
	15~20年未満	14	4
	20年以上	22	3
	無回答	0	5
訪問看護・介護 の経験年数	1~3年未満	11	16
	3~6年未満	10	14
	6~9年未満	8	7
	9~12年未満	9	8
	12~15年未満	3	6
	15~20年未満	5	4
	20年以上	2	1
	無回答	3	8

表2 設問と看護職・介護職の回答

		看護職=A (N=51)		介護職=B (N=64)		
問8 介護職で自身が行っている医療的ケア 医療的ケア等の医行為について（複数回答）		①喀痰吸引 ②経管栄養 ③ストマーパウチ交換 ④酸素吸入の見守・装着 ⑤その他 ①～④15人 ①～⑤5人 ①②③⑤1人 ①③、③④、⑤各1人 ③5人 ④2人 無回答34人				
問9 介護職の「喀痰吸引等の研修 (実施研修を含む)を受けましたか	B	14	41	2	2	5 64
問10 看護職で「医療的ケア指導者研修」 受けましたか	A	8	43	0	0	0 51
問12 介護職が在宅で医療的ケアを実施時 現場で看護師から指導はありましたか	B	8	17	0	0	39 64
問13 介護職による医療的ケア実施について 利用者本人や家族の意向を聞いてますか	B	17	8	5	5	29 64
問14 介護職による医療的ケア実施についての本人や家族 への説明と同意の確認は誰が担当していますか	B	4	5	1	12	7 64
問15 医療的ケア実施時、看護職、介護職 お互いに連携を取り合っていますか	A	32	9	2	1	7 51
	B	17	8	3	1	35 64
問16 在宅での医療的ケアの実施について医師の指示 計画書を看護職と介護職で情報共有していますか	A	19	16	7	2	7 51
	B	13	8	4	0	39 64
問17 看護職、介護職は業務手順書を共有 していますか	A	17	15	5	8	6 51
	B	9	10	7	2	36 64
問18 在宅で医療的ケアの実施において 不安や困ることはありますか	A	17	25	2		7 51
	B	18	12	0		34 64
問20 医療的ケアの対応で困った時に 相談する場所（人）がありますか	A	41	7	2		1 51
	B	19	7	3		35 64
問21 医療的ケア実施時、利用者に異常や状態 の急変時の対応方法は理解していますか	A	28	23	0	0	0 51
	B	7	16	7	2	32 64
問22 在宅での医療的ケアを実施時、ヒヤリ とした体験はありますか	A	34	12			5 51
	B	13	15			36 64
問23 在宅での医療的ケアを実施時、急変や 異常が発生した経験はありますか	A	23	23			5 51
	B	7	21			36 64
問24 在宅での医療的ケア実施時の異常や 事故発生時の対応マニュアルはありますか	A	29	4	14	0	4 51
	B	12	6	8	1	37 64
問25 介護職による医療的ケアを実施した 際の責任は誰にあると思いますか	A	13	1	1	9	8 (複数回答3人含む) 19 51
	B	13	1	1	7	13 (複数回答9人含む) 29 64
* 複数回答						
						A : 介護職・施設長(1) 介護職・看護職・医師(1) 看護職・医師(1)
						B : 介護職・施設長(2) 介護職・看護職(1) 介護職・看護職・医師(2) 介護職・看護職・施設長(2) 介護職・看護職・医師・施設長(2)
問26 医療的ケアを含み在宅ケアの利用者に情報 共有の方法はどのようにしていますか	A	3	6	1	0	35 複数回答 1 51
	B	5	6	1	1	23 28 64
週1回	月1回	3か月に1回	6か月に1回	その他	無回答	合計人
問27 看護職、介護職（多職種）でのカンファレンス開催の頻度はどのくらいですか	A	6	10	3	8	14+2 複数回 8 51
	B	0	12	4	4	16 必要時 28 64
必ず聞く	時々聞く	あまり聞くかない	全く聞くかない	その他	無回答	合計人
問28 緊急時に看護職、介護職（多職種）で カンファレンスは開きますか	A	7	22	9	1	4 8 51
	B	9	11	4	4	4 32 64
良くしている	時々している	あまりしてない	全くしてない	その他	無回答	合計人
問29 看護職は医療の視点も含み「療養上の世話」 の視点でアセスメントしていますか	A	33	13	0	3	2 51
	B	4	5	5	0	50 64
ある	少しある	全くない				合計人
問30 介護職による医療的ケアが実施可能になって 訪問現場での協働形態に変化はありますか	A	3	21	16		11 51
	B	1	17	6		40 64

在宅での医療的ケアにおける看護職、介護職の連携・協働の現状と課題

表3 介護職喀痰吸引・経管栄養の医療的ケア研修終了者の回答結果

介護職14人(介護福祉士10人、ホームヘルパー4人)						合計(人)
問8 介護職で自分が行っている医療的ケア 医療的ケア等の行為について (複数回答)						合計人
喀痰吸引・経管栄養						3
ストーマのハウチ交換						1
酸素吸入の見守り、装着						1
精神障害者支援						1
していない						4
無回答						5
						合計人
						14
受けた						合計人
問9 介護職の「喀痰吸引等の研修 (実施研修を含む)を受けましたか						14
問11 医療的ケア対象者						合計人
複数回答 寝たきり高齢者						0
脳血管障害者・内部障害者・身体障害者						6
精神障害者・一人暮らしの高齢者						1
無回答						8
ある ない その他 無回答						合計人
問12 介護職が在宅で医療的ケアを実施時現場で 看護師から指導はありましたか						14
()は医療的ケア実施者						
聞いている 時々聞いている 無回答						合計人
問13 介護職による医療的ケア実施について 利用者本人や家族の意向を聞いていますか						14
医師 看護職 介護職 介護支援専門員 施設長 その他 無回答 合計人						
問14 介護職による医療的ケア実施についての本人や家族への 説明と同意の確認は誰が担当していますか						14
複数回答 看護職・介護支援専門員1 介護支援専門員・施設長1 医師・看護職・介護支援専門員 *コメント 現場に行っていない						
よくしている 時々している あまりしていない 無回答						合計人
問15 医療的ケア実施時、看護職、介護職 お互いに連携を取り合っていますか						14
(実施者3人含む)						
問16 在宅での医療的ケアの実施について医師の指示・ 介護計画を看護職と介護職で情報共有していますか						14
(実施者2人含む) (実施者1人含む)						
問17 看護職、介護職は業務手順書を 共有していますか						14
ある あまりない 全くない 無回答						
問18 在宅で医療的ケアの実施において 不安や困ることはありますか						14
(実施者1人含む) (実施者1人含む) (実施者1人含む)						
問20 医療的ケアの対応で困った時に 相談する場所(人)がありますか						14
いくつかある 1つある 全くない 無回答						
問21 医療的ケア実施時、利用者に異常や 状態の急変時の対応方法は理解していますか						14
知っている 少なからず知っている あまり知らない 無回答						
問22 在宅での医療的ケアを実施時、ヒヤリ とした体験はありますか						14
ある ない 無回答						
問23 在宅での医療的ケアを実施時、急変や 異常が発生した経験はありますか						14
ある ない その他 無回答						
問24 在宅での医療的ケア実施時の異常や 事故発生時の対応マニュアルはありますか						14
* 契約時に話し合いを持っている 担当者会議でも話し合いを持っている						
問25 介護職による医療的ケアを実施 した際の責任は誰にあると思いますか						14
介護職 看護職 医師 施設長 その他 無回答						
分からぬ 実施者1人						
問26 医療的ケアを含み在宅ケアの利用者 の情報共有の方法はどのようにしていますか						14
申し込み ノート記入 カンファレンス 日常会話 その他 無回答						
週1回 月1回 3か月に1回 6か月に1回 その他 無回答						
問27 看護職、介護職(多職種)でのカンファレンス 開催の頻度はどのくらいですか						14
必要時に持っている 3						
問28 緊急時に看護職、介護職(多職種)で カンファレンスは開きますか						14
必ず開く あまり開かない 全く開かない その他 無回答						
(実施者(3人)含む) *コメント 開いているようである						
問29 看護職は医療の視点も含み「療養上 の世話」の視点でアセスメントしていますか						14
良くしている 時々している 無回答						
問30 介護職による医療的ケアが実施可能に なって訪問現場での協働形態に変化はありますか						14
ある 少しある 全くない 無回答						

看護職、介護職が医療的ケア実施時に不安や困ることを表4に示した。

表4 問19 医療的ケア実施において不安や困ることの記述

看護職	介護職
①一人で対処することへの不安 (経験不足)	<ul style="list-style-type: none"> 状態の変化や環境などの変化に対する対処がこれで良かったのかと迷うことがある 一人で実施しなければいけないという不安、まずは自己判断しなければならない 明らかに処置が必要と思われる傷などを発見した時、それが経験したことのない事の場合 経験が少ないとため不安がある
②介護職による医療行為への不安	<ul style="list-style-type: none"> 介護護による医療行為。 医師よりリザーバーの穿刺を看護師で対応してほしいと言われたとき
③医師の指示内容・指示の出し方について不安 (業務範囲を越える指示・口頭指示・あいまいさ)	<ul style="list-style-type: none"> 電話または、口答で指示を出されたりするので、必ず指示書に記入してから行うことが確実 個々の異常はあるが、その人にとって正常であること、この人にとってこれは大丈夫の判断に困る、病院と違うDrそれぞれの許容範囲も分からぬし、指示があいまい 緊急時対応や急変時の対応 伝達しきれない
④緊急時、必要物など揃わない (緊急時対応)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な物品がそろわない 利用者の自己負担の部分が大きい
⑤利用者の状態が継続的に見られない(利用者負担・内服管理)	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に見られない 医療物品の調達、内服の残薬管理

介護職の医療的ケアが実施可能となってから、看護職と介護職との協働形態に変化(問30)が「ある」と回答した理由の記述を表5に示した。

表5 問30 在宅での医療的ケアにおける看護職と介護職との協働形態の変化が「ある」と答えた理由

看護職	介護職
①介護職のケアの向上	<ul style="list-style-type: none"> ケアがスムーズに安全に行える 介護職の投薬や排便への視点が増えた 介護職の人の服薬、排便への視点が増えた 介護、看護が不十分な事あり
②介護職との協働形態の工夫と配慮 (情報伝達の方法・ノート・パンフレット作成・役割の明確さ)	<ul style="list-style-type: none"> 介護の方が分かりやすく処置ができるように、伝達ノートやパンフレットを作成 また、こんな時は連絡してほしいと伝え、介護職が出来ることを、明確化、連携ノートを作成し、医師・看護師・理学療法士・多職協働している お互いすべきことを理解しており、やりやすい

介護職の医療的ケアが実施可能となってから、看護職と介護職との協働形態に変化(問30)が「全くない」と回答した理由の記述を表6に示した。

表6 問30 在宅での医療的ケアにおける看護職と介護職との協働形態の変化が「全くない」と答えた理由

看護職	介護職
①介護職と協働して医療的ケアをした経験がない	①看護職と連携がもともと出来ている ・もともと連携されており、利用者に変化があれば連絡したりするのが常である
	②環境的に看護職と分離されている ・看護職と介護職は分離されている
②介護職の技術不足	③看護職との関係が悪い ・上から目線の看護師は協力しようという気がない ・命令されている感じでいる ・看護職と介護職は仲が悪い ・介護職の労働は看護職よりもかなり重労働である

「問31 在宅における医療的ケアを行う際に看護職、介護職が心掛けていることは何か」の記述を表7に示した。

表7 在宅における医療的ケアを行う際に心掛けていることは何かの結果

看護職	介護職
①利用者の安全	①利用者の安全・安心 ・安全、無事故 ・相手に寄り添う
	②正しいケア手技 ・ミスの無い様慎重にケアを行う
	③看護師の指示に応じて適切な対応 ・看護師の指示に応じて適切な対応ができるように心掛けている
②正しい手技	④知識の習得 ・しっかりとした知識の習得
③医師の指示に従い実施	⑤緊急時の対応を想定しておく ・緊急時の対応の想定
④トラブル時対応マニュアルを熟知しておく	⑥チームケア ・チームケア
⑤介護職の理解度を確認	

「問32 医療的ケア実施時の看護職、介護職の連携・協働において心掛けていることは何か」の記述を表8に示した。

表8 医療的ケア実施時の看護職、介護職の連携・協働において心掛けていることは何かの結果

看護職	介護職
①こまめに連絡・報告・情報の共有	①報告・連絡・相談・情報の共有 ・報告・連絡・相談を必ずする ・情報の共有 ・特変あれば、その場で連絡迷っても連絡する
	②ノート・メールなどを利用して詳しい実施報告・相談・確認 ・訪問のため、ヘルパー同士もだが看護ともあまり直接的な関わりがない。そのためノートやメール等を利用し介護側としての意向や行ったことに対しての詳しい説明は必須だと思っている

②困った時に話ができる関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> 困ったことは話をすぐにできるような関係作り 気軽に話し掛けやすい雰囲気 歩みよりの姿勢、と一緒になりチームを組みあまり専門性を強調しない 	③看護職との連携	<ul style="list-style-type: none"> 在宅において、訪問看護様と服薬に関しての連携は行っています。(在宅で)一人住まい、利用者様管理となります。薬を服用して頂ける様、看護師様でセットされており、訪問に入った時、その確認を行っております
		④立場の違い	<ul style="list-style-type: none"> 労働より立場に差がありすぎて意見が無に近い

「問 33 介護職による医療的ケア実施の役割が拡大されていくことに対してどのように思うか」の看護職、介護職の記述を表9に示した。

表9 介護職による医療的ケアによる役割の拡大されていくことに対してどのように思うかの結果

看護職	介護職
①サービスが増えること良いこと <利用者の満足度が上がる>	<ul style="list-style-type: none"> 利用できるサービスが増えることはよいことである広まっていくことを期待する 医療的ケアの必要な利用者が増える中、ニーズは多いのでとても大切な役割だと思う ケア内容に柔軟性が出て利用者さんの満足度が上がるのではないかと思う
②知識・技術の習得が必要 <安全・リスク予防>	<ul style="list-style-type: none"> 技術利用者が安心できるよう、知識と技術を身につける必要がある 危険なことが行われないように充分に勉強したり、充分に相談したり、周囲と共にに行っていきたい 言われたから全て実施することなく自信のない医療的ケアにおいて検討が必要 教育・研修のシステムが整備されて実施されれば良好だと思う
③制度的な事・責任問題・倫理的な事など課題がある	<ul style="list-style-type: none"> 介護職の方にとって不安なことも沢山あると思うし、制度的な事や倫理的な事、責任問題等々課題は沢山あると思いますが、必要と思っている利用者様は沢山見えるので必要だと思います 「できる」と思いこんでしまうことが介護職の方が、介護のマネをする危を感じる。介護職の専門性を理解している方は「できる」「できない」「してはいけない」判断ができるが、知識をもたず、「できる」と思いこんでいる人が危険 より多くの方に医療的ケアができるようになるのは、いいことだとは思うが、技術面の不安がある 責任問題、倫理的な事など課題がある 介護職の安易な医療的ケアを実施していくことは、まだ不安が大きい。介護職の人もリスクのある行為に大きく手を擧げる事には今後もよく考慮された方がいいのでは
④介護者の負担が大変だ	<ul style="list-style-type: none"> 対応が早くなるのは良いことだが、介護者にとって負担が出てくるので大変だと思います
	<ul style="list-style-type: none"> 在宅において家族さんは、「こんなことでもあんたらがしたらアカンでなあ・・」と訴えられることが多い、又、訪問回数は明らかにヘルパーの方が多いお宅ばかりであるため重度であれば、それだけいつも見ているヘルパーが医療行為を可能な範囲でさせてもらえることは意味があると思うがその分よりよい看護との関係性は必要で、学んでいく介護の姿勢も必要と感じます 責任は重いが必要に応じて速やかに対応できる可能性が大となり良いかと思います 勉強てきて介護の質も上がりよいと思います
	<ul style="list-style-type: none"> 看護職も不足している中、介護職による医療的ケアの必要性が高まっているのは当然のことだと思うが、危険も伴うため慎重に進めなければならないと思う 介護職に求められるものが多くなると、離職に繋がっていくと思う 今後、重要視される地域包括ケアシステムの創設に向けて、介護、障害医療、行政の連携を取ることが大切 現状利用者様とのつながりが生かせられない立場にある。看護師、ケアマネのような同位のレベルに立つように改善していく必要がある。なぜなら労働としては最もきつい。だからそこには精神のつながりは最大であるがそれを生かせる待遇が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 負担が大きくなると離職につながる
	<ul style="list-style-type: none"> 看護の仕事、あまりしたくない
	<ul style="list-style-type: none"> 責任は増えが給料が対応してない
	<ul style="list-style-type: none"> 責任は増しているが給料がそれに対して何の補助もない

3. 結果のまとめ

在宅での医療的ケアの実施の現状は、訪問看護職が主に担っており、介護職の医療的ケア研修修了者（実地研修終了を含む）は 64 人中 14 人（22%）であり、その中で実施している介護職は 3 人であった（表 3）。また看護職の、介護職への医療的ケア実施のための指導者研修（実務者研修）の受講者も、51 人中 8 人（16%）であった。介護職の医療的ケア実施時、看護職、介護職との連携・協働に関する設問 15 では、看護職と介護職とがお互いに連携を「良くしている」と答えているのは、看護職 32 人、介護職 17 人で「時々している」が、看護職 32 人、介護職 8 人となり、看護職は 80%、介護職は 39% が連携を取り合っていることが示された。

問 16 医師の指示書・計画書を、看護職と介護職間での情報共有を「良くしている」は、看護職 19 人、介護職 13 人で、「時々している」は、看護職 16 人、介護職 8 人となり看護職 69%、介護職 32% が情報を共有していた。業務手順の共有についての問 17 では「良くしている」は、看護職 17 人、介護職 9 人、「時々している」が看護職 15 人、介護職 10 人となり、看護職は 63%、介護職は 30% が業務手順を共有していた（表 2）。この結果から、ここで回答を得た医療的ケアの内容としては、喀痰吸引・胃ろう、経管栄養等の医療的ケアを実施している介護職 3 人以外は、記述式回答の表 4、5 の回答から、看護職も介護職も、「原則的に医療行為でない」医療補助行為⁵と「医療的ケア（喀痰吸引・胃ろう、経管栄養等）」が混在している結果であると思われる。医療的ケアを実施している介護職の回答は、看護職の指導も含めて情報の共有や手順の確認を行い、不安も少ないと回答であった（表 2・3）。

問 18 医療的ケアの実施において、不安や困ることが「ある」と、看護職 17 人（33%）、介護職 18 人（28%）が回答し、記述式の回答では看護職、介護職のいずれも、一人で実施する時の不安があった。その要因としては、経験不足と知識がないこと、手技が間違っていないか判断できないことであった（表 4）。医療的ケアを実施している介護者も 1 人が、「不安」があると回答し、実施時にヒヤリハットの体験をしていた（表 3）。喀痰吸引や経管栄養など医療的ケアの単独での実施における不安や負担感が示された。問 33 の介護職の役割拡大を問う記述（表 9）においても「慎重に進めなければならない」との記述もあった。

介護職は、医療的ケア実施時の不安や困りごとへの対処方法について、相談する場所（人）が「いくつかある」と、医療的ケアの研修修了者 9 人を含む 19 人（30%）が回答している。さらに、実施時の利用者に異常や状態の変化があった場合の対処方法を理解しているかでは、「知っている」「少なからず知っている」と答えた介護職は、23 人（36%）であった（表 2・3、問 20・21）。

問 25 介護職による医療的ケアを実施した際の責任は誰にあると思うか（複数回答可）では、実施責任の認識について看護職、介護職ともに実施した「介護職」であると各 13 人が回答し、「介護職」「看護職」「医師」「施設長」のいずれかの複数の回答をしたのが 22 人で、施設長の責任であると看護職は 9 人、介護職は 7 人が回答している。無回答は合計 48 人であった。研修終了者で医療的ケアを実施している介護職では、1 人が「わからない」と回答し、「介護職」3 人、「施設長」3 人、「医師」1 人、「無回答」3 人で、その他、複数回答として「介護職・施設長」1 人、「介護職・看護職名」1 人、「介護職・看護職・医師・施設長」1 人であった（表 3）。この結果から、介護職による医療的ケア実施時の責任の所

在が明確になっていないことが明らかになった。

問30で、協働の形態の変化について、介護職で「全くない」と回答している理由は、看護職と業務するうえで連携・協働して医療的ケアをすることがないとの結果であった（表6）。医療的ケア研修修了者で、医療的ケアを実施していない介護職からも同様の意見が出されていた。（表3）さらに、介護職からは、「労働上の立場に差があり過ぎて意見は無いに近い」「命令されている感じている」（表8）などの回答があり、日頃の関係性や職場環境などから連携がとりにくく要因も明らかになった。看護職は、介護職との関係性をよくするために、気軽に話しかけやすい雰囲気づくりや、歩み寄りの姿勢などチームケアをするための連携・協働体制を築くために心掛けていることが示された（表8）。

在宅における医療的ケアを行う際に心掛けていることについては、①利用者の安全、②正しい手技が、看護職、介護職とも共通していた。また、看護職は、医師の指示に従うこと、介護職の「理解度」「出来ること」「できないこと」を確認することを心掛け、介護職は、看護職の指示に応じて適切な対応ができるなどを心掛けていた（表7）。

医療的ケア実施時の看護職、介護職の連携・協働において心掛けることについては、看護職、介護職とも、連絡・報告・相談・情報の共有が重要であることを挙げ、その方法として、①電話、ノート、メールなどの活用が挙げられていた（表8）。

医療的ケアの研修終了者であるヘルパーの回答の中で、カンファレンスの開催について、カンファレンスは、「開いているようである」、参加は「私の立場でない」との記述もあったことなど、立場的に情報共有が浸透しにくい状況も明らかになった。介護職として医療的ケアが実施できるのは介護福祉士だけでなく、教育課程が異なるヘルパーも一定の研修を受ければ実施可能となる制度から、立場や役割の違いの中で医療的ケア研修を修了している現状があった。医療的ケア実施に伴う介護職の役割拡大への期待感と共に、介護職の仕事の負担の拡大と賃金など待遇の問題などの課題が存在することが明らかになった（表9）。

4. 考察

超高齢社会の在宅での医療的ケアは、今後、増え需要が高くなると考えられるが、医療的ケアの拡大が安易に「やらざる得ない状況」⁸へとなっていくことが懸念される介護現場においては、介護職の理解度と「できること」「できないこと」を確認することは、利用者・介護職を守る意味でも重要な視点である。

今回の調査では、介護職が喀痰吸引等制度の要件に基づき、看護職と連携して不安なく実施できる体制は図っていたが、現在は、看護職が実施しており、介護職による医療的ケアの実施件数は少なかった。それは、看護職の指導者研修や介護職の喀痰吸引、経管栄養など実施研修修了者が少ない事も要因であろう。連携・協働については、訪問看護、訪問介護として個別に活動している事業所が多く、看護職と介護職が連携・協働して仕事をすることが少ないと、連携・協働の脆弱性の要因の一つとして考えられる。特に介護職は、看護職の言葉や態度を威圧的に感じ、看護職と連携を取り合うことについて消極的な傾向を示している。これは、専門職種間の会議の参加など機会が少ないと相まって、「介護

職のもつ知識・技術は生活支援に必要な行為であり教育課程の違いから、看護職の医療的基本知識と概念が必ずしも一致しない」と相馬⁹の報告にあるように、看護職と介護職が共通認識を持てないことによる理解しづらさが、連携を困難にしていると考える。さらに、介護職は看護職との関係性や仕事が増えることで負担になるなど、マイナス面の意見が多く出されていたことからも、医療的ケアを受け入れにくい原因ではないかと考える。多くの介護職は、喀痰吸引等の医療的ケア制度の情報不足に伴う認識不足や、医療的ケアへの負担感と不安感もあり、医療的ケア実施への役割意識が低いことが考えられる。

今回の調査で、介護職の医療知識や技術面で不安が強いことから、介護職の医療的ケア実施の準備段階の取り組みとして看護職、介護職が協働でケアの手順や緊急対応マニュアル等を作成することが、看護職との医療的な視点の学び、共通認識をもてる機会となると考える。さらに作成されたマニュアルは、状況により隨時変更していくことが必要で、その都度カンファレンスを開催し、「うちのやり方はどうか」と問い合わせていくことが重要であると考える。カンファレンスは、看護職、介護職の連携を円滑にするツールになると二木⁶も報告している。

介護職との連携・協働を推進していくには、看護職が、医療的ケアの実践で心掛ける事として、介護職の理解度を知ること「出来ること」「出来ないこと」を確認して、わかりやすい言葉で説明することが必要である。合同で、マニュアル作成という協働作業の過程の中で会話の機会があり、相互理解が深まり、指導体制の脆弱や、医療的ケアに対する看護職、介護職の不安感も緩和されると考える。このことから、「顔の見える関係」が深まり、報告・連絡・相談が円滑になり利用者の安全、安心という共通認識が高められる。それが、専門職連携の体制強化に繋がると考える。そのためにも、専門職連携・協働を円滑にすることは、必須課題であり、学生のうちからコミュニケーション能力を高める教育が必要と考える。これから必要とされる医療的ケア実施に向けても、連携・協働の実践能力向上は、患者・利用者の命を守るために重要なしくみ¹⁰であることを、共通認識であると考えることのできる学生の教育、育成が求められる。

5. 今後の課題

在宅での介護職による医療的ケアが安全で安心なケアとして実施するためには、まずは、医療的ケア制度も含めた基礎知識や医療の知識、技術についての介護職の研修強化と、責任の所在を明確にする専門職としての意識が課題となる。また、ヘルパーの医療的ケア実施にあたっては、医療の知識や技術のみならず、精神的にも大きな負担となることが予測されることから、ヘルパーに対する精神的ケアが課題となろう。

専門職として連携・協働するためには、看護職と介護職が共に実践で通用する専門職連携能力を育成するための専門職連携教育（以下、IPE）¹¹の強化が課題となる。一方、効果的なIPEを実施するためには、学生のうちから教育を受けることであるが、そのために教員のファシリテーションが重要である。今後、看護や介護を教える教員に対する能力開発支援(FD)も課題となる。

おわりに

在宅での医療的ケアを実施している介護職は少数であったが、実施している介護職は、看護職と連携・協働がなされていた。しかし、医療的ケアを推進していくために、多くの課題が明らかにされた。今後、医療的ニーズの高い利用者の在宅医療の要望が強まる中、介護職が安全に医療的ケアを実施するためには、看護職、介護職の多職種連携（IPW）¹²が益々重要となる。しかし医療的ケアが介護福祉士の業務として追加されたのが2011年からで、現在ホームヘルプケアを担っている介護職の多くは、医療的ケアの制度を理解していない状況があった。介護職の役割の拡大に伴う医療的ケアについて理解を深めていくための情報提供や、職場教育を行うことが必要である。さらに、安全性が担保された環境が不可欠であることから、職種間の意見を尊重し、専門職連携をすすめるためのリーダーやファシリテーションの役割をする人材の育成をし、職種間の人間関係の調整をする必要がある。

註

1. 医療的ケア：家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入や痰の吸引などの医療行為のこと。医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別し、介護や教育などの現場で行われている行為。
2. 厚生労働省 地域包括ケアシステムの構築に向けて 社会保障審議会介護保険部会（第46回）平成25年8月28日
3. 厚生労働省 喀痰吸引等の制度について 平成29年10月閲覧
4. 大村光代 特別養護老人ホームの看取りに求められる介護職に対する看護職の連携能力の因子構造 日本看護研究学会雑誌 Vol.36 No.4 pp. 47-53 2013
5. 2003（平成15）年厚生労働省医政局長通知、2005（平成17）年「療養患者に対する喀痰の吸入の取り扱い」、「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈」
6. 二木はま子 特別養護老人ホームにおける介護職との連携・協働を円滑にする看護職の認識と行動 飯田女子短期大学紀要 第27集 pp.41-55 2010
7. 林信治 介護福祉士の医療的ケアに関する一考察 東海学院大学紀要 第4号 pp.61-68 2010
8. こうなん介護システム研究所 折野 知恵・鈴木千絵子 介護職員が行う「医療行為」の現状と課題—介護職員のアンケート調査の分析から— 太陽生命ひまわり厚生財団助成研究 2002
9. 相馬尚美 「医療的ケア」教育に関する課題—実地研修指導者との連携を視野に— Bulletin Beppu University Junior College,34(2015)
10. 塩澤和人 埼玉県立大学大学院のIPW論から学んだこと 保健医療福祉連携9巻1号 pp.46-47
11. 専門職（多職種）連携教育：（IPE（Inter Professional Education））名城IPE
12. 平原佐斗司 多職種連携IPW（inter-professional work）について www.zaitakuiryo-yuumizaidan.com

依存型チャータースクールと独立型チャータースクールの実践

Practice of Dependent Charter Schools and Independent Charter Schools

寶來敬章

Takaaki Horai

(要約)

本稿は、アメリカカリフォルニア州で設置・運営されている依存型チャータースクール及び独立型チャータースクールの現状や具体的な教育実践を検討することで、それぞれが抱える課題を明らかにすることを目的としている。データの分析を通して、依存型・独立型チャータースクールの両者ともに、政策意図に沿うように、教育達成は高く、それを実現するための高い独自性を有していることが明らかになった。そして、依存型・独立型という学校運営や学区（または外部組織）との関係の中で、チャータースクールそれぞれのねらいや具体的な実践を実現するプロセスが大きく異なるということが示された。

(キーワード)

依存型・独立型チャータースクール、学校運営、自律性、効率性

1. はじめに

1991年にミネソタ州でチャータースクール法が成立して以来、25年以上が経過した。これまでの公立学校とは異なる新しい公立学校として設置・運営されながらも州や学区の統制から自由になることで、児童生徒の高い学業成績や教育目標を達成することや、独自性・革新性の高い教育プログラムの実施など、私立学校に近いような特徴を有している点が大きな特徴である。そして、このチャータースクール制度は国内で多くの支持を獲得しながら、拡大・発展を遂げてきた。2015年度現在では、全米で約300万人の児童生徒が約7000校に在籍している。全米で最大の在籍者数、学校数はカリフォルニア州で、それぞれ1234校で約58万人である¹。

チャータースクールはこれまでの公立学校とは異なり、設定する教育目標やカリキュラム、予算の使途など学校の裁量に任されているところに大きな特徴がある²。バイリンガル教育を重要視するチャータースクール、芸術系科目を多く配置するチャータースクール、オンラインでの授業（non-classroom based）を主とするチャータースクール、規律を重んじるチャータースクール、高い学業達成（卓越性）を追求するチャータースクールなど、チャータースクールといつても非常にその内実は多種多様なものである³。

チャータースクールの成果に関しては、主に州が実施する統一テストなどの数値化されたデータから検討される研究は数多く蓄積されている。その中でも、児童生徒の学力向上など成果を検討したこれまでの研究は、主に各州が実施するテストの成績に着目し、経年変化や他校との比較を通して成果の是非を議論するものが多い⁴。多くの研究が多様な指標を活用することで、期待されているような成果を達

成していると結論づけるものも、期待されているほど機能していないと指摘するものもあり、一般化して論じることができないのが現状である。

ただ、先述したようにチャータースクールはそれ自体が運営も教育活動も多様な教育実践であり、設置形態から運営の方法まで大きく異なっている。そして、州や学区から自由になることを大きな特徴としているチャータースクールであるが、それら公的機関との関係の違いによって、「依存型チャータースクール(dependent charter schools)」と「独立型チャータースクール(independent charter schools)」に分類される。独立型チャータースクールは、文字通り学校運営や意思決定に関する多くの権限をチャータースクール自身やチャータースクールを設置・運営する組織⁵が保持しており、自由度は高い。一方、依存型チャータースクールはこれまで通り州や学区の統制を受けながらも、特定のカリキュラムや授業、教員採用などの点においてのみ自由であるという違いがある⁶。

チャータースクールが一般的な公立学校と比べて「自律性を有している」ことや「独自な教育実践が可能である」ということは、確かに大きな特徴であるが、「どの程度自律性を有しているのか」、「どの程度独自な教育実践が可能なのか」という点に関しては、これまでほとんど着目されてこなかった。そこで本稿では、筆者がカリフォルニア州でのフィールドワークで収集したデータから、依存型・独立型チャータースクールそれぞれの実践を検討することを目的としている。

2. 依存型・独立型チャータースクールとは

そもそもチャータースクールとはどのような学校なのか。チャータースクールは公立学校であるが故に授業料を徴収せず、入学のための選抜もない。そして、州によって多少の違いはあるものの、基本的に誰でも設置・運営が可能な公立学校である。つまり、個人であろうが企業や財団であろうが州や学区などの認可者(authorizer)から認可(charter)を受けることができれば、公的資金を獲得した上でチャータースクールを設置・運営することが可能となる。さらに、州や学区からの統制から逃れる自律的な学校運営が可能となることと引き換えに、成果や学業達成に対して責任を追うことが要求される⁷。これまでの公立学校への不満が多かった保護者や現職教員が、自分たちが理想とする教育の実現や児童生徒のために効率的な教育実践を可能とするために誕生した、新しい公立学校教育の形であると言える。

ただ、チャーターの認可者が州や学区などの公的機関である以上、その認可者の役割がなくなるということはない。認可者は必要な公的資金や補助金や各種の支援をチャータースクールに配分・提供した上で、統一試験等の成績や財政状況等を管理し、学校を評価する。チャーター認可者は主たる学校評価者としてチャータースクールが提供する教育サービスの質を担保する役割を担う⁸。

(1) 依存型チャータースクール

上記のようなチャータースクール全てが、学校運営や日々の教育・授業実践の多くの面で高い自律性を有することは制度上可能である。しかしながら、依存型チャータースクールはチャータースクールの中でも自由度は低い。公的機関関係者がチャータースクールの設置の申請をしたり、学校の評議委員の多くを学区の教育委員が務めたりするなど、公的機関が主導して運営するこれまでの公立学校と類似する側面が多い。具体的な教育実践も学区が規定する内容に沿うことが多く、チャータースクールの特徴

である「自律性」という点においては、それほど高くない可能性がある。ただし、学区などの公的機関との関係性が強いという意味においては、大きなメリットもある。それが財政的な側面である。

依存型チャータースクールは、財政的な側面でも公的機関に統制されている。つまり、人件費や物品の購入、施設維持やスクールバスにかかる経費等、必要経費の多くを学区が直接負担する。つまり、チャータースクール独自で多くの事柄に関して公的資金の使い道を自由に決めることができないという点においては自由度が低いといえる。しかしそれは、学校に配分される公的資金の使い道の多くが決められているものの、そもそも学校で賄う必要がないことも意味している。それに加えて、学校独自の資金調達(fund-raising)をすることができれば、「公的資金で賄ってもらう項目」と「外部から獲得した資金で自由に活用する項目」を明確に使い分けることができる。

(2)独立型チャータースクール

独立型チャータースクールは、一般的にイメージされている「自律性が高い」チャータースクールと考えられる。設立に関わる人も教員集団や保護者、有志の集団であったり、EMOs や CMOs などの組織であったりすることが多い⁹。このタイプのチャータースクールは配分される資金の多くを学校（または CMOs などのチャーター申請・運営者）の裁量で決めることができる特徴で、自分たちが必要とするものは自分たちで配分を決め、購入することができる。そのような教育実践が可能であることがチャータースクールの大きな特徴であり、コストカットや高い効率性や効果的な教育実践を実現することが期待されており、EMOs や CMOs によるチャータースクールの設置・運営は劇的に増加した¹⁰。学校設置の場所から教育目標の設定、カリキュラム編成、人事、必要な教育サービスの創出と実施まで、学校やチャーター申請者の裁量で決めることができ、一般的な公立学校と大きく異なる教育実践の提供が実現できる可能性が高い。

ただ、事務的な作業や書類の作成、煩雑な業務なども自分たちでやることが求められ、結果的に外部に委託することや、それによる人件費がかさむこと、教材研究や児童生徒への教育的指導に費やす時間が割かれてしまうという点もある。

以上のように、依存型チャータースクールも独立型チャータースクールもメリットとデメリットをそれぞれに内包しており、制度で期待されているような自律的な取り組みの程度や多様で革新的な教育実践の実現に至るプロセスは大きく異なる。

3. 調査及び調査対象データの概要

本項で検討するデータは、筆者がカリフォルニア州ロサンゼルスとサンフランシスコで実施したフィールドワークで収集したものであり、調査期間は 2011 年 2 月である。調査対象をカリフォルニア州と設定した理由は、アメリカの全州の中でチャータースクールの数及び在籍者数が多いだけでなく、1992 年にチャータースクール法を制定しており、チャータースクール実践に肯定的な州であると同時に、長い歴史の中で多様なチャータースクール実践の蓄積が期待できたからである。その中でもロサンゼルス学区は州内でもっとも多くのチャータースクールが運営されていること、サンフランシスコはチャータースクールを統括する事務所(home office)が集中していることが主な設定理由である。

調査方法は、全て事前連絡の際に質問項目を伝えた上で訪問・インタビュー実施の許可を得た対象者のみ実施し、インタビュー実施前に調査対象者から論文等での執筆について事前説明と承認を得た。インタビューは対象者それぞれ30分から90分程度であり、半構造化形式のインタビューである。倫理的配慮に際しては、個人だけでなく、調査対象のCMOやチャータースクールが特定されないように実名を伏せて記述した。下の表1が調査時点での各チャータースクール及びインタビュー対象者の概要である。

表1 対象校、対象者概要

	チャータースクールA	チャータースクールB
設立年	1997年	2002年
教育目標	①より高い学業達成 ②多彩なカリキュラムによる多様な学習経験の提供	①基礎学力の徹底 ②よりよいキャリア達成
対象学年・在籍者数	K-5・423人	K-9・1338人
依存型・独立型	依存型	独立型
Academic Performance Index	904	845
地域・児童生徒の特徴	閑静な住宅街にあり、地域住民の生活水準は高い。近隣には私立学校や高等教育機関も多くあり、成績優秀校 (distinguished school) として州から表彰を受けている。在籍者は8割が白人、2割がアジアという構成である。	地域としては経済的困難を抱える世帯が多く、治安も悪い。高校を卒業する生徒の数も少ない。在籍者の人種は6割がアフリカン・アメリカンで4割がヒスパニックという構成である。
インタビュー対象者 ¹¹	①校長 ②第5学年教諭 ③第4学年教諭	④校長 ⑤第3学年教諭 ⑥第8学年教諭（担当：英語）

調査時のインタビューより筆著作成

調査対象校で共通することは、成果を挙げているということだといえる。Academic Performance Index(API)とは、州が実施する統一テストのことであり、公立学校の児童生徒は受験しなければならない。200点から1000点までのスケールで評価され、州は800点以上の獲得を目指すよう要求している。そのような点では、2校ともスコアは州が要求する基準を満たしているといえる。チャータースクールAは立地条件も良く、保護者の協力も多く、円滑に学校運営がなされている。チャータースクールAは1996年度までは一般的な公立学校であったものが、1997年度からチャータースクールに運営形態を変えた、移行型 (conversion) のチャータースクールである。一方チャータースクールBは地域としては不安定な雇用、高いドロップアウト率、高い青少年の犯罪率など、子どもをめぐる環境は厳しいものがある。近隣の公立小学校・中学校も荒れている学校が多く、教育達成も低い傾向にあった。そのような地域に、あるCMOsがチャータースクールを新しく創設した、新設型 (start-up) のチャータースクールである。チャータースクールBの設定する教育目標の「より良いキャリア達成」とは、そのような地域や子どもの状況を鑑みてのことであり、基礎基本を徹底することで高校や大学への進学の機会を実現させようというねらいがある。

4. 依存型・独立型の違いによるチャータースクールのねらい

依存型チャータースクールは、州や学区との関係がそれまでの公立学校のそれと構造的に大きくは違わない。州や学区（主に学区）の主導するように学校運営がなされ、日々の教育実践が展開される。チャータースクールAが一般的な公立学校からチャータースクールへ運営形態を変更したのは、より高い自律性を得るためにであるということは確かであるが、「学校運営に関わる多くのことについて自律的な取り組みがしたい」というほどのものではなかった。それまでも学校運営は危機的な状況に陥ることはなく、児童生徒の学業達成も高い公立学校であったが、最もチャータースクールへの移行を後押ししたのは、当時の保護者達であった。その経緯について、チャータースクールAの校長先生は以下のように述べている。なお、インタビューデータ中の下線は、筆者による強調である。

「ミネソタ州でチャータースクールが誕生してすぐに、カリフォルニア州でも法律が整備されました。多様な教育サービスが自分たちの思うように提供できることや公立学校の抱える問題を改善できる、いわば万能薬（panacea）であるかのような感覚が主流だったような気がします。…中略…チャータースクールに変更するはどうか、という意見がPTAの会議で出て、教職員、学区教育委員会、保護者と何度も議論を重ねる中で、チャータースクールへの移行を決めました。」（インタビュー対象者①）

「もちろん、学校運営に関して自分たちで自由に決めたり実践したりすることは魅力的ではあります。しかし、何かを決めるときに時間や労力を費やすことで、教育という本質的な部分が不十分になってしまふのではないか、という懸念もありました。確かに、チャータースクールが誕生して発展していく中で、教育産業も多様化してきたように思います。」（インタビュー対象者①）

これらの発言にあるように、チャータースクールAは一般的な公立学校からチャータースクールへの移行について、それほど積極的ではなかったといえる。どちらかというと公立学校としては小規模な学校で、財政的にも教育実践的にも特に問題を抱えている学校ではなかったが、保護者の意向なども踏まえてチャータースクールへと運営形態を変更した。ただ、チャータースクールAは学区や保護者との協議の中で、「依存型」を選択した。

「学区との協議の中で依存型という選択肢を知りました。依存型や独立型という違いがあることも知らなかつたし、依存型のチャータースクール自体、そもそもそのチャータースクール構想とは矛盾するような気もしましたし。しかし、それは学校運営の一部の分野や側面のみ自分たちの自由にできるということなのだと考えるようになりました。…中略…金額が大きいものに関しては学校が直接購入するということはありません。」（インタビュー対象者①）

「保護者とも一緒に考える中で、自由な実践をするために企業が売る教育サービスを購入することが本当に子どもの利益になるのか、本校の教育としてそれでよいのか、子どもや保護者がそれを望むの

か、という点で、保護者の中で意見が分かれたことを記憶しています。」（インタビュー対象者③）

「幸い、保護者は経済的な余裕がある世帯が多く、学校への協力も積極的に行ってくれます。そこで、自律的な取り組みができる権利を得た上でどこかの教育サービスを購入するといった選択ではなく、自律的な取り組みができる範囲が狭まっても、保護者集団との関係をより強くするような方向でチャータースクールを運営するという選択（＝依存型）をしました。…中略…具体的には保護者による資金調達と特定の分野への集中的な投資です。」（インタビュー対象者①）

チャータースクールへの移行を考慮する中で、「依存型」と「独立型」というものを知った上で、どちらがこの学校にふさわしいのかという選択を迫られた。そして学校の教職員や保護者の文脈で「依存型」を選択したということである。パソコンなどの高額な物品は学区に申請した上で、決められた予算の中で購入される。また、保護者による資金調達とは、保護者会活動の一環でバザーなどの実施、そして各世帯からの寄付が多くを占めている。寄付する金額は各世帯の自由であり、「寄付しない」という選択肢もあるが、「金額にばらつきがあるものの、多かれ少なかれほぼすべての世帯から寄付はある」（インタビュー対象者①）。それらの金額を合わせると毎年1000万円近くになる。また、特定の分野への集中的な投資とは、「科学系科目の充実」である。

チャータースクールAは、高学年（第4学年と第5学年）で理系科目のみ能力別学級編成をした授業を実施している。理系の専門家を外部から招聘することや通常の授業においても追加の教員を雇用して、中学校や高等学校レベルの授業をすることが可能となっている。この外部講師も保護者会が中心となって採用されており、寄付金などはこの外部講師の手取費に使われている。

このようにして、学校運営全般については学区主導によるものが多いものの、部分的な実践では自律的な取り組みが可能となっていることが推測できる。公的機関から配分される公的資金で日々の教育実践は提供されるものの、公的機関以外との組織と連携することをせずに、学校が強調したい特定の分野について、保護者も含めた学校関係者で実施ができるようなシステムが構築されている。

一方、独立型チャータースクールは、学校運営に関して依存型チャータースクールよりも多くの自律性を有している。チャータースクールBの場合、州や学区などの公的機関から公的資金を獲得するのはチャーター申請者であるCMOsである。もちろんCMOsとチャータースクールが協議しながら資金の使途については決めることができる。どのような分野にどの程度の金額を費やすのか、どのようなプログラムに予算をつけるのか、どのような物品を購入する必要があるのかということや、どのような分野のコストを削減するのかなどについても、およそ自由に決めることができる。

「予算の使い道に関しては、自分たち（＝CMOsとチャータースクールの教職員）で厳格に決めます。より効果的な教育を実施することや資金の使い方に対して、教員に考えるよう指導することも多いですし、教員もそれに応えようと取り組んでいると思います。」（インタビュー対象者④）

「私は以前、一般的な公立学校で教諭をしていました。その時は、自分たちが必要だと思う分野の予算が少ないとや、逆にそれほど予算をかけなくてもと思うようなこともあります。…『中略』…今は自分たちで必要だと思うことを協議したり、その必要性を主張したりすることで実現することも増えました。」（インタビュー対象者⑥）

上の発言からも、現場にいる教員がある程度自由に資金の使い道を決めることができている様子がうかがえる。チャータースクールBが設定する教育目標に「基礎基本の徹底」がある。これを実現するために、主に小学生（第1学年から第4学年まで）の読み書き計算の授業は少人数での授業を実施しており、20人の児童に対して2人の教員（1人は学級担任、もう1人は補助教員）が配置されている。このような人的配置は、一般的な公立学校では実施することが困難であることが多い。

「読み書きなどの授業では、サポートの教員が基本的にはあります。その教員の必要性については私たちがCMOsに要求し、CMOsが募集・人選を行いました。この地域の子どもたちは保護者からの教育的な支援が不足していることも多く、宿題を多く出すことよりも、授業の質を上げることや授業の中でどのような取り組みができるのかを重要視しました。」（インタビュー対象者⑤）

「自分たちで意思決定をし、自分たちで必要なサービスを購入したり、新しく作り出したりすることは極めて困難です。会議や書類作成に多くの時間を割かれてしまうことがありますから。ただ、CMOsはチャータースクールのマネージメントに特化した組織です。…『中略』…予算管理の部署、カリキュラム開発の部署、学校支援の部署、教員支援の部署など各部署がそれぞれの役割を担うことで、学校の教員が授業へ向く時間が確保されているのだと感じています。」（インタビュー対象者④）

これらの発言が示しているように、学校の教員が必要と考えているようなサービスを提供する場合、教員はチャータースクール運営の専門的な知識や技術を持つCMOsの支援を受けることや、CMOsと協働することで、それが可能になっているということである。以上のように、依存型・独立型のチャータースクールの特徴的な取り組みから、それぞれのチャータースクールが設定する教育目標を達成するために、「あえて公的機関以外の組織と関係を持たない」という方策と「学校運営の専門的な部署と協働する」という方策を採用するという違いがあることを示してきた。

5. まとめと今後の課題

依存型も独立型も正式にチャータースクール法の中で規定されているものではない。しかしながら、実際には学校運営そのものや日々の教育実践の内容、それを実現するプロセスなど大きな違いがある。本稿で検討したチャータースクールは依存型、独立型それぞれ1校のみであり、極めて限定的な知見である。その中でも、それぞれのチャータースクールにはそれぞれの文脈があり、数値化されたデータからでは示すことができない背景を検討することには意義があると考えられる。ともすれば、チャーター

スクールは自由な学校で、児童生徒の学業達成に関して成果を挙げている（または挙げていない）という評価が先行する可能性が高いものの、授業実践レベルでの多様性だけでなく、設立の経緯や学区との関係が日々の教育実践の多様性を生起させる一つの要因となっているということが示されているようだ。

今後の課題として、本稿で検討することができなかった保護者やCMOsの視点から依存型・独立型チャータースクールの姿を描き出すことである。学校運営に携わっている学校関係者としての保護者や学校設置者としてのCMOsが大きな役割を果たしている以上、これらの視点から検討することは必要不可欠であると思われる。また、チャーター認可者としての学区（教育委員会）の役割についても検討が必要である。これまで直接的に公立学校を支配し、結果として非効率な学校運営や児童生徒の低達成が批判されてきた。しかしながら依存型チャータースクールと独立型チャータースクールで「学校・学区」間の関係が大きく異なるのであれば、学校を評価し、統制する機関としての学区の役割を明らかにする必要があるだろう。

註

1. National Alliance for Public Charter Schools ホームページより（2018年9月7日現在）
URL: <http://www.publiccharters.org/sites/default/files/migrated/wp-content/uploads/2016/02/New-Closed-2016.pdf>
2. Nathan J. 1996, Charter Schools: *Creating hope and opportunity for American education*. San Francisco: CA, Jossey-Bass
3. Finn, Chester E, Manno, Bruno V., Wright, Brandon L. 2016, *Charter Schools at the Crossroads: Predicaments, Paradoxes, Possibilities*, Harvard University Press.など。
4. Bifulco, Robert and Ladd, Helen F., 2006, “The Impact of charter schools on student achievement: Evidence from North Carolina”, *Education Finance and Policy*, Vol.1, No.1, pp.50–90. や Hoxby C.M. 2004, *A straightforward comparison of charter schools and regular public schools in the United States* (Working Paper) など。
5. このような組織は Educational Management Organizations(以下EMOsと記述)や Charter Management Organization(以下CMOsと記述)と呼ばれ、主にEMOsはfor-profitの組織で、CMOsはnon-profitである。有名なEMOsの一つとしてEdison、CMOsの一つとしてKIPP(Knowledge Is Power Program)などがある。具体的には、Lake, Robin, Dusseault, Brianna, Melissa Bowen, Demeritt, Allison, Hill, Paul, 2010, *The National Study of Charter Management Organization (CMO) Effectiveness: Report on Interim Findings*, Mathematica Policy Research, Inc. and Center on Reinventing Public Education や Farrell, Caitlin, Nayfack, Michelle, Smith, Joanna, Wohletetter, Priscilla, Wong, Annette, 2009, *Scaling Up Charter Management Organizations: Eight Key Lessons for Success*, National Resource Center on Charter School Finance & Governance (URL: www.CharterResource.org) を参照。
6. Sacramento City Unified School District ホームページより。（2018年9月27日現在）

URL: <https://www.scusd.edu/district-program/dependent-charter-school>

7. Finn, Chester, Bruno V. Manno and Gregg Vanourek, 2000, *Charter Schools in Action: Renewing Public Education*. Princeton, NJ: Princeton University Press. Weil, Danny, 2009, *Charter School Movement: History, Politics, policies, Economic, and Effectiveness*, Amenia: NY, Grey House Publishing.
8. Wells, Amy Stuart ed, 2002, *Where Charter School Policy Fails: The Problems of Accountability and Equity*, Teachers College Press.
9. このようなチャータースクールは「mom and pop charters」と称されることもある。
10. Ravitch, Diane, 2013, *Reign of Error: The Hoax of the Privatization Movement and the Danger to America's Public Schools*. Alfred, A Knopf Publisher.
11. インタビュー対象者については通し番号で表記した。これは、本稿の中でインタビューデータを使用する場合は「インタビュー対象者②、インタビュー対象者⑦」といった記述をするためである。

「商業」の概念から考察する商業に関する教育の在り方

Commercial Education in Consideration of the Concept of “Commerce”

岡 一範¹

Kazunori Okada

海 住 信 行²

Nobuyuki Kaizyu

阪 本 明 士³

Akishi Sakamoto

(要 約)

「商業学」とは「商業」を研究対象とする学問であるので様々な学説がある。これは研究者が商業をどのように規定するのかということに起因するので、統一的な概念規定をすることは難しい。商業学説の中から商業概念についての内容解釈を行い、商業教育を進めるうえでの重要な学説は商業機能説であると結論付けた。また、学習指導要領および科目の変遷から、現在の商業教育は基礎基本が重視されている教育内容であることを明らかにした。最後に商業高校および商学系大学の卒業生は多様な進路を辿ることからも、今後、必要な教育としてどのような職場でも活躍することができるゼネラリスト教育の推進を提言した。

(キーワード)

商業 商業学説 学習指導要領 商業教育

1. はじめに

現在の大学では商業学を経営学部や経済学部の中で学ぶ体系になっていることが多い⁴。一方、流通論やマーケティング論を設置する大学が増加している。しかし、商業学は本当に流通論やマーケティング論に代位することが可能なのか。学問としての商業学の概念が拡張した結果、流通論やマーケティング論となったのか。それとも抱合されるものなのか。もしくは商業学はまだ存在しており、別の理論として流通論やマーケティング論が存在するのか。商業学とは商業を研究する学問であるが、商業をどう規定するのかによって答えは変わってくる。当然のことではあるが商業学ないし商業を研究、教育する上で商業の規定は最重要項目となる。

また、商業高校においても平成21年の学習指導要領の改訂において商業・流通に関する内容は、すべて「マーケティング分野」の中で流通チャネルや店舗開発などマネジメント活動の一部として学習されるようになり、商業高校では、科目としての商業・流通は存在しなくなった。ところが、平成32年度の学習指導要領の改訂において「商品開発と流通」という科目が新設され、流通に関連性の強い科目が復活することになった。しかし、流通チャネル等のマネジメント活動の中で商業や流通の中核まで学ぶことができるのか疑問である。

本稿では商業学説の中から商業概念についての内容を解釈し、学習指導要領の変遷の中で、教科「商業」の目標を通じて商業概念を検証し、今後の商業に関する教育の在り方について大学教員、高校教員

の立場から示唆をすることが目的である。

2. 商業の学説

商業に関する概念や研究の視点いわゆる商業学説には種々の論が見られる。それは各研究者が商業をどのように規定するのかということに起因するので、統一的な概念規定がなされていない。本章では商業学説をレビューし、若干の考察を加える。

2.1 交換説⁵

最も古い商業学説である。これは商業と交換を同一視する見解であり、さらに交換形態に即して3つに分けられる。

第1は交換一般を商業と解する立場である。この立場は交換が偶然的、例外的に行われるか、規則的、組織的に行われるかは区別していない。いわば、企業同士の交換、企業と消費者の交換、消費者同士の交換、貨幣と商品の交換、物々交換というように誰と誰が交換しても、何と何が交換されても、とにかく交換さえ行われればすべてが商業として捉えられる。

第2は規則的、組織的交換のみを商業と解する立場である。この立場は偶然的、例外的にしか行われないような交換は商業とみなさないが、規則的、組織的に交換が行われれば商業としてみなす見解である。ただ、規則的、組織的に交換が行われるにあたって、貨幣と商品の交換なのか、商品同士の交換なのかは問題ではない。

第3は限定的に貨幣による交換のみを商業と解する立場である。交換に貨幣を用いることで売買の形態となる。この立場は交換の形態としての売買を商業と規定するものであり、物々交換は除いて考えられる。

2.2 再販売購入説⁶

これは単なる販売や購買ではなく、買ったものを他方に売る場合の売買、いわゆる再販売購入を商業とする見解である。これも、生産者による販売を含むか否かによって分類される。

第1は再販売購入一般を商業とする立場である。この立場は購入したモノをそのまま販売するか、何らかの加工を施して販売するかを区別しない。販売と、その販売を達成するための購買が結合すれば商業とみなす。したがって、消費を目的とした購買は商業ではないが、生産者が原材料を購入し、それを加工して全く他のモノとなってから販売することも商業として認めるということである。つまり、この考えに立脚すると生産者も商業の従事者となる。

第2は生産を伴わない再販売購入を商業とする立場である。再販売購入に着目し、その主体、目的、方法などは問題としない。購入した商品に運搬や分割以外なら本質的な変化を加えないで販売する場合の再販売に限定して商業とする。つまり商人以外が再販売購入を行った場合も商業となる立場である。

第3は商人商業説とも呼ばれる立場がある。この立場は再販売購入を業とする商人が営利を目的に組織的・継続的に行う場合に限って商業とする立場である。つまり財を購入した場合、本質的变化を与え

ず、売却することで利潤を求める営利行為を商業とする。

2.3 配給説（組織体説）⁷

商業を生産者から消費者に至るまでの商品移転という事実に関連して規定しようとする見解であり、商品を生産者から消費者まで社会的に移転させる活動、ないしかかる活動が結合される結果としてあらわれる商品の社会的移転を普通配給と呼ぶことから、配給説と呼ばれる。配給説は大きく2つに分けられ、売買を担当する組織ないし企業が商業の対象となる。

第1は商品の社会的移転を商業と解する立場である。商品が生産者から消費者まで転々と社会を流通していく現象を配給といい、商業現象も同じ意味である。この立場は商業と流通を同一視している。

第2は商品を社会的に移転せしめる労働を組織的に行う経営体を商業と解する立場である。財貨の人的移転は人間の労働によって行われる。その目的を達成するための労働が統一的意思の下に組織されるとき、その組織体を商業と規定する。

配給説は売買を担当する組織をその対象としているので営利、非営利の目的を問うものではない。また売買を行うことを重点としているので、商業を行う組織体は商業者に限るものではなく、生産者や国家、消費者を問わない。向井鹿松がこの立場から商業を規定したことから配給説は「向井商業論」と呼ばれる。

2.4 商業機能説⁸

交換説、再販売購入説、配給説は活動ないし現象そのものの視点から商業を捉えるが、商業機能説は活動ないし役割が社会的に果たす役割あるいは作用を結果的に見ることによって商業と規定する見解である。つまり先述した3つの説を排除するのではなく、その機能を強調するものである。従って生産と消費を結びつける分離の克服をもって商業の機能としている。

- ①生産と消費との場所的分離の克服を商業の機能とする立場。
- ②生産と消費との場所的ならびに時間的分離の克服を商業の機能とする立場。
- ③生産と消費との場所的、時間的ならびに人的分離の克服を商業の機能とする立場。
- ④生産と消費との人的分離を克服することを商業の本質的機能とする立場。

谷口吉彦がこの立場から商業を規定したので商業機能説は「谷口商業論」と呼ばれる。

2.5 取引企業説⁹

配給説の不備に対応して整備しようと企画されたのが取引企業説である。「財の生産または提供に従事するところの生産企業を産業と総称し、生産または提供せられたところの財の流通に従事するところの取引企業を商業と総称する」と商業を取引企業という概念で結んでいる。商業の「商」は取引行為を意味し、「業」は経営体を意味し、合わせて取引行為経営体すなわち取引企業を意味する。

取引の客体は商品という有形財のみではなく、資本力や用役（サービス）も含まれ、売買のみでなく貸借取引も含まれる。また、取引企業を商業としているので、商業者が行う売買だけでなく、生産者、

銀行、運送業等が行う売買も区別なく商業としている。取引企業説は広義の立場で商業を展開しているので自ずと対象範囲が広くなる。福田敬太郎がこの立場から商業を規定したので取引企業説は「福田商業論」と呼ばれる。

2.6 資本説¹⁰

商業を商業資本の運動と捉える立場である。商業は商品流通に関する研究であり、研究対象は「商人の売買からなる商品流通ないし資本流通の独自の部分である」¹¹。流通過程は価値も剩余価値も生産しない不生産過程であり、その過程でのみ機能する商業資本は価値も剩余価値も生産しない。つまり商業者は仕入れた商品を修理、加工、他のものの付加等をすることなくそのまま販売するのである。

商業者が流通過程に介入することで販売と購買は二つの段階に分裂する。つまり生産者から商業者への販売と商業者から消費者へ販売する段階と、商業者の生産者からの購買と、消費者の商業者からの購買の段階の二つである。このときの商業者の行為は再販売購入となり、商業の対象となる。

生産を伴わない再販売購入が商業の対象になるのは、商業者の再販売購入は商品所有者でも消費者でもない、商業者自身の売買として商品所有者の販売および消費者の購買に外的に対立する存在となっているからである。商品所有者の販売と消費者の購買を結び全体としての交換ないし流通過程の部分課程となる。

この生産者でも消費者でもない第三者が流通過程に介入して行われる再販売購入は流通の部分過程であるが、他の部分とは異なる独自の一領域となり、商業と呼ばれる。森下二次也がこの立場から商業を規定したので資本説は「森下商業論」と呼ばれる。

2.7 考察

商業学説は上述した学説に分けられる。今回は代表的な学説をレビューしたが、この他にも商人商業説など様々な学説があるが、対象の広狭はあるにせよ共通しているのは商人の売買からなる商品流通ないし資本流通を研究対象としているということである。

福田敬太郎は「商業そのものの概念を時代に合わせて変えていくことが重要である」¹²と指摘している。私もこの考えに基本的に賛同するが反対の部分もある。商業の概念は固定的である必要はなく、時代の進展に伴って変化させられる部分も必要であるが、他方では商業概念が経済社会等の環境変化に対応しすぎると、本質が見えなくなる恐れがある。理論を構成する基本的な枠組みについては時代の変遷に左右されない部分を構成する必要がある。つまり変化させることができる部分と変化させてはならない部分の明確な線引きをしなければならない。

商業の研究、分析対象は商業者の活動である。これらの学説が提唱されてから数十年が経過し、現代の商業には分析可能な部分と困難な部分が生じてきている。本稿では論じないが、新たな商業理論や商業概念が構築されても良いのではないかと感じている。

一方、これらの学説の中で、どれが高等学校における「商業」教育に近いのかと言えば、商業機能説である。実教出版による『ビジネス基礎』、第3章経済活動と流通において「こんにちのように分業化

された社会では、商品の生産と消費の間にさまざまな隔たりがあり、この隔たりは経済の発展にともなってひろがる傾向にあります。そのため、この隔たりを橋渡しする役目を担う流通が、重要になっているのです。」¹³と記され、その後の人的隔たり、場所的隔たり、時間的隔たりの3つの隔たりを橋渡しするために商的流通と物的流通に分かれると展開されている。つまり、商業高校において必修科目であるビジネス基礎¹⁴が商業機能説に準拠して教育が進められていることから、大学における商業学説は様々だが、高校で商業の教育に携わるにあたっては商業機能説を定説と見ることができる。

3. 新学習指導要領から見る学習指導要領の変遷と商業概念

一般的に商業教育とは高等学校における商業教育を指す。しかし、先述した学説が種々あるように、高等学校における商業教育において商業概念をどう捉えるべきか、商業教育における商業が何を意味するのかについての定説がない。学問としての「商業」と商業教育の「商業」は、対象、目的、性格面等で一線を画して認識、考察するのが現実的である¹⁵。理論的アプローチをするのが商業学説であり、実践面でのアプローチをするのが商業教育における商業であるので、商業教育における商業の意味は、商業学説で論じられる「商業」よりも広範囲になる。商業教育を考えるとき、何を（商業に関する諸科目）、何時（学年）、どれだけ（単位）教えるのが望ましいかという商業課程論議を通じて教育が推進されていくので、自ずと商業の指導領域は拡大する¹⁶。

この点において基礎となるのが、学習指導要領であり商業学説でもあげた商業機能説である。ここからは商業教育の根底となる学習指導要領の変遷を商業高校および商業教育のターニングポイントと言われる昭和53年の改訂から現代に至るまでをレビューし、商業教育の変遷を分析、考察する。

3.1 昭和53年（1978）改訂の学習指導要領から見る商業教育

昭和53年の学習指導要領の改訂における「商業」の目標は「商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、国民経済における商業の意義や役割を理解させるとともに、商業の諸活動を合理的、実践的に行う能力と態度を育て、経済社会の形成者として望ましい資質を養う」¹⁷である。

この年代は高校進学率が上昇している一方で、商業科の生徒数の減少、商業科生徒の男女比率の逆転から商業教育のターニングポイントと言われる。当時は高度経済成長から低成長時代に入り、1973年の第1次石油ショック、1974年から1975年にかけての恐慌等、戦後最大の本格的な世界同時不況が起きた時代であった。この頃になると、高度経済成長期における生産力の向上と実質所得の上昇により作り出された巨大な国内消費市場によって小売業の業態革新が進み、スーパーマーケットを中心にセルフサービスの小売業が台頭し始めた。そして、その傾向は低経済成長の時代に入ってもチェーンオペレーションによる商品単価の低下を背景に維持された。

それまでの高度経済成長から先行きの不安定な経済状況を受けて、高等学校における商業教育も転換を迫られた。教科「商業」の目標にもそれは如実に現れており、それまでのツール偏重の教育内容から基本・基礎を重視する方向への転換が示された¹⁸。就職後に即戦力となることを想定して科目の細分化を一貫して進めてきた商業教育政策の方針は、総合的・基本的な知識やスキルの教授を重視する方針へ

と転換された。この方向転換は特定のスキルにのみ偏向した「すぐ使える労働力」から、イノベーションに応じてすぐさま「使えない労働力」へと変わってしまうことに対する反省から生じたのである¹⁹。

就職先で求められる能力が多様化してきたこと、先行きが不透明な時代であることから、特定のスキルに特化した専門家を育成するのではなく、どの科目においても基礎・基本、実践的で体験的な学習を重視して汎用能力の育成に力を入れるように学習指導要領が改訂されていった。

3.2 平成元年（1989）改訂の学習指導要領から見る商業教育

平成元年の学習指導要領の改訂における「商業」の目標は「商業の各分野に関する基本的・基礎的な知識と技術を習得させ、商業の意義や役割を理解させるとともに、経営活動を主体的、合理的に行い、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育てる。」²⁰である。

当時の時代背景の大きな特徴は就労形態の変化である。1980年代の急激な円高と大店法による大規模小売店舗に対する出店規制強化は、百貨店を海外出店へと向かわせ、大手総合スーパーマーケットをコンビニエンスストアへの出店加速へと向かわせた。さらに、セルフサービスの普及や小売販売に関わる技術の革新もあって、小売業における商業労働もそれに呼応した質的な転換、すなわち標準化が進んでいった。このように商業労働が標準化したこと、それまでは正社員でなければ対応することができなかつた仕事内容も高校生や大学生のアルバイト、主婦のパートで賄うことができるようになった。

このような時代背景を受け、商業教育も企業における組織人の育成を目指すことを強調し、その意図が「経営活動」「主体的」「経済社会の発展に寄与」という言葉によって示されている²¹。商業高校は簿記や経理、営業に関する科目を学習させることにより、即戦力となる事務職員の育成を目的としていた。しかし大学進学率の上昇もあり、従来は高卒者の職だったものに上位の学歴の者が就く「学歴代替雇用」の傾向が強まった²²。

高学歴志向と普通科志向の増加に伴い商業高校は社会変化のなかに埋没していく。ただ、商業高校は普通高校へ進学できなかった生徒の受け皿になるのではなく、商業から流通へ、国際化への適応を盛り込み、魅力発信に務めるようになった。商業経済科目群は、流通経済分野と国際経済分野に分化されることになる。表1が示すように流通経済分野には8科目、国際経済分野には2科目が設置される。このように商業教育の対象拡大は、商業教育の特徴をぼやけさせる皮肉な結果を招くことになった。その原因の一つには、教科「商業」の教員の問題性もあったと思われる。国際化への適応、マネジメント能力の育成といつても、それらを教授できる知識と経験を持った教員の数が極端に少なかった。つまり、文部科学省が提示した商業教育における目標の設定自体に無理があったのだ。

表1 平成以降学習指導要領による科目の変遷²³

商業の科目的変遷

教科の組織	平成元年	平成11年	平成21年	平成30年	備考
マーケティング分野	マーケティング 商業技術 流通経済 商品	マーケティング 商品と流通	マーケティング 商品開発 広告と販売促進	マーケティング 商品開発と流通 観光ビジネス	「マーケティング」と「広告と販売促進」を整理統合 「商品開発」の指導項目改善 新設
マネジメント分野	商業経済 経営 国際経済 商業法規 英語実務	国際ビジネス 経済活動と法 英語実務	ビジネス経済 ビジネス経済応用 経済活動と法	グローバル経済 ビジネスマネジメント ビジネス法規	「ビジネス経済」と「ビジネス経済応用」の整理統合 「ビジネス経済応用」の指導項目改善 「経済活動と法」の指導項目改善
会計分野	簿記 会計 税務会計 工業簿記	簿記 会計 会計実務 原価計算	簿記 財務会計Ⅰ 財務会計Ⅱ 原価計算 管理会計	簿記 財務会計Ⅰ 財務会計Ⅱ 原価計算 管理会計	
ビジネス情報分野	情報処理 情報管理 経営情報 文書処理 プログラミング	情報処理 ビジネス情報 文書デザイン プログラミング	情報処理 ビジネス情報 電子商取引 プログラミング ビジネス情報管理	情報処理 ソフトウェア活用 ネットワーク活用 プログラミング ネットワーク管理	「ビジネス情報」の指導項目改善 「電子商取引」の指導項目改善 「プログラミング」と「ビジネス情報管理」の指導項目の整理統合 「ビジネス情報管理」の指導項目分離
基礎的科目		ビジネス基礎	ビジネス基礎	ビジネス基礎 ビジネスコミュニケーション	ビジネス実務を再編
総合的科目	課題研究 総合実践 計算事務 商業デザイン	課題研究 総合実践	課題研究 総合実践 ビジネス実務	課題研究 総合実践	
科目数	21科目	17科目	20科目	20科目	

3.3 平成11年（1999）改訂の学習指導要領から見る商業教育

平成11年の学習指導要領の改訂における「商業」の目標は「商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスに対する望ましい心構えや理念を身に付けさせるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に行い、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育てる。」²⁴である。

この学習指導要領の策定作業と改訂はバブル景気中、施行はバブル経済崩壊後であった。バブル崩壊

後の長期に亘る不況は産業界に影響を与えただけでなく、高卒者に対する需要の低下をもたらした。特に商業高校や工業高校などの職業高校に大きな影響が出た。バブルの影響もあったが、手に職を付けて企業へ人材を輩出することで存在意義を保っていた商業高校が、そのためのスキルを身に付けることはできても、卒業後の就職先を確保することが難しくなったことで存続意義が薄れていくことになる。

技術革新、国際化、情報化、少子化、高齢化等、社会環境が大きく変化し、先行き不透明な時代での改訂では商業の範囲を拡大し、商業教育の方向性をビジネス教育へと転換させる大きな動きを見せた。ここではビジネス教育を商品の取引経済活動すべてをとらえた産業横断的なものであると定義づける。この改訂によりビジネス基礎が商業科目の基礎科目として位置づけられ、商業学習のガイダンスが入り、グローバル社会へ対応することを目的に英会話などのコミュニケーションの単元が導入された。

商業教育からビジネス教育に転換した背景には以下のことが挙げられる。平成に入り銀行の貸出制御、企業の経営難、バブルの崩壊など日本経済の失われた10年とも呼ばれる問題が発生した。この不況で就職できない高校生や大学生が生まれ、ニートが社会問題化した。

近年の商業者は商品開発も行っている。それ以外にも商業者独自の活動ではないが、輸送、保管、広告、市場調査等の商業補助機能の重要性も増している。このような背景から商業教育の対象範囲も「ものの生産から消費にかかる一連の経済活動」²⁵と広くなった。それまでは就職を中心に考えられていた商業教育も、進学と就職の比率の変化により進学対応が必要となったこの時点で専門性以上に基礎・基本の能力の育成に転換されたといえる。

3.4 平成21年（2009）改訂の学習指導要領から見る商業教育

平成21年の学習指導要領の改訂における「商業」の目標は「商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもってを行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。」²⁶である。

平成21年に学習指導要領の改訂が行われたのは、IT化、経済のサービス化、グローバル化等、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会が到来した時代である。このような時代の到来に対応し、ビジネスの諸活動を主体的・合理的に行う実践力、遵法精神や企業家精神を身に付けた創造性豊かな人材を育成するという観点から、科目の見直しが図られた。科目数は17科目から20科目に変更され「商業」や「流通」という文言が科目名から完全に姿を消した。前回の改定で挙げられた「ビジネス教育」が鮮明に表され、「マネジメント」重視にシフトしたことが見て取れる。商品の社会的な移転といった流通機能についてよりも、企業のマーケティングミックスの具体的な戦略というマネジメントの側面を重視した結果、これまでの「マーケティング」と「商品と流通」が「マーケティング」と「広告と販売促進」に分類再編整理された。

今回の改訂では、商業教育のコアを商品流通に関する教育からマーケティング教育へ転換したものになった。科目の編成により、ビジネスマナー、社会情勢の変化、雇用形態に伴う企業の責任やコンプライアンスの考え方、クラウドファンディングなどの新しい資金調達の方法が内容に加わった。また、ト

レードオフや希少性、機会費用、価格の決定、マーケティングの考え方や新しいマーケティング手法など「商品と流通」「マーケティング」の導入部分が追加された。英会話やビジネス英語などの内容は、「ビジネス実務」に再編された。

3.5 平成 32 年（2020）改訂（予定）の学習指導要領から見る商業教育

次回の学習指導要領は平成 32 年から順次移行する予定である。次回の学習指導要領での「商業」の目標は以下の通りである。

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。(2) ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う²⁷。

人工知能（AI）の飛躍的な進化、少子化の進展による人手不足、都市部と地方の格差拡大等、社会の変化は今まで以上に加速度を増し、将来を予測することが、より一層困難になっていくと考えられる。文部科学省の狙いはこれらに対応するために知識に加えて学びへの主体性や判断力、表現力を伸ばすことにある。従来の学習指導要領の「何を学ぶか」から「何ができるようになるか」「どのように学ぶか」へと視点の転換がされたが、教員の裁量を狭める心配もあるといえる²⁸。

前回の学習指導要領は、ゆとり教育路線のもとで減少した学習内容と学習時間を回復し「確かな学力」の育成を目指し、その目標は概ね達成された。しかし、授業に対する姿勢が受け身になりがちという問題点が指摘されている。そこで、次回学習指導要領では、受け身の授業から「主体的・対話的で深い学び」を実現すべく、学びの質的転換に向けた準備が必要だとしている²⁹。

前回の改定時にも指摘したが、商業高校における商業の科目にもかかわらず「商業」という冠がつく文言が完全に姿を消し、前回は姿を消した「流通」という冠がつく科目は復活する予定である。時代遅れという指摘もあるかもしれないが、商業高校における商業に関する科目を構成する以上は、科目名に「商業」と冠のつく科目を導入すべきである。

4. 今後の商業に関する教育の在り方

高校と大学の視点から今後の商業に関する教育の在り方を検討する。本稿では高等学校における商業に関する教育を「商業教育」と表しているが、専修学校や大学・短期大学も含め教育段階に限定されないという場合は「商業に関する教育」と表すことにする。商業系の大学学部・短期大学及び大学院での専門職教育では法科大学院、アカウンティング・スクール（会計専門大学院）やビジネス・スクールを除

いて、特定の専門職を意識した教育カリキュラムを用意しているところは少ない³⁰。商業系の高等教育機関の進路先での職種は総務、人事、営業、広報、販売等、企業経営を行ううえで重要な機能を担っている。これら幅広い職種に対応し、能力を発揮するために商業に関する教育はゼネラリスト教育でなければならない。

特別な教育プログラムで大学在学中に公認会計士に合格させる実績を有する大学もある。ただ、公認会計士というスペシャリストの能力を持っていても、組織に入り組織人として活躍するためにはそれだけではいけない。将来的に独立し自ら会計事務所を開設する場合、会計士としての専門能力はもちろん、顧客を集めるためのコミュニケーション能力や、従業員を雇った場合の管理者としての人材管理能力も必要になる。つまり、専門職を排出する大学であってもゼネラリスト教育を施した上でのスペシャリスト教育が必要になる。そのためには商業に関しての幅広いカリキュラムを学ばせることが必要になる。

商業に関する教育を受けたものは、全員にゼネラリスト能力と、特定の分野で組織の中でスペシャリストとして活躍できる能力を身に付けさせたいと考えている。大学では学部や学科の学びを網羅的に学ぶことができる科目を重視し、その中で一人ひとりが得意分野を見出し、主体的に学ぶ姿勢が取れるようになれば幸いである。そのためには、ゼミナールを中心とした少人数教育が軸になるとを考えている。上記のことより大学において今後重要となる教育はゼネラリスト教育であるのではないかと考える。

商業教育の在り方に関して3つの提言をしたい。一つ目は「近江商人の三方良しに学ぶ人づくり」³¹である。商業教育の原点でもある、この不易の思想を十分に理解して教育に取り組んでもらいたい。特に重視するのは地元企業などの地場産業へ雇用され即戦力となりうる現場で活躍できる人材育成である。そのためには、単に自分の利益だけを優先するのではなく、商業活動において社会的責任をもち、商業の基本となる生産者と消費者をつなぐ役割をもつ他社とのコミュニケーションがとれるコーディネート力とAIやIOTなど技術革新に対応していく技術的な実践能力が必要であると考える。

二つ目は「コンピテンシー・ベースの学力」である。これは日本商業教育学会会長の永井克昇の考えを参考に展開させていただく。コンピテンシー・ベースの学力とは「どのような問題解決を現に成し遂げるか」の学力論と言うことができる。商業教育が実学と呼ばれる根拠は、商業教育がコンピテンシー・ベースの学力育成を目指しているからである³²。この学力を育むために、理解していること、できることをどう活用するか、さらにはどのように社会、世界と関わりよりよい人生を送るかという資質・能力を身に付けさせたい。

三つ目は「ゼネラリスト教育の推進」である。進路の多様化に応じて就職、進学のどちらを取っても対応が可能な普遍的能力の育成をしていきたい。文部科学省による平成29年度学校基本調査では、商業科の卒業生65,535人のうち大学・短大・専門学校への進学者は35,400人、割合として52.3%、就職者（正規・非正規・一時的な職の合計）が28,429人、割合として42.8%である³³。

進学者に対しては高度な専門教育へ繋ぐための教育、就職者に対しては多様な進路に対応できる教育へと転換を図るとなれば、教育内容も基礎・基本の徹底が重要になると同時に、商業教育が実社会のどの場面でどのように活かされているのかを実感させなければならない。

高校、大学で商業に関する教育をする教員としてゼネラリストの教育を推進していきたいが、課題は

誰がどのように推進していくのかという主体と方法である。幅広い学問領域をカバーしていかなければならぬ以上、個々の教員の裁量だけでは難しく、当然ながら科目横断および教科領域を超えるクロスカリキュラムの学び³⁴が必要となる。そのためには学内外の教員間での情報交換が重要になる。組織として教育方法を充実させるための検討、勉強会を強化していかなければならない。

5. おわりに

商業学説の中から商業概念についての内容解釈と、戦後の学習指導要領の変遷の中で、教科「商業」の目標を通じて商業概念を分析し、商業教育の在り方について大学教員、高校教員の立場から示唆をしてきた。商業に関しての概念は複雑多岐に亘っているが、高等学校での「商業」に着目した場合は、商業機能説を軸に展開されていることが明らかになった。

地域を取り巻く環境は厳しさを増し、地域を支える人材が求められている現在では、地域に根ざした教育を受けている学生や生徒は、おのずと地域からの期待が高まっている。だからこそ学んでいる教育の素晴らしさを教員も学生・生徒も再認識して、自信と誇りを持ち、教育を推進していきたい。

大学教育に携わるものとして、今後は新しい学習指導要領に対応すべく、高等学校での教育内容を検討し、それを受け、商業系の短大・大学へ進学している学生に対して、理論と実践面から一貫性のある教育を提供できるように、教員同士の連携も含め研鑽していきたい。

【註】

- 1 高田短期大学講師
- 2 高田短期大学特任講師
- 3 津商業高等学校教諭
- 4 2018年9月現在商学部設置大学は31大学（国公立、私立合計）
- 5 森下二次也『現代商業経済論』有斐閣、1960年、p.29
- 6 久保村隆祐、荒川祐吉編『商業学』有斐閣、1974年、p.60
- 7 詳しくは向井鹿松『配給市場組織』丸善、1929年をご参照のこと
- 8 詳しくは谷口吉彦『配給通論』千倉書房、1953年をご参照のこと
- 9 詳しくは福田敬太郎『商学総論』千倉書房、1955年をご参照のこと
- 10 詳しくは森下二次也『現代商業経済論』有斐閣、1960年をご参照のこと
- 11 森下二次也、同上書、p.29
- 12 福田敬太郎『商学入門』廣文社、1953年、pp.11-12
- 13 片岡寛、清水啓典他『ビジネス基礎』実教出版、2017年、p.45
- 14 詳しくは実教出版『ビジネス基礎』をご参照のこと
- 15 小見山隆行「商業概念と商業教育の一考察」『商学研究第46卷第1・2号』愛知学院大学、2005年、p.39
- 16 同上論文、pp.39-40
- 17 文部科学省学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/main4_a2.htm) 2018年11月20日ア

クセス

- 18 番場博之『職業教育と商業高校』大月出版、2010年、pp.72-74
- 19 同上書,p.78
- 20 文部科学省学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/main4_a2.htm) 2018年11月20日アクセス
- 21 番場、前掲書、p.92
- 22 川合宏之「商業教育における高大連携の意義」『流通科学大学高等教育推進センター紀要』第1号、2016年、p.26
- 23 日本商業教育学会『教職必修最新商業科教育法』実教出版 2011年、文部科学省『高等学校新学習指導要領解説 商業偏』実教出版 2010年を参考に筆者作成
- 24 文部科学省学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/main4_a2.htm) 2018年11月20日アクセス
- 25 日本商業教育学会、前掲書、p.32
- 26 文部科学省学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/main4_a2.htm) 2018年11月20日アクセス
- 27 文部科学省学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/main4_a2.htm) 2018年11月20日アクセス
- 28 赤松千春「商業教育の変遷と現状」『商大論集』51巻2号、2018年、p.212
- 29 同上論文、p.212
- 30 紫健次、森田雅也、岩崎千晶「高大連携における経営教育の位置づけに関する考察」『関西大学高等教育研究』第3号、2012年、p.50
- 31 海住信行「教材研究のトリビアの種～これからの三重の商業教育を担う皆様へ～」『三重の商業教育』第51号、2014年
- 32 永井克昇「これからの中等商業教育と日本商業教育学会」商業教育資料107号、2017年
- 33 平成29年度文部科学省学校基本調査 (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon) 2018年10月26日アクセス
- 34 番場博之ほか『高等学校と商業教育』八千代出版、2018年、p.89

乳幼児の基本的生活習慣の獲得に関する研究3 －保育者調査にみる排泄、清潔、着脱衣習慣の獲得と指導－

Research on the Fundamental Habits of Daily Living in Early Childhood 3
— Acquisition of Habits and Its Instruction Relating to Excretion, Cleaning, and
Taking off and Putting on Clothes from a Survey Conducted among Childcare Workers —

鶴 見 裕 子

Hiroko Sumi

宮 崎 つた子

Tsutako Miyazaki

(要約)

保育者を対象に、子どもの排泄と清潔、着脱衣の生活習慣の獲得過程の変化とその指導について調査した。保育者が感じる習慣の獲得時期は排泄では遅くなるとする傾向が、清潔は早くなるとする傾向がみられた。排泄と着脱衣の獲得項目には保育職の経験の長さにより有意差があるものがあった。保育の場では各習慣を獲得するための指導において発達に即した個別対応がなされていた。また、習慣を身につけるだけでなく、獲得過程での意欲や達成感を育むことを大切にする指導もなされていた。さらに、習慣の獲得には家庭との連携は不可欠であるため、園での子どもの様子や取り組みを伝えるなどして子どもの状況を共有するとともに、生活習慣の大切さを保護者に伝えて意識を高める努力がなされていた。

(キーワード)

排泄習慣 清潔習慣 着脱衣習慣 保育者 指導

I. 緒言

子どもが健全に成長し、人として社会生活を営む上で身につけておかなければならぬ一つが基本的生活習慣である。基本的生活習慣とは、日常生活に必要な行動で繰り返し行われる生活行動の中、最も基本的な食事、睡眠、排泄、清潔、着脱衣の5つの習慣にあたる。この5つの習慣を身につけることが幼児期の重要な発達課題とされ、その獲得は子どもの精神面の発達にも大きく関与するとされている¹。

幼児期に基本的生活習慣を獲得するためには、大人が子どものモデルとなる必要があり²、家庭環境とともに保護者の意識や姿勢が子どもの生活習慣獲得に対して重要である。近年、我が国の家庭環境は核家族化、少子化の進行、共働き家庭の増加など社会状況が変化しており、「家庭の教育力の低下」も問題視された中で、生活習慣獲得の困難や生活習慣の乱れが子どもの日常生活に対し様々な影響を及ぼしていることが分かっている³。また、基本的生活習慣はこれまで家庭生活で獲得されるとの前提から、今では集団保育の場が担う割合が大きくなり、その取り組みの重要性が増している⁴。実際に「幼稚園教育要領⁴」や「保育所保育指針⁵」にも発達に即した自立に向けた支援や家庭との連携の重要性が示されている。

筆者らは、子育て支援の取り組みの基礎資料を得る目的で基本的生活習慣に関する調査研究を行って

きた。これまでに、子どもの年齢ごとに基本的生活習慣の獲得における保護者の不安意識や子育て意識は習慣ごとに異なり、子育て支援広場利用者とその支援者間でそれらの意識に差があることを報告した⁶⁻⁸。また、食と睡眠の習慣と保護者の育児意識との関連を示した⁹。さらに、保護者への調査から現在の乳幼児の基本的生活習慣獲得時期の基準が変化している実態を明らかにした¹⁰。本報では、保育者への習慣の獲得過程の変化と保育の場での指導展開の状況についての調査より、前報¹¹の乳幼児の食事と睡眠習慣に続き、排泄、着脱衣、清潔の3習慣の獲得と指導状況について報告する。

II. 方 法

平成28年3月にA県内の調査に協力の得られた保育園（17園）に対して、園の責任者に依頼文を添えて当該園の保育者を対象とした無記名自記式調査票を郵送にて配布し、郵送回収をした。

調査票は保育者自身が日頃感じている基本的生活習慣の獲得時期と指導上の留意点について選択肢と自由記述で構成した。内容は①基礎属性、②5つの基本的生活習慣の獲得過程（獲得時期の変化）については、高橋ら¹²により発達基準が示されている項目については質問紙に明示し、「早くなつた」、「変わらない」、「遅くなつた」の選択肢と具体的な内容の自由記述での回答を求めた。③保育の場での基本的生活習慣を指導する上での留意点については、留意点の有無と具体的な指導内容の記述を求めた。なお、②の獲得時期のうち今回報告する3つの習慣の項目と明示した基準を表1に示した。

表1 質問紙に提示した発達基準

排泄		清潔		着脱衣	
排泄後の通告	2歳6ヶ月	就寝前の歯磨き	1歳6ヶ月	脱ごうとする	1歳6ヶ月
排泄前の通告	3歳	歯磨きの自立	5歳	着ようとする	2歳
オムツ離れ	3歳6ヶ月	手洗いの自立	2歳6ヶ月	着脱衣の自立	3歳6ヶ月
排尿の自立	3歳6ヶ月	石鹼の使用	3歳	靴着脱の自立	2歳6ヶ月
排便の自立	4~5歳	洗顔の自立	3歳	前鈎掛け外し	3歳6ヶ月

分析は各項目でデータを集計し、保育職の経験年数で層別にして χ^2 検定で分析した。統計分析にはSPSS19.0を用いて危険率5%未満を有意とした。また、指導に関する自由記述は、高橋ら¹²が示した具体的な指導方法の項目を参考に分類した。

倫理的配慮として、調査票には研究の主旨や調査結果は個人を特定するものでないこと、回答内容で対象者が不利益になることはない等を紙面に示し、返信をもって同意を得た。なお、本研究は高田短期大学研究倫理委員会の承認（高短第956-3号）を得て実施した。

III 結果および考察

1. 対象の属性

回答を得た113名より、それぞれの項目で記入不備を除いた排泄91名（有効回答率80.5%）、清潔78名（有効回答率69.0%）、着脱衣75名（有効回答率66.4%）を分析対象とした。性別はほとんど女性であった。その他の基礎属性を表2に示した。

表2 3習慣調査ごとの属性

属性		排泄		着脱衣		清潔	
		n=91		n=75		n=78	
		度数	%	度数	%	度数	%
年齢	20代	36	39.6	27	36.0	32	41.0
	30代	21	23.1	17	22.7	19	24.4
	40代	17	18.7	14	18.7	15	19.2
	50代	14	15.4	12	16.0	9	11.5
	60代	1	1.1	1	1.3	1	1.3
	無回答	2	2.2	1	1.3	2	2.6
職場経験	1~5年	27	29.7	20	26.7	25	32.1
	6~15年	26	28.6	24	32.0	24	30.7
	16~25年	19	20.9	16	21.3	16	20.5
	26~年	10	10.9	9	12.0	7	9.0
	無回答	9	9.9	6	8.0	6	7.7
担当児	0歳	16	17.6	12	16.0	15	19.2
	1歳	16	17.6	12	16.0	12	15.4
	2歳	21	23.1	18	24.0	18	23.1
	3歳	17	18.7	12	16.0	15	19.2
	4歳	8	8.8	6	8.0	6	7.7
	5歳	6	6.6	6	8.0	5	6.4
	6歳	1	1.1	1	1.3	0	0.0
	無回答	6	6.6	8	10.7	7	8.9
資格	あり	89	97.8	73	97.3	76	97.4
	なし	2	2.2	2	2.7	2	2.6

年齢は20歳代～30歳代が6割を占めており、保育の職場経験は5年まで、15年まで、16年以上がそれぞれ3割であった。また、ほとんどが有資格者であった。

2. 排泄習慣について

(1) 排泄習慣の獲得

保育者が感じる排泄習慣の獲得についての結果を表3に示した。「排泄習慣の獲得時期に変化を感じたことがあるか」の設問の回答は「ある」が56.0%、「ない」が44.0%で、半数の保育者が排泄習慣獲得過程に変化を感じていた。発達基準を提示した調査項目の結果では、「オムツ離れ時期」は4割、それ以外の項目は5割以上の保育者が獲得時期は「変わらない」と回答していた。変化があるとした回答（「早くなった」もしくは「遅くなった」）をみると、「オムツ離れ時期」は39.6%の保育者が遅くなつたと回答した。排泄の通告では「事後通告時期」、「排泄予告時期」が遅くなつたと感じる保育者が30%程度あった。また、「排尿の自立時期」、「排便の自立時期」の排泄行動の獲得も遅くなつたとの回答が多くかった。一方、「排便の規則性（決まった時間に排便できる）のある子どもの数」が減ったとの回答が35.2%あった。

獲得過程の変化の捉え方には保育経験により違いが生じることが推察される。そこで今回は発達基準を提示して調査を行ったが、経験年数による差をみるために保育の職場経験が5年まで、15年まで、16年以上の経験3区分で比較した。その結果、保育職の経験が長い保育者の方が排泄習慣の獲得時期に変

化を感じるとする回答が有意に高かった ($p=0.039$)。また、「排泄事後通告 ($p=0.034$)」、「排泄予告 ($p=0.012$)」、「排尿の自立時期 ($p=0.012$)」、「排便の自立時期 ($p=0.035$)」で有意な差がみられ、経験の長い保育者の方が遅くなったと感じ、「排便の規則性がある子 ($p=0.037$)」では有意に減ったと感じていた。「オムツ離れの時期」では経験による有意差は認められなかった。

保育者が獲得過程の変化した要因をどのように捉えているかを各設問の自由記述の内容より探った。排泄習慣獲得の遅れの要因として、紙オムツの性能の向上とそれへの依存により親の排泄習慣獲得に対する意識の低さが記述にみられた。また、排便の規則性がないことで便秘の子が多い実情が述べられた。

表3 保育者が感じる排泄習慣の獲得の変化

排泄習慣の項目	全体 (n=91)	職場経験年数 (n=82) ¹⁾						検定 ²⁾ P値	
		~5年 (n=27)		6~15年 (n=26)		16年~ (n=29)			
		度数	%	度数	%	度数	%		
獲得時期に変化を感じる	ある	51	56.0	12	44.4	13	50.0	22 0.039	
	ない	40	44.0	15	55.6	13	50.0	7 *	
事後通告（排泄後の通告）時期	早くなつた	14	15.4	6	22.2	3	11.5	2 0.034	
	変わらない	53	58.2	17	63.0	19	73.1	14 *	
	遅くなつた	24	26.4	4	14.8	4	15.4	13 44.8	
予告（排泄前の通告）時期	早くなつた	9	9.9	5	18.5	2	7.7	2 0.012	
	変わらない	54	59.3	17	63.0	20	76.9	12 *	
	遅くなつた	28	30.8	5	18.5	4	15.4	15 51.7	
オムツ離れ時期	早くなつた	17	18.7	6	22.2	4	15.4	5 0.209	
	変わらない	38	41.8	13	48.1	14	53.8	8 27.6	
	遅くなつた	36	39.6	8	29.6	8	30.8	16 55.2	
排尿の自立時期	早くなつた	12	13.2	5	18.5	2	7.7	3 0.012	
	変わらない	54	59.3	17	63.0	21	80.8	12 *	
	遅くなつた	25	27.5	5	18.5	3	11.5	14 48.3	
排便の自立時期	早くなつた	12	13.2	5	18.5	2	7.7	3 0.035	
	変わらない	53	58.2	18	66.7	17	65.4	11 *	
	遅くなつた	26	28.6	4	14.8	7	26.9	15 51.7	
排便の規則性（決まった時間に排便できる）子の数	増えた	6	6.6	4	14.8	1	3.8	0 0.037	
	変わらない	53	58.2	18	66.7	12	46.2	18 62.1	
	減った	32	35.2	5	18.5	13	50.0	11 37.9	

1)職場経験年数の無回答9を除く

2) χ^2 検定 *: $P < 0.05$

(2) 排泄習慣の指導

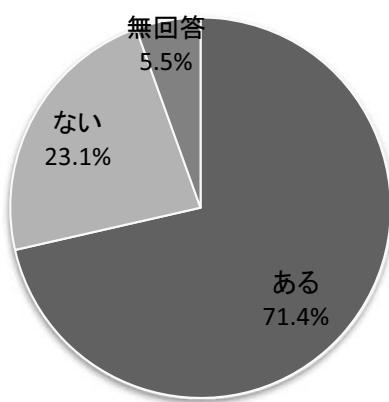


図1 排泄習慣指導の留意点 (n=91)

排泄習慣の指導上の留意事項の有無の結果を図1に示した。排泄の指導で留意していることが「ある」の回答が71.4%の保育者であった。留意事項の有無では保育職の経験により有意な差がみられ($p=0.007$)、保育経験が5年までは留意事項は「ない」が、16年以上は「ある」が多い傾向であった。自由記述を確認し、具体的な排泄の指導方法と家庭連携のカテゴリーで内容を分類した。結果を表4に示した。具体的な指導内容は「トイレ誘導」に関する内容が最も多く、時間や活動にあわせて日常の決まった時間に誘導することで習慣づけにつなげる指導と、一人ひとりの排泄間隔での誘導指導がみられた。次

いで多かった項目は「排泄方法」で、特に紙による拭き方の指導がみられた。また、「排泄意識の醸成」や「個人差への配慮」では一人ひとりの発達に合わせて、排泄の大切さや、失敗した時や成功した時の言葉がけなどの対応による配慮がなされ、子どもの排泄に関する正しい意識づけにつながる指導が行われていた。さらに、習慣確立のための「家庭との連携」として、園での様子を伝えるなど、家庭と協力・連携の重要性を示す内容が記述にみられた。

表4 排泄習慣の指導で留意している内容

記述分類	記述数	記述例
排泄方法・始末	13	<ul style="list-style-type: none"> ・男の子は便器にひついてすること、女の子はお尻の所まで拭くこと。 ・トイレをきれいに使う。 ・排便後、きれいに自分で拭く練習をする。 ・排便の時はおしりのふき方を個人的に教えている。
トイレ誘導	35	<ul style="list-style-type: none"> ・出なくとも一緒にトイレへ行く。 ・子どものおしっこの間隔にだいたい合わせてトイレに誘い、できたらほめる。 ・1歳児 オムツを脱いだ時にトイレに連れて行き言葉を添え促す。 ・活動前後に排泄へ行く。 ・ぬれていない時、トイレやおまるに座らせてみたりする。 ・個々の発達にあわせ時期を逃さず、決まった時間にトイレに誘い、排尿・排便のタイミングをつかんでいく。
排便リズム	4	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの排泄リズムを把握し、気長に根気よく進めていく。 ・排泄が毎日でないため、水筒のお茶の減りをチェック。
個人配慮	15	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレトレーニングを一人ひとりに合わせて進めている。 ・一人ひとりの子どもの合図を見逃さないようにして「○○でたね」とほめてすぐ交換している。 ・年齢ではなく一人ひとりの状態に合わせて進めている。
排泄意識の醸成	21	<ul style="list-style-type: none"> ・おしつこや便が上手に出た時は、ほめて自信につなげる。 ・自分で告げて行けるようになったらほめる。 ・排尿したり排便があつたりした時もすばやく気がついてオムツ交換をしていき、さっぱりと気持ちよくなつたことを気づいてもらえるようにしていく。 ・トイレで排泄することが気持ちの良いことだと感じられるようにする。 ・トイレトレーニング中に失敗してもしかつたりせず、次は行けるように声をかける。
家庭との連携	15	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園での様子や排せつの間隔を伝え、家庭でもトイレトレーニングをしてもらうよう声を掛けている。 ・家庭と同じようにすすめていく。 ・排泄の習慣は園、家庭が連携し取り組めるように園での様子、家庭での様子を知らせ合う
その他	7	<ul style="list-style-type: none"> ・排便の際は、どんな便か確認するようにしている。 ・年少になるまでに、できるだけパンツで過ごせるようになるようにしている。

(n=73 総記述数 96)

以上より、保育者は乳幼児の排泄習慣の獲得について、その時期の変化を半数が感じており、7割が指導で留意していると回答していた。著者らの保護者を対象とした獲得時期の実態調査¹⁰においても、オムツの離脱、排便排尿の通告、排泄の自立時期が遅れてきていた。その大きな要因は、オムツ内の蒸れ（不快感）と尿の吸収量を向上させ続ける紙おむつの普及と、保護者のオムツ依存とトイレトレーニングへの苦手意識といえる。保育現場では、排泄自立は神経系の発達に伴って進んでいく仕組みを理解し、一人ひとりへの直接的な指導がなされていることが伺えた。また、家庭への働きかけも個々の状況に応じて、園と連携して取り組んでいけるように保護者の意欲を高める工夫がみられた。しかし、指導に関して経験年数の若い保育者は留意すべき事項が無いとする傾向がみられた。金山¹³の保育者調査でも保育者の多くは現状では家庭と保育者が同様に排泄の習慣形成に取り組んでいるが、本来は家庭が主導で行うべきとの見解を持っていること、また、保育者の年齢に差異があり、若年者が援助や家庭への働きかけの意識が少ないことが示された。乳幼児が排泄習慣を獲得するためには、保育現場での個別対応と、園と家庭が取り組みを共有し、連携を深めることを保育者全体で共通認識して進めていくことが

重要といえる。

3. 清潔習慣について

(1) 清潔習慣の獲得

保育者が感じる清潔習慣の獲得についての結果を表5に示した。「清潔習慣の獲得時期に変化を感じたことがあるか」の設問に回答は「ある」が42.3%、「ない」が57.7%であった。発達基準を提示した調査項目ではおよそ7割の保育者が獲得時期には変化がないと回答した。変化があるとした回答（「早くなつた」もしくは「遅くなつた」）をみると、「朝の歯磨きが一人でできる時期」、「一人で手が洗える時期」、「石鹼を使って洗える時期」が早くなつたと感じる保育者が多かった。「一人で顔が洗えるようになる時期」については遅くなつたが多い傾向であった。

表5 保育者が感じる清潔習慣の獲得の変化

排泄習慣の項目		全体 (n=78)		職場経験年数 (n=72) ¹⁾				検定 ²⁾ P値		
		度数	%	度数	%	度数	%			
獲得時期に変化を感じる	ある	33	42.3	9	36.0	11	45.8	10	43.5	0.766
	ない	45	57.7	16	64.0	13	54.2	13	56.5	
就寝前の歯磨き時期	早くなつた	14	17.9	1	4.0	6	25.0	5	21.7	
	変わらない	56	71.8	22	88.0	17	70.8	13	56.5	0.061
	遅くなつた	8	10.3	2	8.0	1	4.2	5	21.7	
朝の歯磨きが一人でできる時期	早くなつた	13	16.7	4	16.0	4	16.7	3	13.0	
	変わらない	61	78.2	21	84.0	18	75.0	18	78.3	0.667
	遅くなつた	4	5.1	0	0.0	2	8.3	2	8.7	
一人で手が洗える時期	早くなつた	16	20.5	6	24.0	6	25.0	2	8.7	
	変わらない	56	71.8	16	64.0	17	70.8	19	82.6	0.477
	遅くなつた	6	7.7	3	12.0	1	4.2	2	8.7	
石鹼を使って洗える時期	早くなつた	20	25.6	7	28.0	4	16.7	6	26.1	
	変わらない	50	64.1	16	64.0	18	75.0	13	56.5	0.631
	遅くなつた	8	10.3	2	8.0	2	8.3	4	17.4	
一人で顔が洗えるようになる時期	早くなつた	3	3.8	1	4.0	1	4.2	1	4.3	
	変わらない	63	80.8	22	88.0	19	79.2	16	69.6	0.580
	遅くなつた	12	15.4	2	8.0	4	16.7	6	26.1	

1)職場経験年数の無回答6を除く

2) χ^2 検定

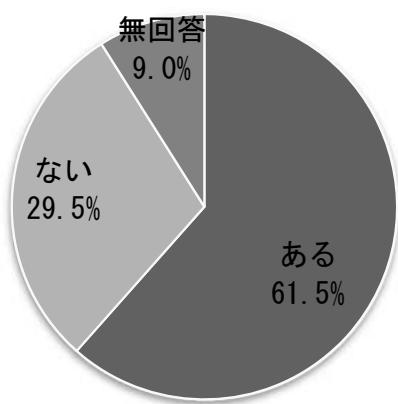
各設問の自由記述から、「歯磨き」については、年齢・月齢に合わせた乳幼児用の歯ブラシが広く販売されていることと、健診での歯磨き指導で早くからケアする保護者が多く、意識が高いことが挙げられていた。「石鹼の使用」は早くなつていている傾向があるが、泡プッシュ式の普及によることと、それに伴い固形石鹼が泡立てられないとの記述がみられた。

また、清潔の習慣獲得時期については保育者の経験年数による有意差がある調査項目はなかった。

(2) 清潔習慣の指導

清潔習慣の指導上の留意事項の有無の結果を図2に示した。清潔習慣の指導で留意していることが「ある」と回答した保育者が61.5%、「ない」は29.5%、無回答が9.0%あった。前述の排泄習慣と同様に具体的な清潔の指導方法と家庭連携のカテゴリーで記述内容を分類した。

結果を表6に示した。具体的な指導内容では「手洗い」に関連したものが最も多く、次いで「うがい」、



「鼻かみ」、「歯磨き」の順であった。「手洗い」、「うがい」は保育者が子どもと一緒に手洗いやうがいを行うことや、手本を見せるなどの方法がとられていた。「鼻かみ」ではまず鼻水が出ていることを伝えて子ども自身に出ていることに気づかせる配慮がみられた。また、清潔の大切さや心地よさを伝えるなど「清潔感の醸成」を意識した記述も多くみられた。指導方法として絵本や歌、ペーパーサートなど保育実践の取り組みが挙げられていたのが排泄、着脱衣の習慣と異なり特徴的であった。

図2 清潔習慣指導の留意点 (n=78)

表6 清潔習慣の指導で留意している内容

記述分類	記述数	記述例
歯磨き	7	・歯の磨き方など個人によってバラつきがある為、全体で実際にした後、個別で見ながら ・歯磨き、フッ化物洗口による虫歯予防の習慣。
手洗い	44	・排泄後、ごはん前、戸外あそび後等こまめな手洗い。 ・しっかり手が洗えるよううたううたい指導している。 ・保育士が側について一緒に洗い、消毒をしっかりとする。 ・手洗いは基本。手本を見せて大人からする。 ・過度にきれいにするのではなく、どろんこ等や砂あそびをしてその後は手洗い等を十分にする。
うがい	10	・感染症の流行る時期などは、特に手洗いうがいを徹底させる。 ・うがいなどできるだけ保育士が見本を見せながら一緒に行うようにしている。
鼻かみ	9	・鼻水が出たら出ている事を促し、きれいに拭いてあげたり、拭ける子はティッシュで自分で拭く。 ・鼻をかむ等気になった時はすぐ声をかける。
個人配慮	5	・月齢に合わせて声をかけた、一緒に行ったり、さりげなく手を添えたりと、その時その子に合わせて援助していく。
清潔意識の醸成	13	・年齢に応じてであるが、そのことの必要性を知らせ、習慣づくようにしている。 ・きれいになって気持ちよくなることを伝え、大きい子には時に鏡で顔を見て、汚れていることも確認させてからきれいにする。 ・毎日の生活の中で、習慣づけていくようにし、“さっぱりした” “気持ちいい”など、子どもが感じられるようにしていく。
家庭との連携	1	・個別で見ながら家庭に協力してもらう。
その他	6	・タオル、おしぼりは個人持ちで、全員分をいっしょに洗わない。 ・清潔と病気、身だしなみの大切さやかかわりについて伝えていきたい。

(n=69 総記述数 82)

以上より、保育者は乳幼児の清潔習慣の獲得について、4割が獲得時期に変化を感じており、6割が指導で留意していると回答した。保護者の調査¹⁰でも、「鼻をかむ」、「顔を洗う」は変化がなかったが、「手洗い」、「歯磨き」、「顔をふく」は獲得が早くなつた習慣であった。これらは保護者や社会全体の清潔に関する意識の高さの表われと考えられる。除菌に対する製品や、歯ブラシ、手洗い石鹼など習慣獲得を促す製品の普及が大きいといえる。保育の現場では、具体的な方法の指導にとどまらず、清潔であることの必要性やきれいは気持ちよいという感覚を持つことができるような発達を押さえた指導に留意されていることが伺えた。また、その方法として日常の保育の中での絵本や紙芝居、歌、手遊びなどの教材を使用する間接的な取り組みにより興味関心が高められていた。今後は、保護者にも子どもの清潔意識を育むことの大切さを伝えていくことも重要といえる。

4. 着脱衣習慣について

(1) 着脱衣習慣の獲得

保育者が感じる着脱衣習慣の獲得についての結果を表7に示した。「着脱衣習慣の獲得時期に変化を感じたことがあるか」の設問に回答は「ある」が38.7%、「ない」が61.3%であった。発達基準を提示した調査項目では、「自分から脱ごうとする時期」や「自分から着ようとする時期」の着脱意欲には7割以上の保育者が獲得時期には変化なしと回答した。一方、「簡単な衣服の着脱が一人でできる時期」は変わらないとする保育者は52.0%、「一人で靴の脱ぎ履きできる時期」が変化なしは66.7%であり、ともに「早くなつた」と「遅くなつた」が同程度であった。「ボタン掛け外し時期」は変化があるとした回答では遅くなつたとする保育者が多かった。各設問の自由記述では、家庭での衣服の着脱時に、子どもが自身でしようと試みている時に、保護者が待てずに先に手を出してしまい、子どもの自立を阻んでいるとする記述が多くみられた。

保育者の経験年数による比較では、保育職の経験が長い保育者の方が「自分から着ようとする時期」(p=0.008)、「前ボタンの掛け外し時期」(p=0.030)、「後ろボタンの掛け外し時期」(p=0.039)、では有意な差がみられ経験15年以上の保育者は遅くなつたと感じていた。

表7 保育者が感じる着脱衣習慣の獲得の変化

排泄習慣の項目	全体 (n=75)	職場経験年数 (n=69)						検定 ²⁾ P値		
		~5年 (n=20)		6~15年 (n=24)		16年~ (n=25)				
		度数	%	度数	%	度数	%			
獲得時期に変化を感じる	ある ない	29 46	38.7 61.3	7 13	35.0 65.0	10 14	41.7 58.3	11 14	44.0 56.0	0.822
自分から脱ごうとする時期	早くなつた 変わらない 遅くなつた	4 57 14	5.3 76.0 18.7	0 17 3	0.0 85.0 15.0	2 19 3	8.3 79.2 12.5	2 16 7	8.0 64.0 28.0	0.388
自分から着ようとする時期	早くなつた 変わらない 遅くなつた	5 56 14	6.7 74.7 18.7	4 15 1	20.0 75.0 5.0	1 20 3	4.2 83.3 12.5	0 16 9	0.0 64.0 36.0	0.008 **
簡単な衣服の着脱が一人でできる時期	早くなつた 変わらない 遅くなつた	16 39 20	21.3 52.0 26.7	7 10 3	35.0 50.0 15.0	5 14 5	20.8 58.3 20.8	0 12 11	0.0 48.0 44.0	0.082
一人で靴を脱ぎ履きできる時期	早くなつた 変わらない 遅くなつた	11 50 14	14.7 66.7 18.7	4 15 1	20.0 75.0 5.0	4 14 6	16.7 58.3 25.0	2 16 7	8.0 64.0 28.0	0.288
前ボタンの掛け外し時期	早くなつた 変わらない 遅くなつた	13 43 19	17.3 57.3 25.3	7 10 3	35.0 50.0 15.0	2 17 5	8.3 70.8 20.8	2 13 10	8.0 52.0 40.0	0.032 *
後ろのボタンの掛け外し時期	早くなつた 変わらない 遅くなつた	0 59 16	0.0 78.7 21.3	0 18 2	0.0 90.0 10.0	0 20 4	0.0 83.3 16.7	0 15 10	0.0 60.0 40.0	0.039 *

1) 職場経験年数の無回答6を除く

2) χ^2 検定 * : P<0.05 *** : P<0.01

(2) 着脱衣習慣の指導

着脱衣習慣の指導上の留意事項の有無の結果を図3に示した。着脱衣の習慣の指導で留意していることが「ある」と回答した保育者が70.7%、「ない」は22.7%、無回答6.7%であった。前述と同様に具体的な着脱衣の指導方法と家庭連携のカテゴリーで記述内容を分類した。結果を表8に示した。具体的な指導内容では自分でしようとする意欲・行動を大切にし、自立を促す指導の記述が主であった。

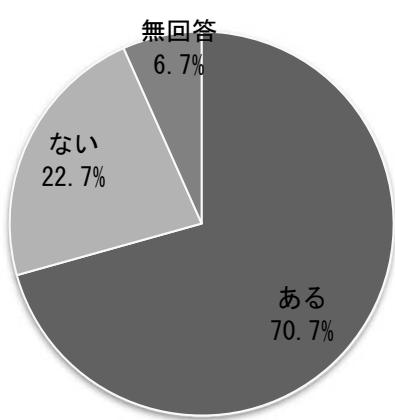


図3 着脱衣習慣指導の留意点 (n=75)

子ども自身が取り組みやすいような衣類や場の環境を整える配慮がなされていた。指導方法では見守りや声掛け、反復等、子ども個々の成長段階にあわせた援助がみられ、できた時には褒めて自信につなげ、次のステップへと導いていた。また、着脱ができる機能の発達を促すために遊びの場面を取り入れるなどの工夫もみられた。

以上より、着脱衣習慣の獲得について変化を感じている保育者は4割であった。著者らの獲得時期調査¹⁰では着脱衣に対する子どもの意欲の時期には変化はないが、着脱動作は早くなっている実態が明らかになった。この一因は衣服の形態や素材の変化により着脱が容易な衣服

の普及が大きいといえる。着脱容易な衣服は、着脱させる援助側だけでなく、着脱動作を獲得しようとする子どもにとっても利点である。園では子どもの発達や意欲に即して、個別に適切な指導が留意されていることも分かった。一方、保育者は子どもが衣服の着脱に興味・意欲があるのに家庭では時間が取れない、待てないなど保護者の都合により獲得を育む対応がなされていないとの危惧を感じていた。高橋ら¹⁴も着脱衣習慣の獲得には園での援助が必要で、家庭生活での経験が十分でないと報告しており、保護者への働きかけと連携が重要といえる。また、ボタンかけに関しては遅くなる傾向がみられ、ボタンかけと関連の深い手指の巧緻性の低下が指摘され、生活様式の変化と経験不足によるものと考えられている。着脱衣の直接的な動作指導だけでなく、手指動作や身体機能の発達に着目した遊びや生活動作と結び付ける指導を積極的に取り入れていくべきである。

表8 着脱衣習慣の指導で留意している内容

記述分類	記述数	記述例
着脱法	23	<ul style="list-style-type: none"> ・着替える際に上下を全部脱ぐのではなく、どちらか片方ずつ着替えるように言葉かけしている。 ・ズボン、上着など着やすいように並べておく。 ・遊びの中で身につけられるよう保育士が見本を見せたあと、着脱の動きへつなげる。 ・ボタン、靴などは遊びの中で練習したりする。 ・ズボンの着脱に興味をもたせ、楽しみながら着脱の仕方を伝えていく。 ・着脱の仕方をくり返し知らせ、少しずつ自分でできるようにしていく。 ・一つ一つの動作を言葉で伝えたり、見守ったり、一緒に進めていく。
衣服整理	2	<ul style="list-style-type: none"> ・脱いだらたたむ、靴下はまとめる。
身だしなみ	6	<ul style="list-style-type: none"> ・身だしなみを自ら意識して整えられるように声をかけ伝えていた。
衣服配慮	5	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で脱いだり着たくなってきたら、ロンパースはやめて脱ぎ着しやすいものにもらわう
個人配慮	5	<ul style="list-style-type: none"> ・体の動かし方や袖をぬく力の入れ方をひとりひとりどこが難しいのかをみきわめる。
着脱意識の醸成	48	<ul style="list-style-type: none"> ・一人できそうなことは、時間がかかるともなるべく自分でするようにする。 ・自分でしたいという気持ちが出てきたら、一つ一つの方法を知らせて着脱を一緒に行う。 ・何回か着脱することで練習になり、できるようになるまで見守り声をかける。 ・意欲を大切にし、できたことを喜べるように。 ・子どもが成長していく時には必ず着脱に興味をもったり、やりたいという気持ちが出てくるので、それを見逃さないようにして、その都度伝えていくようする。 ・自分でしやすいものにもらわい、できた、やりたい気持ちを大切にする。 ・できない所は、それとなく援助し、できたという達成感を味わえるようにする。
家庭との連携	4	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が手を出してしまったり、自分で完全に着ずに一人できちんとできた状態でない事が多いので、子どもや保護者に伝えている。 ・園でも“こんなことができましたよ”と知らせ、家庭でも子どもが自分でやってみようという気持ちが持てるよう保護者にこまめに伝えている。
その他	2	<ul style="list-style-type: none"> ・着脱時など時間に余裕をもてるような生活をする。

(n=77 総記述数 91)

IV まとめ

保育者を対象に、子どもの排泄と清潔、着脱衣の生活習慣の獲得過程の変化とその指導について調査した。獲得過程では排泄が5割、清潔と着脱衣は4割の保育者が変化を感じていた。習慣の獲得時期については排泄では遅くなったとする傾向が、清潔は早くなつたとする傾向がみられた。排泄と清潔、着脱衣の獲得には紙おむつや清潔・衛生用品、着脱しやすい衣服の普及などの物的要因と保護者の各習慣に関する意識によるところが大きいと捉えられていた。また、保育の経験年数により獲得時期の捉えに有意な差もみられた。

子どもが各習慣を獲得するためになされる保育現場での指導は、発達に即した個別対応が丁寧になされていた。また、習慣を身につけさせるだけでなく、獲得過程で子どもがもつ意欲や達成感、快感覚を得ることを大切にする指導が伺えた。さらに、家庭との連携した習慣獲得のために、園での様子や取り組みをこまめに知らせるなどにより子どもの状況を共有するとともに、発達に即して生活習慣を身につけていくことの大切さを保護者に伝えていく地道な努力がなされていた。

本研究の一部は第67回小児保健協会学術集会（米子市）において発表しました。

謝辞

本研究を行うにあたり、調査にご協力いただきました保育園の先生方に心より感謝申し上げます。また、研究を進めるにあたり高田短期大学育児文化研究センター、グループ研究③「子どもの基本的生活習慣と育児」の研究メンバーの皆さまより貴重なご意見、ご助言をいただきましたことに御礼申し上げます。

参考文献

- 1 松田純子：幼児の生活をつくる－幼児期の「しつけ」と保育者の役割－，実践女子大学生活科学部紀要，48，95–105（2011）
- 2 松田純子：幼児期における基本的生活習慣の形成－今日的意味と保育の課題－，実践女子大学生活科学部紀要，51，7–76（2014）
- 3 濱名陽子：幼児教育の変化と幼児教育の社会学，教育社会学研究，88，87–102（2011）
- 4 文部科学省：幼稚園教育要領解説，フレーベル館（2018）
- 5 厚生労働省：保育所保育指針解説書，フレーベル館（2018）
- 6 鷲見裕子,宮崎つた子,寶來敬章：子育て支援者育成に関する研究－保護者と支援者に対する「子どもの食事」に関する調査，高田短期大学紀要，32，143–150（2014）
- 7 宮崎つた子,鷲見裕子,寶來敬章：子育て支援のための基本的生活習慣に関する研究－保護者と子育支援者に対する調査より－，高田短期大学育児文化研究，9，21–28（2014）
- 8 鷲見裕子,宮崎つた子：子育て支援のための基本的生活習慣に関する研究(2)－広場利用保護者と支援者の子育て意識の検討－，高田短期大学育児文化研究，10，21–31（2015）
- 9 鷲見裕子,宮崎つた子：子育て支援のための基本的生活習慣に関する研究(3)－子育て広場を利用する乳幼児

の食と睡眠－、高田短期大学育児文化研究, 11, 37-43 (2016)

- 10 鶴見裕子, 宮崎つた子: 乳幼児の基本的生活習慣の獲得に関する研究, 高田短期大学紀要, 36, 61-73 (2018)
- 11 鶴見裕子, 宮崎つた子: 乳幼児の基本的生活習慣の獲得に関する研究2－保育者調査にみる食事と睡眠習慣の獲得と指導－、高田短期大学育児文化研究, 13, 9-17 (2018)
- 12 高橋弥生, 嶋崎博嗣: 新・保育内容シリーズ1 健康, 一藝社, 16-17 (2011)
- 13 金山美和子: 幼稚園・保育所における排泄の習慣形成に関する考察－保育者の意識調査から見た幼児の援助と家庭連携について－、上田女子短期大学児童文化研究所報, 28, 15-26 (2006)
- 14 高橋美登梨, 川端博子, 鳴海多恵子: 集団保育における着脱動作の対する保育者の意識, 日本家政学会誌, 67, 151-160 (2016)

小売業態研究の変化に関する一考察

A Study on the Changes of Retail Industry Research

岡 一 範

Kazunori Okada

(要約)

本稿は第二次世界大戦前より現代に至るまでの、半世紀以上にわたる小売業研究の変遷を整理したものである。日本では過去にもアメリカを中心とする諸外国の小売業の状況を紹介し導入を促すような研究がされ、アメリカの影響を強く受けて、実際の小売活動や研究面に反映されてきたことが明らかになった。業種研究から業態研究への移行、新たな分析視角としての業態フォーマット研究の可能性に言及し、小売の業態が大きく変化を続いている現代においてより多角的な分析視角の構築が必要であることを示した。

(キーワード)

小売業種 小売業態 業態フォーマット

1. はじめに

日本の小売業は1982年の1,721,465店をピークに減少を続け、2016年に経済産業省が実施した最新の商業統計では990,246店である¹。この減少傾向の詳細は、1982年には法人商店が449,309店、個人商店が1,179,335店であったのに対し、2016年には法人商店が599,684店、個人商店が390,562店となっており、34年間で個人商店が788,773店減少し、法人商店は150,375店増加している。すなわち、伝統的な日本産業分類で分類可能だった食料品小売業等の従業員数4人以下のいわゆる中小零細小売商は激減を続ける一方で、「各種」や「その他」等に分類されてきた小売業が店舗数を増加させている。増加傾向にある大規模小売業はショッピング・センターの開発、イオン銀行、セブン銀行、ローソン銀行のように金融業界への参入と、小売機能を保持しながら新業態への開発を積極的に進めている。

第二次世界大戦前から小売業態そのものに関する研究成果、個々の業態革新に関する研究が豊富に蓄積してきた。しかし、これらの研究はその業態の先行事例や代表事例とみなされる企業活動を中心となっており、経営組織体としての小売業の業態変化に着目した研究は少ない。

本研究では小売業種研究から小売業態研究への移行と変遷を整理する。その上でこれから的小売業態研究の方向付けを明確にし、経営組織体としての小売業の業態変化を捉えた場合、従来の小売業を分析する概念で説明可能か否かを検討する。

2. 業種研究から業態研究への移行

かつて日本の小売業の研究対象は大多数を占める生業的・家族経営的の意味合いが強い「業種店」だったが、呉服系百貨店、鉄道系百貨店等、大規模小売業が増加するにつれ、「業態店」が研究対象となつた。本章では業種と業態の概念を整理し、業種研究から業態研究へ移行した経緯を明らかにする。

2.1 業種と業態

「何を売るか」で分類するものを「業種」(Type of Business または Kind of Business) と言い、伝統的に小売業の様態を表す重要な概念である。個々の小売業者は自らが持つ商品取扱い技術の制約を受けながら、膨大な商品の中で、取り扱い可能、不可能を選択してきた。多くの小売業者がどの商品を取り扱うのかを決定する場合、取扱商品の集合についてある安定したパターンを生み出す²。

一方、「どのように売るのか」の販売方法や経営方法の違いで分類するものを「業態」(Type of Operation または Type of Management) と言う。個々の小売業者が自らの持つ商品取扱い技術の制約を克服し、多種多様な商品が販売可能になった場合、業種を超えて業態となる。業態は業種とは異なった商品の取り扱いをすることから、取り扱う商品の種類や範囲をも超える小売業を意味する。

現在の日本で認識されているのは百貨店、総合スーパー、専門スーパー、コンビニエンス・ストア、ドラッグストア、その他スーパー、専門店、家電大型専門店、中心店、その他小売店、無店舗販売の11業態³である。この業態がセルフ方式、取扱商品、売場面積、営業時間の4つの基準で、営業側面から定量的に分類されているのが日本の分類の特徴である。

2.2 小売業種研究の限界

日本における小売業態の認識は1905年に三越呉服店が出した「デパートメント・ストア宣言」からである⁴。1953年にスーパー・マーケットの紀ノ国屋が開店し、他にもダイエーや西友ストアもあったが、業態店はこの程度であった。当時あった約120万店の小売業のうち、約150店舗の百貨店が小売販売総額の10%を占め、残りを膨大な零細小売業が占めるという二重構造⁵が見られた。1950年代ごろまでの日本の小売業は、生業的で家族経営色の強い中小零細企業が主流であり、大規模小売業はごく一部に限られており、1949年に当時の通商産業省が公表した「日本標準産業分類」、1952年に同省が調査を開始した「商業統計調査」においても業種で分類されていた。

1960年代の早い時期までは小売業を研究対象とした場合、業種店が大多数を占める状況から⁶、業種による分類が可能であったと言える。しかし、それ以降、消費財製造において設備拡張や技術革新により大量生産体制が整い、大規模小売業が全国に拡大すると様相が変化する⁷。

大規模小売業は多種多様な商品を扱い、ワン・ストップ・ショッピングを可能にする小売業態である。時期を同じくして林周二や佐藤肇を代表的な論者とする「流通革命論」が起き、この議論を発端に小売流通現場の変化だけでなく、研究面においても業種で小売業を分析することは不十分になった。

1982年に行われた商業統計では業種別統計とは別に業態別統計が公表され、研究面だけでなく一般的にも業態が認識されるようになった。従来の食料品店や衣料品店といった業種店中心から、総合スーパー やコンビニエンス・ストア、スーパー・マーケットなど業態店中心に構造転換が起こり、事業の多面性を総称する業態分類が必要となり、国の商業統計調査でも業態別統計として取り組まれるようになった。

研究や理論構築はその対象があつてこそ可能になる。現在でも業種店は存在しているが、業種で小売業を分類すること、それを研究することの限界から業種研究から業態研究へと移行した。

3. 先行研究のレビュー

ここからは豊富に蓄積がある小売業態論における過去の先行研究をレビューする。第二次世界大戦前後までは小売業種研究が主流であったが、1950年代のスーパー・マーケットの誕生以降徐々にその影を潜め、1970年代以降は小売業態研究が主流となっていく。小売業種研究から小売業態研究への移行も含め、小売業態の捉えられ方、現代に至るまでの研究の変遷を分析する。同時に小売業種研究の中に現代の小売業態研究の萌芽となるものはどこなのかを検証する。

3.1 1950年代まで的小売研究

1945年の第二次世界大戦終了後、日本的小売業には一部の百貨店と大多数の闇市、中小零細企業が存在していた。諸外国に目を向けると1858年にメーシー（アメリカ）、1863年にホワイトレー（イギリス）、1870年にヴェルトハイム（ドイツ）等、1850年代から1900年代初頭にかけて多くの百貨店が誕生し、その国的小売業の中核を担い、1929年にスーパー・マーケットのキングカレン（アメリカ）が誕生する等、日本にはない小売業が多く存在していた。そのような状況で、研究面においては諸外国の事例を紹介し、導入を促進するようなものが見られる。

深見義一の見解

深見は1949年に出版した『商業学』⁸において商業者を1.自己所有者としての商業者（直接に再販売購入の従事者となるもの）、2.交換機能商業者（間接に再販売機能の遂行に関係するもの）、3.広義の機能商業者（再販売購入そのものには直接・間接に関わらないが、この機能に関連する物的流通機能、金融機能、保険機能に関わるもの）とした。この商業者をさらに卸売商業者と小売商業者に分類した⁹。また、最終消費者のために再販売購入をする商業者を小売商業者とした。アメリカの小売業を参考に取扱商品、用役（機能）、所有の3つの観点から小売商業者の形態を示した¹⁰。

表1. 品目による店舗分類

- | |
|---|
| 1. 単一品目店、単業店—取扱い品目を1個（実際には数個になっても良い）の品種に限定する小売商業者形態 |
| 2. Specialty Store—専門品店、婦人服装店 |
| 3. General Merchandise Store—雑貨店、万屋 |
| 4. Variety Store—比較的簡素なるものであるが、多数の集合体となるに及び、一種の多様性を帶びる。 |
| 5. Department Store—百貨店、部門品店。大規模に一企業として経営される小売商形態 |

（出所：深見〔1949〕pp.110-115より筆者作成）

深見は表1のようにアメリカ小売業を参考に、小売業の「形態」として説明した。これは小売業がどのような商品を取り扱っているのかによる分類と言うことができる。

また深見は、小売業者の提供する用役の視点からも小売を区分した。ここでいう用役は、小売業者の遂行機能を指しているようである。加えて、「独立」の視点からも区分した。これは所有関係あるいは

経営関係の関連性から小売業を分類するものであった¹¹。

深見はアメリカやイギリス、ドイツなどにおける小売業の実態をもとに小売業の「形態」を当時の日本の状況とは関係なく研究した。深見が分類した3つの観点は、当時の日本に該当する小売業の形態はなかった。しかし、現代の小売業の研究をするうえでの重要な基礎であり、その後の小売業の業態研究において大きな影響を与えている。

福田敬太郎の見解

福田は1953年に出版した『商学入門』¹²、1955年に出版した『商学総論』¹³において、商業を取引企業とした。商業は1個の経営体が個々の取引行為を企画、指揮、実践するものであり、主目的に一定の種類の取引をすることであるとしている¹⁴。商業の「商」は取引行為を意味し、「業」は経営体を意味し、合わせて取引行為経営体すなわち取引企業を意味する。取引の客体は商品という有形財のみではなく、資本力や用役（サービス）も含まれ、売買のみでなく貸借取引も含まれる¹⁵。

福田は小売業者を取扱商品、機能、組織規模、所在地等で細分が可能であるとしつつ、分析する際の姿勢として「商品別研究」の重要性を示した¹⁶。取扱商品の範囲で分類すると「単列小売業者」と「複列小売業者」となり、前者の典型が専門店であり、後者の高度に進歩したものに百貨店を例示した¹⁷。当時の小売業で最も進歩していたのが百貨店であったことから、アメリカのワナメーカーや日本の大都市の状況を補足で加えている。

一方で新式の小売機関としてアメリカのスーパー・マーケットが採用した連鎖店を挙げている。アメリカにおいて連鎖店は最寄品や加工食料品の小売機関として発展、繁栄した一方で、卸売業者や製造業者からの反対運動が引き起こされたことにも言及し、当時の日本でそこまで発展していなかった連鎖店の日本における将来性に関しては疑問を呈し、小売市場と商店街を注目すべき組織としている¹⁸。

これらの研究業績が出されたのは戦後から約10年が経過し、日本が復興に向けて動き出した時期である。その中で、当時の日本の百貨店の繁栄を示しながら、連鎖店の成長には疑問を呈していたが、百貨店に続く大規模小売業としてスーパー・マーケットの成長を期待していたのではないだろうか。福田はアメリカの小売業の実態を日本の状況と対比させるような形で研究を進めたのが特徴と言える。

3.2 小結

第二次世界大戦の前後におけるこれらの研究業績はアメリカなどの諸外国の小売業の実態を紹介する形で進められた。当時の日本の小売業の構造を綿密に分析する研究もできたにもかかわらず、当時の研究者が諸外国に目を向けていたことに注目すると、日本の小売業の状態を良しとせず、進歩している海外に目を向ける重要性を示唆していると読むことができる。

また、戦後から約10年が経過した頃に出された福田の研究業績からは日本が復興を果たすことでの、諸外国のような新しい小売の形が出現するだろうという期待が込められているように感じられる。

3.3 1970年代までの小売研究

1950年代後半に誕生したスーパー・マーケットが大きく成長し、1972年には当時のダイエーが三越を抜いて小売業売上高第一位の座に着いた。この年代はスーパー・マーケットが日本的小売業において重要な位置を占め、コンビニエンス・ストアや、ディスカウントストア等、それまでの日本に存在しなかつた新しい小売業態が誕生した。このことが研究や分類にどのような影響を与えたのかを見していく。

橋本勲の見解

橋本勲は1971年に出版した『現代商業学』¹⁹において最終消費者に直接商品を販売する商人を小売商とし、小売商の主要形態を①小規模小売形態（行商、職場店、よろず屋、独立小売店）、②独占的小売形態あるいは大規模小売形態（百貨店、通信販売店、連鎖店、スーパー・マーケット、ディスカウント・ハウス）、③集団的小売形態（ボランタリー・チェーン、商店街、ショッピング・センター）、④消費者協同組合（消費組合は本来、商人ではない）の4つに分類し、これらを資本の観点から分析した。

小売商の生成基盤は商品流通の発展にあり、商業の発展基盤を生産に求めた。生産過程における生産力の発展が余剰生産物を生み出し、商品流通を形成する。つまり、生産の発展により様々な小売商が誕生、発展したとしている。

百貨店等を近代的大規模小売経営形態と表し、中小小売業と大規模小売業を対比させる形で分析を進めた。資本の小さい小売商業が専門化するのは必然であり、資本の豊富な小売商は総合化を進め、大型店となった。大型店である百貨店、連鎖店、スーパー・マーケットなどが独占的小売商となるのは必然であった。この結果から独占的小売商業資本と中小小売商業資本との対立が進み、中小商業問題が登場したと指摘している²⁰。

橋本はそれぞれの小売業の発展形態や経営的特徴をフランスのポン・マルシェ（百貨店）、アメリカのモンゴメリーワード（通信販売）、キング・カレン（スーパー・マーケット）といった、諸外国の事例から説明し、同時に当時の日本の状況や相違点についても並列的に説明を加えている。橋本の研究で特徴的なのは、近代的大規模小売経営形態という表現からも明らかのように、小売の経営形態を現代の「業態」になるものとならないもので新旧比較して展開しているところである。

上坂西三の見解

上坂西三は1971年に出版した『商学概論』²¹において、小売商業を営業業種と経営形式で大きく分類し、この大分類に準じて諸形態に分けた²²。主たる営業形態を総称する用語として「業態」を使い、業態によって小売業を一単位の専門商品を扱うものと、多種類の一般商品を扱うものに大別した。前者に属する小売業に単位商店の常型的な普通の小売商店、メーカーの直営店、新式経営による高級の専門商店を示し、後者に属する小売業に旧式経営の万屋、新式経営の百貨店、連鎖店、均一店、新式経営の特殊形態のセルフサービス・ストア、スーパー・マーケット、メールオーダー・ハウスを示した。

当時の一般的な小売業の業態は一単位の商品を専門的に扱う単位商店であり、メーカーの直営店もここに準づるとした。一単位も单一の商品だけを扱うのではなく、主要取扱商品と関連のある同系のもの

の数種または全種を含んでいる。同時にこの単位商店は百貨店等の大規模新式小売経営の進出により経営が圧迫されている中小商業商問題も指摘している²³。

上坂が経営形態の新旧比較を研究の軸に置いていっているのは、1950年代までの研究には見られなかった新たな視角である。新式経営に表されるように、大規模小売業が成長し、「業態」と呼ぶことが可能な研究対象が存在し始め、業種とは異なり「業態」という表現になったと考えられる。

荒川祐吉の見解

荒川は1974年に出版した『商業学』²⁴において、日用品を最終家庭消費者に供給する小売組織体を小売業者とし、取扱商品の種類、機能、組織、規模、所在地等で分類し、小売業を分類するうえで最も重要なのは取扱商品であり、耐久品店と非耐久品店、最寄品店、買回品店、専門品店等に区分可能とした。小売業者を取扱商品で分類すれば、単列商業者と複列商業者となり、前者の典型は専門小売業者、後者の高度に進歩したものは百貨店とした。

取扱商品で小売業を分析する業種分類の基軸を通産省が出した「日本産業標準分類表」や、アメリカでの耐久品と非耐久品の取扱商品による分類方法も示している²⁵。このような事例を明示しながら、問題の捉え方によって適宜取捨選択し現実の分析に利用する必要性を説いている。

荒川は組織体を（1）伝統的・前期的・小規模組織体と、（2）近代的・資本制的・大規模小売組織体に二分した。前者に該当する小売業を資本的に中小商業資本、零細商業資本、小商人にあたる零細小売業とし、後者に該当する小売業を百貨店、連鎖店、スーパー・マーケット、協同組合店とした。特に後者に該当する小売業が成長していることにも言及している²⁶。

荒川が小売業を分析する姿勢で商品による分類の重要性を説いたことは、福田敬太郎の研究を踏襲していると考えられる。組織体を小規模と大規模に分けているところからも、当時の日本の小売業が過渡期であったと捉えられる。成長してきた大規模小売組織体の資本にまかせた自由な行動に歯止めをかけるためには、法的規制の必要性²⁷を訴えているように、社会的な役割から見ての中小小売商業の在り方に言及していることも研究の特徴である。

3.4 小結

1970年代までの研究を振り返り、業種研究から業態研究への萌芽期と見ることができる。荒川が指す近代的・資本的・大規模小売組織体や上坂が指す大規模新式小売経営は現代の業態として位置づけることが可能である。またこの年代の研究は「近代的」「資本的」「新式」という用語からも表されるように、新旧対照的に進められている点が特徴である。

この年代は店舗数では中小小売業が大多数を占めていたとは言え、売上高で大規模小売業の大きな成長をうかがうことができ、研究対象としての業態が萌芽し、その後業態研究は徐々に増加していく。

3.5 1990年代までの小売研究

1980年代前半までの安定経済から一転して、1980年代後半から1990年代にかけてはバブル経済、バ

ブル崩壊と、経済が激動した時代であり、小売業にも大きな影響が出ている。ダイエー（当時）のハイパーマート、ジャスコ（当時）の大型ショッピング・センター、マイカル（当時）のサティやビブレ等、総合スーパーを中心に大規模小売業の新業態開発が行われてきた。小売業が高い訴求力を持った新業態を創造した印象の強いこの時代の研究もそれまでとは少し変わり、新しい用語が見られるようになってきている。

矢作敏行の見解

矢作は1981年に出版した『現代小売商業の革新』²⁸で経営戦略を論じるうえで、小売形態や小売業態などの用語の使用方法におけるあいまいさを指摘した。矢作の見解では小売業態とは営業形態の分類に相当することから、経営管理や経営組織といった企業の舞台裏ではなく、直接消費者と触れる店舗・販売という表舞台に立脚した革新であり、小売市場において店舗・販売形態の分類として識別される²⁹。一方、小売形態とは経営形態や小売業態を含む小売業全般にわたる分類の概念であるとしている。

矢作は小売業を消費者の代理人として商品を取り揃え、品揃えを軸とした商的流通の遂行が小売機能の一義的な側面であると規定した。つまり、どのような商品を取り揃えるのかによって小売業態の特性が決定されるということである。小売業態の革新は生産者や卸売業者の都合ではなく、消費者の望む品揃えを実現することである。取扱商品で分類される業種概念は、生産者や卸売業者から取扱商品の強い影響を受けてきたことで形成され、それを超えた小売業は業種の壁を越えて業態として生まれるとしている³⁰。

小売業態は消費者の所得水準、生活様式、競争関係などに応じて変化する。この変化にどのように特定の小売業態が対応するのかが、企業戦略を設定するうえで重要であるとし、マクロ視点で捉えた場合、小売業が新しい経営形態を取ると、新旧の小売業間に新陳代謝が働き、業態革新の開始、成長、成熟というサイクルをたどるとしている³¹。

矢作の見解から小売業態とはどのように商品が販売されているのか、小売形態とはどのように組織が経営されているのかという観点から分析が進められていることが明らかになる。また、どのような商品を取り揃えるのかによって小売業態を分類する重要性を示している。

石原武政の見解

石原は「業種」を伝統的に小売業の機能を記述する重要な概念であったと認識し、個々の小売業者は膨大な商品の中で自らの商品取扱いの技術に関連して何を扱い、何を扱わないのかを選択するとした³²。そしてこの取扱商品の集合が、ある安定したパターンを生み出し、この安定したパターンを小売業種とした。それに加え、1980年代頃から「業態」の概念が多用されていることにも言及した。

1982年をピークに零細小売商が激減し、業種の壁が希薄になり、製造小売業等の新たな小売業の台頭が見られるようになった。そのような状況で期待を込めて「業種店から業態店」へ移行したと捉えている。また、一般的に認識されている業種は何を取り扱うかの分類、業態はどのように取り扱うかの分類には一定の理解を示しながらも、区別として不十分であるとしている³³。

この不十分さを明確にするために、売買集中の原理との関連の中で業種と業態を線引きし、分類コードの重要性を説明した。分類コードは何段階もの階層を持ち、その分類に従って商品が収集される。この分類は、無数の商品をいくつかのグループに分割する基準となる。この基準により形成される商品取扱い技術の類似性に基づいた階層的な分類が、一般的に受け入れられて「業種分類」となる。つまり、業種分類とは商品の物理的属性を含む取扱い技術の分類基準であり、社会的に広く受け入れられた分類コードである。従って「業種」とはある時点での商品取扱い技術の臨界点によって切り取られたものである³⁴。

石原は革新的経営技術を体现し、商品取り扱い技術を超え、既存の業種の壁を超えたものを小売業態とした。その新しい小売業は業種店ではなく、多くの新しい業態技術に支えられた業態店となる。それらを説明する例として、食品スーパーにおける生鮮食品のバックヤードにおける処理とプリパッケージ、売場の冷蔵陳列台を設置しての品質管理の徹底、コンビニエンス・ストアにおける比較的狭い店舗内に約3,000品目の売れ筋商品だけを陳列できるような単品管理、それを支える多頻度小口配送を挙げた。石原によれば商品の取扱い技術は変化するため、新技術の誕生は新業態を誕生せしめることになる³⁵。

石原の研究は社会的売買の集中および商品取扱い技術から小売業を捉え、業種はある時点での商品取扱い技術における臨界点に存在する小売業であると主張し、業種を定義することで、その業種を超えた小売業が業態と定義できることを明確にした。

3.6 小結

この年代から業態研究が一般的になり、業種研究が崩れていることが分かる。1970年代までの研究方法であった新旧対照ではなく、大規模小売業が一般的な研究対象になった。従って、業種の概念では小売業の実態を説明することが困難になり、業態概念による説明が妥当性を持ってきたということである。矢作、石原の見解からも業種を超える小売業として業態が位置づけられ、研究の飛躍が見て取れる。

3.7 2000年代以降の小売研究

2000年以降の小売業はユニクロ、ニトリ、良品計画等、主要な商品分野で専門店業態をとる企業が大きく躍進する一方で、大手百貨店の経営統合、スーパーの吸収合併、経営破綻のように、激しい業態の盛衰が見られる。小売業も小売機能を軸としながら、PB商品の開発や、銀行機能の保有等、他業態へ積極的に参入している。一方、それらを分析する概念もこれまでの業態研究から新たな研究視角が生まれてきている。

高嶋克義の見解

高嶋は2002年に出版した『現代商業学』³⁶および2010年に出版した『小売業革新』³⁷において小売業態と小売業の革新について言及している。

小売業者の販売や経営スタイルを小売業態とするが、小売業態は革新によって誕生し、模倣され、洗練化されることで形成され、そして、小売業態は互いに似通ったグループに分けて理解される。さらに

小売業の革新についての研究も深く掘り下げて展開している。革新は競争的な地位を逆転させるほどの強い影響力を持っていることを示している³⁸。

小売業の革新は経営者が新たな小売店舗や小売事業のフォーマットを構築することで実現することが多く、その経営者も優勢な地位を築いている大規模企業の経営者ではなく、競争的に劣位の小規模経営者が多いことを指摘している³⁹。つまり、元々は1社の革新が似通ったグループに模倣、洗練されることで、業態が形成され、他の業態と区別がつくということである。

高嶋はこれらの業態や革新を裏付けるべく、百貨店、スーパー・マーケット・チェーン、コンビニエンス・ストア、通信販売の各業態の経営的特徴や革新内容を例示した。また、これらの革新が起こる背景について小売業の業態変化を表す「小売の輪」仮説、「真空地帯」仮説を用いて説明した⁴⁰。

2002年に出版された『現代商業学』の研究業績はテキストとして位置づけられていることからも、非常にオーソドックスな分析となっているが、小売業態の分類においても基本に忠実にされている。また、業種の分析には触れていない。これはテキストレベルであっても小売業を業種で分析するより、業態で分析することの有用性を示唆しているのではないだろうか。

田村正紀の見解

田村は2008年に出版した『業態の盛衰』⁴¹において、業態というコンセプトは重要な基礎コンセプトにもかかわらず、これまでの研究における曖昧さを批判し、業態を「業態は店舗がその小売流通機能を遂行する基本的な様式である。」⁴²と定義した。

そして、小売流通機能を構成する要素に店舗立地、商品の品揃え、在庫、価格設定、販売方法、店舗設備等を示した。消費者に提供するこれらのサービス内容が小売商の戦略、つまり全体的な活動様式によって異なるとした。

業態はこのような戦略に共通したつくりを持つ企業の集まりを認識するためのコンセプトであるので、同じ業態内ではその活動様式の全体像が基本的に安定しており、他の業態とは区別できるが、これが業態コンセプトの限界にもなる。企業の戦略が市場環境の変化に伴って変化し、活動様式が変わると業態として捉えることができなくなる⁴³。業態は市場環境に適応するために進化していくものなので、業態コンセプトの基礎になっている店舗の活動基礎属性だけでは業態を捉えることができなくなることから、業態に加えて、業態の分化した種々の形であるフォーマットのコンセプトを導入した⁴⁴。

フォーマットは特定企業の戦略の主要要素であり、フロント・システムとバック・システムに分けられる。フロント・システムは顧客との接点で見たそのフォーマットの特性であり、要素には立地、品揃え、価格、接客サービス、販売促進、店舗雰囲気等、小売ミックス構成の安定したパターンを挙げた。つまり田村が提唱するフロント・システムとは店舗属性から構成される顧客の目に見える部分のことである。

一方、バック・システムはこのフロント・システムを背後で支える業務遂行の仕組みのことであり、顧客の目には触れない部分を指す。具体的にはSCM（サプライチェーン・マネジメント）、店舗業務遂行技術、組織構造・文化などである⁴⁵。

田村の研究では業種に関して触れておらず、業態であっても企業の戦略が市場環境の変化に伴い長期的に進化し、進化することで基本的な活動様式が変わると、不变の同一性によって分析できなくなり、認識論的な業態のコンセプトと存在論的な業態のコンセプトの根拠にずれが生じることを示している。それらの理由から新たな研究の切り口として業態フォーマットのコンセプトを導入した。

田村の見解は業種研究では現在の小売業を分析することが不可能であり、場合によっては業態研究でも困難をきたすことを示している。従って新たな業態フォーマットでの研究が必要であることを示唆しているのではないだろうか。

石井淳蔵の見解

石井は2009年に出版した『小売業の業態革新』の「小売業態研究の理論的新地平を求めて」⁴⁶において、小売業態概念が研究系譜の中で生じたことから、業態論の理論的可能性を検討した⁴⁷。

まず研究系譜に林周二、佐藤肇の「流通革命論」を取り上げ、それらを批判する矢作の業態概念の系譜をたどった。このような流通革命論や小売業態概念の研究系譜をたどり、それらを批判的に検討して「業態」概念の誕生を明らかにしている⁴⁸。

石井は業種を「取扱商品の安定した集合のパターンであって、消費者の関連購買習慣の臨界内と供給側で商品取り扱い技術の臨界内の制約の中で成立する⁴⁹」と定義し、石原の見解と同様に業種を売買集中の原理の作用領域で捉えている。

業種が定義されることで業態の定義が可能になることにも言及した。そして業種は消費者の購買行動や取扱い技術が変化しないかぎり安定した存在であるが、その枠内に留まることを嫌う企業家が商品取扱い技術の臨界の外に出ようとする結果、革新的経営者が業態を誕生させるとした⁵⁰。

石井は矢作や石原の研究を継承しながら、相違点として、ビジネスモデルが確立し、それが普及することで「業態」が誕生すると結論付けた⁵¹。このように新しい小売業態研究の可能性にも言及している。

3.8 小結

2000年代以降の研究では業種という用語に触れることが少なくなり、業態の概念で小売業の分析が進められている。現状を見渡したときに大規模小売業のこれだけの成長を見れば、そうなることの必然性は見受けられる。ただ、業態フォーマットという用語からも、現状の小売業が業態概念だけで分析できず、新しい研究が生まれる可能性も十分に含んでいるということが考えられる。

4. おわりに

本稿では第二次世界大戦前後から現代に至る代表的な小売研究をレビューし、時代背景から小売業の研究がどのように変遷してきたのかを整理することに力を注いできた。各年代に代表的な研究者がおり、様々な見解を展開しているが、それはそれぞれの研究者が「小売」のどの部分に焦点を当て、それぞれの時期で、どう捉え、どう分析してきたのかを表すことになる。時代の流れで業種研究から業態研究へ移行し、新たな研究視角として「小売フォーマット」や「小売ミックス」という切り口に至っている。

現在の小売業を分析するうえでは「業態」の概念で研究を進めることが必要であると現時点では結論付ける。小売業の実態が変化し、研究視角が変わったことは明確ではあるが、「小売業態」と「小売フォーマット」や「小売ミックス」との研究における切り口の差異については結論を出すことができていないので、今後の研究課題としておきたい。

「小売フォーマット」や「小売ミックス」の観点で捉えた場合、当然ながら「小売業」が前提となる。小売業の生業が再販売購入であることからも、商品を分析する上で業種や業態の概念が使われてきたと考えられる。福田や荒川等が商品分析の重要性を説いてきたように、商品を分析することは現代でも重要なことは間違いない。ただ、経営組織体で小売業を捉えた場合、小売機能は持っているが、金融業界への参入、ショッピング・センターのテナント収入等を鑑みると、商品や商品の売り方だけで小売業の在り方を分析することは難しくなり、より多角的な分析が重要になる。

小売業種研究が小売業態研究に移行したように、小売業態研究も小売フォーマット研究や小売ミックス研究に発展的に移行されるものなのか、はたまた包摂可能な概念なのか等、歴史的な分析も併せて研究、分析する必要がある。これらの研究における切り口や概念の差異が明らかになれば、現代の小売業を分析する上での明確な方向付けが可能になると想っている。従って、今後は実証研究も踏まえて、小売業の業態に関する研究を継続していきたい。

註

- 1 経済産業省、商業統計調査、2016年
- 2 石原武政「小売業における業種と業態」『商業研究』日本商業学会、第2巻第2号、1999年、p.1
- 3 商業統計表より筆者作成。それぞれの詳細については商業統計表を参照されたい。
- 4 石川和男「小売業態をめぐる認識と研究展開」『専修商学論集』102巻、2016年、p.1
- 5 荒川有祐吉『小売商業構造論』千倉書房、1962年、p.245
- 6 石川和男「わが国における小売研究焦点の変化—小売業種研究から小売フォーマット研究への道程—」専修大学学会『商学論集』100巻、2015年、p.2
- 7 林周二『流通革命 製品・経路および消費者』中公新書、1962年、pp.22-23
- 8 深見義一『商業学』春秋社、1949年
- 9 同上書、pp.76-77
- 10 同上書、pp.110-115
- 11 同上書、pp.121-123
- 12 福田敬太郎『商学入門』廣文社、1953年
- 13 福田敬太郎『商学総論』千倉書房、1955年
- 14 福田、1955年、pp.38-39
- 15 福田、1955年、p.30
- 16 福田、1955年、p.175
- 17 福田、1955年、p.190

- 18 福田、1955年、pp.194-195
- 19 橋本勲『現代商業学』ミネルヴァ書房、1971年
- 20 同上書、pp.166-243
- 21 上坂酉三『商学概論』前野書店、1974年
- 22 同上書、p.140
- 23 同上書、pp.141-151
- 24 荒川祐吉、久保村隆祐編『商業学』有斐閣大学双書、1974年
- 25 同上書、pp.340-342
- 26 同上書、pp.342-343
- 27 同上書、p.348
- 28 矢作敏行『現代小売商業の革新』日本経済新聞社、1981年
- 29 同上書、p.82
- 30 同上書、pp.85-87
- 31 同上書、pp.34-36
- 32 石原武政「小売業における業種と業態」日本商業学会『流通研究』第2巻第2号、1999年、p.1
- 33 同上論文、pp.1-2
- 34 同上論文、pp.4-6
- 35 同上論文、pp.8-10
- 36 高嶋克義『現代商業学』有斐閣アルマ、2002年
- 37 高嶋克義、西村順二編『小売業革新』千倉書房、2010年
- 38 高嶋、2002年、p.259、高嶋2010年、pp.2-5
- 39 高嶋、2010年、p.4
- 40 高嶋、2002年、pp.271-278
- 41 田村正紀『業態の盛衰』千倉書房、2008年
- 42 同上書、p.21
- 43 同上書、pp.20-21
- 44 同上書、pp.24-26
- 45 同上書、pp.24-30
- 46 石井淳蔵「小売業態研究の理論的新地平を求めて」『小売業の業態革新』、中央経済社、2009年
- 47 同上書、pp.283-284
- 48 同上書、pp.285-301
- 49 同上書、p.305
- 50 同上書、p.306
- 51 同上書、pp.311-313

学生の調理基礎技術の習得について

Student Acquisition of Basic Cooking Skills

鶴 見 裕 子
Hiroko Sumi

(要約)

若い世代への食育が推進される中、献立構成や調理学習により調理実践力を高めるための学習内容を検討する基礎資料を得る目的で、短大生に対して基本的な調理操作 28 種類の認知と習得、難易意識の状況を実態調査した。結果は、調理過程に合わせて食材をカットする平易な切り方はよく習得されているが、技術を要する切り方や飾り切り、魚の処理、和風だし汁の取り方などの調理技術は認知も習得も低い傾向にあった。また、調理技術の認知や習得、調理難易意識と普段の調理を行う頻度には関連がみられた。今後は多様な調理操作を体験できるような学習内容の構築を進めていきたい。

(キーワード)

実態調査、調理基礎技術 習得

はじめに

現代社会は家族や生活スタイル、労働形態が多様化しており、産業・流通・販売の発展を受け、食生活は大きく変容している。家庭での日常の食事は、多種多様な食品が出回り、昼夜を問わず買い物や食事をすることができ、嗜好を中心とした食の選択が可能となっている。また、家庭内での調理作業が簡略、簡便化されるなど便利な食環境が整っているが、家族との共食、家庭内調理は減少している。このような食環境の中で成長した大学生世代の若者の食生活については多くの問題が指摘されている。食習慣、特に朝食欠食者の増加や、食事時間の不規則や深夜化、孤食の常態化等の食のとり方に関する問題、食の洋風化、簡便化、外食や中食の増加による食事内容の問題、さらに脂質の過剰摂取やカルシウム、鉄の摂取不足などの栄養素摂取上の問題等、若者の食生活の乱れが憂慮される結果が報告¹⁻⁶されている。

平成 17 年に制定された食育基本法により食育の総合的かつ計画的な推進が求められ、平成 18 年の第 1 次、平成 21 年の第 2 次に続き、平成 28 年には第 3 次食育推進基本計画が示された。この基本方針として 5 年間で取り組むべき重点課題の 1 つに『若い世代を中心とした食育の推進』が挙げられ、「若い世代を中心として、食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践できるように食育を進める」と定められている⁷。

生活の中で料理作りなどの調理行動をとることはバランスのとれた食生活につながり、「健全な食生活を実践することができる」ためには調理能力を高めることは非常に有効な手立てと考える。しかし、生活環境やライフスタイルが多様化し、日常的に家庭で調理をする機会は減少しており、調理する過程や食材を知らない食事を食べることも多くなっており、そのことも若い世代が調理実践への関心や意欲を持ちにくい現状の一因であるといえる。そこで本研究は、学生の調理実践力を高めるための食学習の

内容を検討する基礎資料を得ることを目的として、短大生の調理技術に対する認知と習得の状況を調査した。

方 法

1. 調査対象と調査方法

調査は短大生 162 名を対象に 2017 年 9 月に行なった。調査は授業時間内に質問紙を配布し、調査主旨を説明後、記入させて即時回収で行なった。記入不備を除いた 151 名（有効回答率 93.2%）を分析対象とした。

2. 調査内容および分析方法

中高家庭科教科書等に調理の基本として記載されている調理操作 28 種類（切り方・包丁操作 22 種、その他 6 種）について知っているか、いないか（以下、技術認知）、知っていると回答したものに対してその調理技術が行うことの可否（以下、技術習得）、行うことの難易の程度（以下、難易意識）を 3 もしくは 4 の選択肢で回答を求めた。また、自分が食事を作る頻度（以下、調理実践）を尋ねた。

分析は、対象者および調理技術ごとに集計するとともに、調理実践（「いつも作る」、「時々作る」）を調理実践有群、「作らない」を調理実践無群）との関連をみた。集計および分析には統計ソフト spss19.0 を用いた。2 群間差は χ^2 検定および t 検定により、有意水準は 5%未満とした。

3. 倫理的配慮

調査目的およびデータ整理のため学籍番号の記載は求めるが調査結果は統計処理を行い、個人を特定するものでないこと、回答内容は成績評価に関連せず、対象者が不利益になることはない等を調査用紙に明記し、さらに調査実施前に口頭にて説明を行い、同意の得られた対象者に対して実施した。なお、本研究は本学倫理委員会の承認（高短研審第 18-1 号）を得ている。

結果および考察

1. 調査対象の属性

分析対象者の属性について表 1 に示した。居住形態は自宅が 94.0% とほとんどが自宅通学生であった。その結果を反映して家庭での調理の主担当者は母親が 92.7% と大勢を占め、学生本人は 6.7% と非常に少なかつた。学生の調理実践状況は、いつも作るは 5.3% しかなく、作らないが 36.0% であった。この年代の調理行動や調理内容が乏しい実態が推察できる。なお、調理頻度の回答より調理実践有群「いつも作る」、「時々作る」が 97 人（64.2%）、調理実践無群「作らない」は 54 人（35.8%）であった。

表 1 対象者について

		度数 (人)	%
居住形態	自宅	142	94.0
	自宅外（下宿等）	7	4.7
	無回答	2	1.4
調理担当者	本人	10	6.7
	母親	140	92.7
	母以外の家族	1	0.7
調理頻度	いつも作る	8	5.3
	時々作る	89	58.7
	作らない	54	36.0

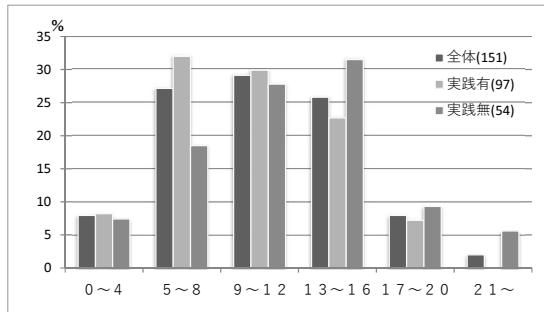


図1 対象者の無認知技術数の分布

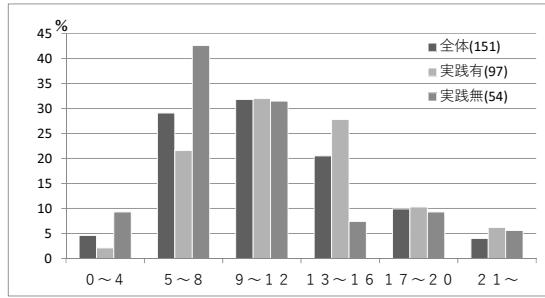


図2 対象者の習得技術数の分布

2. 対象の調理技術の認知・技術習得

図1は151名の対象者が知らないと答えた（無認知）調理技術数の分布を示した。28種の技術の全てを知っていると回答した学生は一人もなかった。無認知技術数が最も多い学生は22種、最も少ない学生は1種のみと幅があった。平均は 10.6 ± 4.15 種で調査した4割の技術が無認知であった。

調理実践の有無による比較をみると無認知数の平均は調理実践有群では 9.94 ± 4.34 種、調理実践無群は 11.67 ± 5.22 種と、実践のない学生の方が知っている技術が少ないと有意な差 ($p < 0.05$) がみられた。

図2は対象者の技術習得数の分布を示した。最も多く習得していた学生は24種であり、28種全ての技術ができないと回答した学生が2名あった。平均では 10.9 ± 3.69 種で調査した技術の3～4割しか習得されていない結果となった。調理実践の有無では、調理実践有群は 12.07 ± 4.46 種、実践無群は 8.91 ± 4.26 種で、調理技術の習得には実践有無で有意な差 ($p < 0.0001$) がみられた。

以上より、調査対象の学生の基礎調理技術に関する技術認知と技術習得の状況は個人差が大きく、その要因として日常の調理をする頻度にあることが明らかになった。

3. 調理技術の認知と習得

表2に調査した調理の基本的操作（28項目）ごとの認知率と習得率の結果を示した。

包丁操作28種では、認知率、習得率ともに高い切り方は、輪切り、半月切り、みじん切り、いちょう切り、せん切り、乱切りの6種類であって、9割以上の学生が認知しており、輪切り、半月切り、みじん切り、いちょう切りが9割、せん切り、乱切りが8割以上の学生ができると回答していた。これらは最も基本的な切り方であって定着している。たんざく切り、斜め切り、さいの目切り、ささがき、小口切りは認知率8割程度あるが、技術の習得率は5～6割で、知っているができない学生が2割程度あった。また、調理実践の有無によりたんざく切り ($p < 0.001$)、斜め切り ($p < 0.01$)、さいの目切り ($p < 0.01$)、ささがき ($p < 0.05$) は技術習得に有意な差がみられた。そぎ切りとかつらむきでは半数が知らないと回答し、できるとする学生は2割ほどしかなく、調理実践の有無による差はみられない技術であった。

認知率、習得率がともに低い切り方は、折れ松葉、じゃばら切り、たづな切りの3種で、8割以上の学生が知らない技術であった。また、花形切りは4割の学生は知っているが、技術習得は1割以下と

低かった。これらは飾り切りであり、一般的には先の基本切りよりは家庭でも行なわれることも少ない切り方といえる。しかし、実習においてこのような切り方を取り入れた場合、学生はとても興味を示し、作業に意欲的に取り組む姿がみられる。また、切り方にひと手間かけて工夫することで、盛り付けや料理に見栄え、味つけ等で違いが出ることを実感させる効果が期待できる。

表2 調理技術の認知率と習得率

調査項目	認知率				習得率			
	全体	実践有	実践無	検定	全体	実践有	実践無	検定
輪切り	99.3	100.0	98.1		96.7	100.0	96.7	
半月切り	99.3	100.0	98.1		96.0	99.0	90.7	
いちょう切り	98.0	100.0	94.4	*	89.4	92.8	83.3	
ひょうし木切り	30.7	39.6	14.8	***	17.3	25.0	3.7	***
さいの目切り	76.2	80.4	68.5		57.6	66.0	42.6	**
色紙切り	28.5	33.0	20.4		12.6	18.6	1.9	**
たんざく切り	87.4	91.8	79.6	*	62.3	74.2	40.7	***
そぎ切り	44.7	45.8	42.6		26.7	32.3	16.7	
せん切り	97.4	97.9	96.3		82.1	84.5	77.8	
くし形切り	59.6	67.0	46.3	*	35.1	45.4	16.7	***
小口切り	75.3	70.2	68.5		56.7	60.4	50.0	
斜め切り	83.3	85.6	79.2		60.7	70.1	43.4	**
乱切り	93.4	93.8	92.6		80.1	86.6	68.5	*
ささがき	79.2	79.2	79.2		51.7	58.3	39.6	*
かつらむき	47.7	48.5	46.3		18.5	21.6	13.0	
みじん切り	98.7	100.0	91.6		92.7	90.7	83.3	
じやばら切り	14.9	11.3	18.5		3.3	4.1	1.9	
たづな切り	8.3	6.2	9.3		1.3	0.0	3.7	
花形切り	39.7	41.7	33.3		8.7	8.3	9.3	
折れ松葉	5.3	4.2	7.4		0.0	0.0	0.0	
魚の3枚おろし	77.5	76.3	79.6		8.6	7.2	11.1	
いわしの手開き	43.7	46.4	38.9		2.6	4.1	0.0	
カツオだし	67.9	69.1	57.4		21.9	26.8	13.0	
昆布だし	72.2	76.3	64.8		25.8	32.0	14.8	*
煮干しだし	63.3	64.6	61.1		20.7	25.0	13.0	
マヨネーズ	39.1	41.2	35.2		11.3	13.4	7.4	
ドレッシングソース	39.7	84.5	90.7		13.2	56.7	66.7	
炊飯（鍋で炊く）	76.7	81.2	68.5		42.7	44.8	38.9	

n : 全体 (151) 実践有 (97) 実践無 (54)

検定 : χ^2 検定 *P < 0.05 **P < 0.01 ***P < 0.001

また、魚の下処理作業である魚3枚おろしは77.5%に認知されているが、技術習得はわずか8.6%と低かった。いわし手開きでは認知率43.7%と半数以上が知らないと回答し、技術習得では2.6%とほとんどできない状況であった。技術を要するだけでなく、丸ごとの魚を調理する機会がなく、魚料理の嗜好も低いことなどにより、魚を食する機会が少ない食生活であれば当然の結果といえる。

かつお、昆布、煮干しによる和風だしの取り方では、知っている学生が6~7割で、できるとした学生は2割ほどしかなかった。調理実践の有無により昆布だしの技術習得には有意な差(p<0.05)があり、カツオと煮干しの技術習得についても有意な差はないが実践有で習得が高い傾向がみられた(p<0.1)。和風だしは知っているが取り方を理解していない状況は、調理する機会の少なさとともに、日常的にだしを素材からとるのではなく、粉末だしや風味調味料の使用が多いことが要因といえる。

マヨネーズやドレッシングは市販のものを食べることが一般的で手作りできることに驚く学生もみられる。しかし、実際に作ってみることで食品の乳化作用や油の使用量の多さなど発見が得ることができ有益である。炊飯ではほとんど炊飯器で行われる現状であるが、技術認知は76.7%と高く、キャンプ等

の飯盒炊飯の経験によることを挙げるものが多い。そのため実際に鍋で炊くことができるとするものは4割であった。

表3 調理技術への難易意識

調査項目	n	難易点				認知率	習得率
		全体	実践有	実践無	検定		
輪切り	150	3.62	3.66	3.55		99.3	96.7
半月切り	150	3.57	3.59	3.53		99.3	96.0
いちょう切り	147	3.44	3.52	3.27		98.0	89.4
ひょうし木切り	42	3.00	3.09	2.57		30.7	17.3
さいの目切り	113	3.08	3.13	2.97		76.2	57.6
色紙切り	38	2.92	3.07	2.38	**	28.5	12.6
たんざく切り	127	3.06	3.16	2.82	*	87.4	62.3
そぎ切り	62	2.84	2.95	2.60		44.7	26.7
せん切り	145	2.70	2.83	2.47	*	97.4	82.1
くし形切り	86	2.92	3.10	2.46	**	59.6	35.1
小口切り	111	3.22	3.28	3.08		75.3	56.7
斜め切り	122	3.05	3.18	2.78	**	83.3	60.7
乱切り	140	3.26	3.42	2.96	***	93.4	80.1
ささがき	116	2.61	2.75	2.37	*	79.2	51.7
かつらむき	65	1.72	1.86	1.43	*	47.7	18.5
みじん切り	149	3.09	3.15	2.98		98.7	92.7
じやばら切り	21	2.14	2.17	2.11		14.9	3.3
たづな切り	9	2.22	2.00	2.50		8.3	1.3
花形切り	56	1.38	1.41	1.29		39.7	8.7
折れ松葉	7	2.00	1.75	2.33		5.3	0.0
魚の3枚おろし	101	1.40	1.48	1.26		77.5	8.6
いわしの手開き	59	1.41	1.36	1.50		43.7	2.6
カツオだし	92	2.51	2.46	2.62		67.9	21.9
昆布だし	104	2.63	2.61	2.68		72.2	25.8
煮干しだし	90	2.56	2.58	2.52		63.3	20.7
マヨネーズ	56	2.41	2.43	2.37		39.1	11.3
ドレッシングソース	55	2.58	2.55	2.65		39.7	13.2
炊飯（鍋で炊く）	110	2.72	2.73	2.70		76.7	42.7

n：分析対象（151）より各項目の無認知を除いた

難易点：「大変難しい」1点、「多少難しい」2点、「わりと簡単」3点、
「とても簡単」4点として算出

検定：t検定 *P<0.05 **P<0.01 ***P<0.001

4. 調理技術の難易意識

調理の基本的操作（28項目）の技術の難易意識の結果を表3に示した。難易意識は調査した操作の難易の程度を「大変難しい」1点、「多少難しい」2点、「わりと簡単」3点、「とても簡単」4点とし算出し難易点とした。なお、分析対象は各操作の無認知を除いているので項目ごとにn数は異なる。

輪切り、半月切り、みじん切り、いちょう切り、ひょうし木切り、乱切り、さいの目切り、斜め切り、小口切り、たんざく切りの10種類は難易点が3以上の平易な操作と捉えていた。

マヨネーズ、たづな切り、じやばら切り、折れ松葉、かつらむき、花形切り、いわしの手開き、魚の3枚おろしの8種類は難易点が2.5未満で難しい操作と捉えていた。また、色紙切り（p<0.01）、たんざく切り（p<0.05）、せん切り（p<0.05）、くし形切り（p<0.01）、斜め切り（p<0.01）、乱切り（p<0.001）、ささがき（p<0.05）、かつらむき（p<0.05）の8種類は調理実践の有無で有意な差が認められた。

調理操作は実際に生活の中で調理に親しみ、包丁を手にする機会があることで苦手意識を軽減することが期待できると考える。

まとめ

女子学生の調理基礎技術に対する認知と習得、難易意識の状況を調査した。その結果は次のようにであった。

- ・輪切り、半月切り、みじん切り、せん切りのような平易な基本的切り方はよく習得されている。細かな技術を要する切り方や魚処理、だし取りなどの調理技術は習得されていない状況であった。
- ・技術習得には調理実践の有無により差があることがわかった。
- ・調理に対する難易意識と調理実践には有意な関連がみられた。

以上より、調理するために食材を小さくカットするための基本的な切り方は習得されていた。しかし、少し複雑な切り方や見栄えを意識した切り方や和食の基本であるだしのとり方の習得は低く、日常の調理頻度に一因があることが明らかになった。食事作り自体は楽しいのだが調理過程に伴う調理操作に対する自信の欠如や不安が調理行動に対する意欲を抑制するといわれている⁸。基本的な調理操作技術を認知、習得することが、調理行動に踏み出すきっかけとなり得る。今後は、若い世代が健全な食生活を実践できる力を育成する一助として献立や実習教材を工夫し、多様な調理操作を体験・実践できるような食育活動の取り組みが必要といえる。

本研究の一部は第 65 回日本栄養改善学会学術総会（新潟市）において発表しました。

参考文献

- 1 農林水産省 関東農政局：大学生等の食環境と食行動、食への関心に関する調査、
http://www.maff.go.jp/kanto/press/syo_an/seikatsu/pdf/daigakuzentaiban.pdf (2014)
- 2 医薬基盤・健康・栄養研究所：国民健康・栄養の現状－平成 28 年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より一、第一出版 (2016)
- 3 川上 育代他：女子大生における味覚感度と食物摂取状況ならびに食生活との関連、日本食育学会誌, 6、351–357、(2012)
- 4 鶩見裕子：女子短大生の食生活の研究、高田短期大学紀要、27、161–169、(2009)
- 5 鶩見裕子：女子学生の食事状況と食意識、高田短期大学紀要、34、115–123、(2016)
- 6 鶩見裕子：保育者養成課程の女子学生の食生活に関する実態、高田短期大学紀要、35、85–95、(2017)
- 7 厚生労働省：第 3 次食育推進基本計画、
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou.../0000129496.pdf> (2016)
- 8 和辻敏子：女子短大生の食事作りの現状と課題、家庭科教育 76、66–72、(2002)

ICT を活用した教育実践 —学習支援システム manaba course の活用を通して—

Educational Practice using ICT

林 韓 煥
Hanseop Yim

(要 約)

本研究は、manaba を通じた学習効果と教育実践の課題を考察することがねらいである。そのため、教育実践後である授業の最終回に ICT の活用についてのアンケート調査を行った。その結果、ほとんどの受講生は課題に対して意欲的に取り組み、肯定的の意見が多くみられた。また、manaba を通して課題に取り組むことについて、時間と場所を問わないとや実践を通して情報機器のスキルアップすることができることなどが挙げられ、学習効果が高いことが明らかになった。一方、手書きでの課題や情報機器の操作の難しさについての意見もあり、手書きの良さを生かすことや情報機器の使用方法を一方的な説明だけではなく、主体的に学ぶことができる工夫が教育実践における課題として挙げられた。

(キーワード)

ICT 教育、manaba、教育実践

1. はじめに

近年、情報通信技術（Information and Communication Technology : ICT、以下 ICT という）を活用した学習は、企業での研修や教育機関などで多岐にわたり、一般化されつつある。日本においては 1993 年以降のインターネットとワールドワイドウェブ（World Wide Web:WWW）の急速な普及によっていつでもだれでもが様々な情報にアクセスすることができ、それに伴い学習スタイルも変化してきた。また、2003 年ごろから、ブログと呼ばれるウェブアプリケーションシステムが普及し、利用者はブラウザ上で HTML フォームを用いたテキスト入力や画像ファイルのアップロードなどの作業を行うだけで、容易にウェブコンテンツを制作、編集することができるようになった。以降、テキストや画像、動画などのコンテンツをブラウザ上の作業だけで編集し、ウェブページを作成するための仕組みとして、コンテンツ管理システム（Contents Management System : CMS）が普及することになった。このようにサーバ側で様々な処理を行うウェブアプリケーションの発達により、ワールドワイドウェブを用いた学習活動のサポートとして、学習管理システム（Learning Management System : LMS）が数多く開発されるようになった（澤口 2013）。学習管理システム（LMS）の主な機能は、教材の配信や小テスト、アンケート、レポート提出、成績管理などがあり、これらの機能をコンテンツ管理システム（CMS）に組み込んだものが学習管理システム（LMS）である。本学では 2018 年度から学習管理システム（LMS）、manaba course（以下 manaba という）が導入された。manaba は授業中の指導をはじめ、時間外での指導や遠隔での指導もコメントやりマインダの機能を活用し、学生をサポートするクラウド型学習管理システムである。本研究では manaba を利用した教育実践として 1 年生の幼児造形 I を取り上げ、受講生を対象に manaba の活

用に関するアンケートを実施し、manaba を通じた学習効果について考察していくとともに、教育実践の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 学習管理システム（LMS）manaba course の概要

manaba のメイン画面では、授業担当者には担当科目が、受講生には履修科目が表示される。manaba

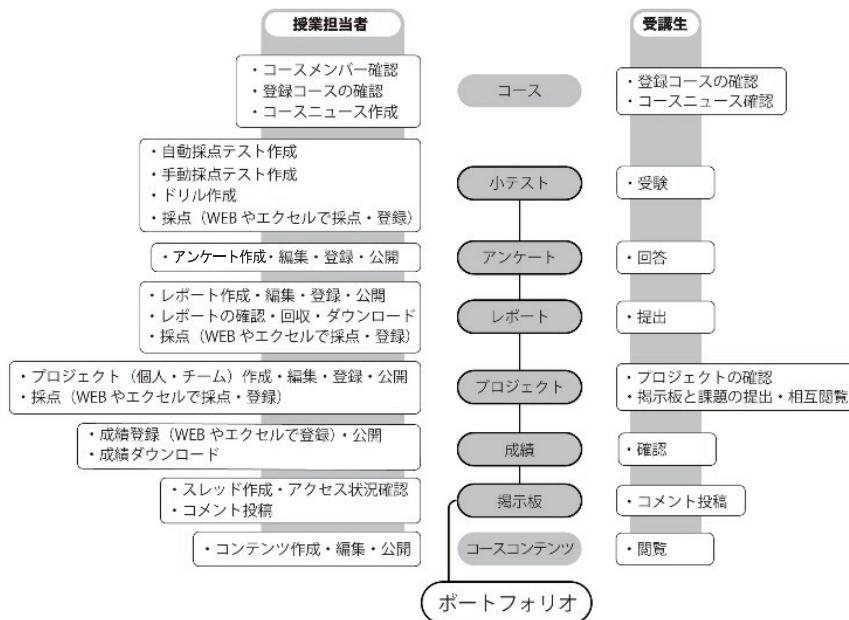


図 1 manaba の機能

では科目のことをコースと呼んでいる。それぞれのコースには授業担当者と受講生が参加できるように設定されている。この manaba は、コース、小テスト、アンケート、レポート、プロジェクト、成績管理、掲示板、コースコンテンツの機能で構成されており、授業担当者と受講生によってその機能の詳細が異なる（図 1）。学生同士のレポート相互評価ができることや授業担当者によるコメント・添削指導を行える機能がある。また、チームを作成し、チームでディスカッションすることができるプロジェクト掲示板や、学習成果が蓄積され、振り返りに活用できるポートフォリオ機能は有効活用できるツールである。本研究では、レポート、アンケート、ポートフォリオの機能を教育実践に適用する。

3. 教育実践とアンケート調査

3-1. 教育実践およびアンケート調査の概要

本研究は高田短期大学の幼児造形 I の受講生を対象に、manaba を活用した教育実践を行い、学習効果の可視化を試みることである。そのため、初回の授業において ICT および manaba についての学習機会を設け、理解を深めた。次は、シラバス通りに授業を進め、一つの演習テーマごとに一つの課題を manaba を通して提出することに

第6回 技法遊び_スクラッチ（ひっかいて描く）（ファイル送信レポート）	
課題に関する説明	
第6回 技法遊び_スクラッチ（ひっかいて描く）（記録）	1. 授業中に行った実践の作品を写真で記録します。 - 実践作品の写真を撮ってパソコンに保存しておきます。 2. 実践した活動で学んだことや感じたことを通じて自己への発展方法について考えていただけます。 - 毎回に掲示される課題のタイトルに沿い、実践の方法を考えて提案してください。
★作成手順	①コースのページから書き下ろしをダウンロードする。 ②書式の項目に沿って書き込む。 ③ファイル名は「第6回 技法遊び【学籍番号、氏名】」に保存する。 ④保存したデータはコースページ（科目）の右上の「提出する」ボタンをクリックして添付して提出する。 ★提出締切日：6月7日（木）18:00まで（授業終了後1週間以内）（記録） 添付終了後の提出も可：6月14日（木）18:00まで
受付開始日時	2018-05-24 12:00
受付終了日時	2018-06-07 18:00
受付終了後の提出	許可する（2018-06-14 18:00）
ポートフォリオ／閲覧設定	ポートフォリオに追加／提出者本人と教員のみ閲覧・コメント可
学生による再提出の許可	再提出を許可する
添付ファイル	幼児造形 I 第6回 技法遊び_スクラッチ（ひっかいて描く）.docx - 2018-05-23 21:16:56

図 2 配信した課題の例

した。manaba を通した課題の提出期限は、演習の終了時を基準に 1 週間以内とし、期間内であれば何度も提出できるよう設定し、演習直後に受講生に配信した（図 2）。また、受講生から提出されたすべての課題はポートフォリオとして蓄積され、履修後でも自分の学びを振り返ることができるよう設定した。

授業の最終回に授業における ICT の活用についてのアンケート調査を実施した。アンケートの項目は記述式 2 間を含めて 10 間であり、有効回答数は 114 件である。調査結果を踏まえ、manaba を活用による学習効果と教育実践の課題を明確にする。アンケート調査は次の通りに実施する。

- ・実践期間：2018 年 4 月～2018 年 7 月（前期）
- ・実践対象：高田短期大学 子ども学科 1 年生 160 名
- ・倫理的配慮：アンケート調査に関する主旨、内容、所要時間等について依頼状を基に説明し、同意が得られた人を調査対象とした。また、調査結果は統計処理を行い、個人が特定されないように倫理的配慮を行った。なお、本研究は高田短期大学倫理審査委員会にて承認された。

3-2. 教育実践について

高田短期大学では半期ごとの「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは 10 項目で構成されており、その中でも「あなたは、この授業の時間外（予習・復習、課題の取組み含む）を行いましたか」は毎年全体項目の平均に比べ、低い傾向である。時間外学習の重要性が高まるものの、受講生の意識は高いと言いにくくのが現状である。そのため、予習・復習への意識を向上させる必要があると考え、時間外学習を活性化させるツールとして manaba を活用することにした。この取り組みによって ICT 活用のスキルアップが期待できることと、manaba を通じた学習効果が検討できると考えられる。また、manaba の導入前の ICT を活用した方法の一つとして、学内共有フォルダがある。各授業担当者は学内の共有フォルダを通して資料を配

布し、受講生は配布フォルダにアクセスして資料をダウンロードする。そして作成した課題を提出フォルダにアップロードすることができる（図 3）。学内共有フォルダは学内イントラネット（intranet）に限定したシステムであり、学外ではアクセスすることができず、提出期間や評価の設定などの機能がなく、一度提出すると再提出することができないため、学習支援の管理・運営には向いていない部分があ

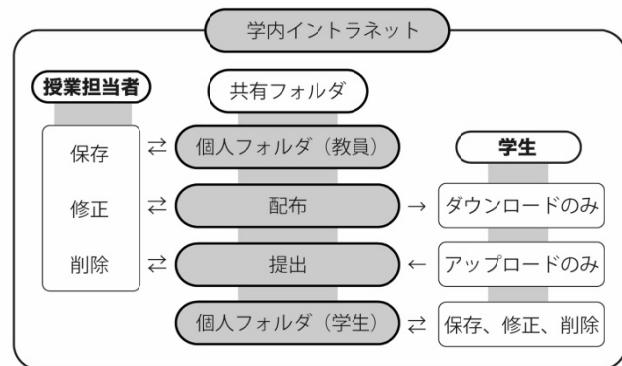


図 3 学内共有システムの概要（manaba の導入前）

レポート管理						
No.	タイトル	期間	公開/非公開	提出	登録	
1	個別指導 第4回 曲面について（花の鉢）	受付終了 2018-04-20 00:00～ 2018-05-18 18:00	○ 公開中	52名	52名	<input checked="" type="checkbox"/>
2	個別指導 第5回 数の具合を使って（円形スタンプ）	受付終了 2018-05-17 00:00～ 2018-05-14 18:00	○ 公開中	53名	53名	<input checked="" type="checkbox"/>
3	個別指導 第6回 手筋遊び_スクライチ（ひっかけ）	受付終了 2018-05-14 12:00～ 2018-06-17 12:00	○ 公開中	49名	49名	<input checked="" type="checkbox"/>
4	個別指導 第7～8回 手筋遊び_ドリッピング・デ... 第9回 ひり鉢	受付終了 2018-06-17 12:00～ 2018-06-14 18:00 受付終了 2018-06-14 12:00～ 2018-06-11 18:00	○ 公開中	51名	51名	<input checked="" type="checkbox"/>
5	個別指導 第10～12回 版画について	受付終了 2018-06-14 12:00～ 2018-06-11 18:00	○ 公開中	50名	50名	<input checked="" type="checkbox"/>
6	個別指導 第13～14回 組合構成について（記録）	受付終了 2018-07-12 12:30～ 2018-07-19 18:00	○ 公開中	51名	51名	<input checked="" type="checkbox"/>
7	個別指導 第15～16回 幼児造形Iの未提出の課題等について	受付終了 2018-07-16 09:00～ 2018-08-12 18:00	○ 公開中	50名	50名	<input checked="" type="checkbox"/>
8	個別指導 幼児造形Iの未提出の課題等について	受付終了 2018-07-16 09:00～ 2018-08-12 18:00	○ 公開中	4名	4名	<input checked="" type="checkbox"/>

図 4 課題の配信および提出一覧例

レポートの問題を一括エクスポート						
------------------	--	--	--	--	--	--

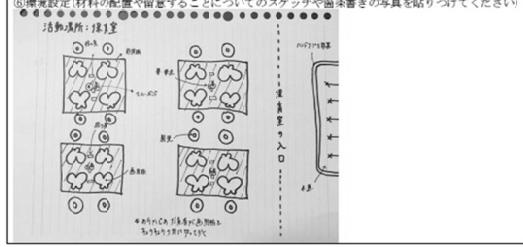
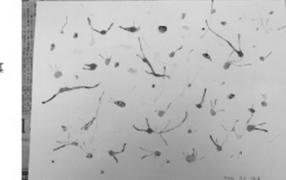
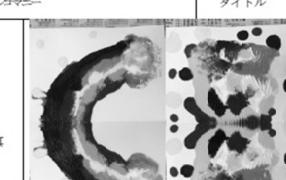
幼児造形Ⅰ 第7~8回 技法遊び—ドリッピング・デカルコマニー・マーブリング 書き込みシート		
表現技法を生かす。		
課題	授業で実践した表現技術の中から一つの技法を選んで、その発展方法を提案してください。また、保育現場で実践することを想定してまとめてください。	
	活用する技法に☑をしてください。 □ドリッピング □デカルコマニー □マーブリング	
① タイトル	デカルコマニーで作ろうひらひらちょうちょう	② 対象年齢 4~5歳
③ 月齢するもの	新聞紙、ビニール袋、画用紙(あまり吸水性のないつるした紙が望ましい)、画面板、アクリル絵の具、筆、筆洗い、パレット、ボンド、モールなど	
④ 活動のねらい	子どもたちに自由に表現することの楽しさを学ばせる。 紙を開いたらどんな柄ができるか、イメージする想像力を養う。 絵の具を体験しながら、色や濃度、指先を使った遊びを経験する。	
⑤ 実践の流れ	1. 乳や味に絵の具がつかないように、新聞紙を敷いておく。 2. 子どもたちと一緒に、動きやすく静かに空間作りを行なう。 3. 着脱が速いようにビニール袋を頭からかぶる。(保育者が園児の体格に合わせ切る) 4. 画用紙を半分におり、折り目をつくる。(画用紙は保育者があらかじめ蝶々の形に切っておく) 5. 画用紙の片面に絵の具を使い自由にせいく。 6. 絵の具が乾かないように、3の画用紙を半分に折りしきりと押さえつける。 7. 半分に折った紙をそっと開き、画面に並べ風油の良い場所で自然乾燥させる。 8. 乾いたらモールで触覚を作り、そして蝶々を画面にそれられボンドで貼り付ける。 9. 完成したら、風通しの良い廊下などに飾り、作品の展示が終わったら 蝶々を素材とした別の活動も考える。	
⑥ 機材設定(材料の配置や留意することについてのスケッチや箇条書きの写真を貼りつけてください)		
作品① ドリッピング	タイトル	きらきら
		作品の写真
作品② デカルコマニー	タイトル	虹と蝶々
		作品の写真
作品③ マーブリング	タイトル	宇宙
		作品の写真

図 5 時間外学習の書式および作成例（受講生作成）

ると考えられる。そこで、これらの限界点を克服するとともに、学びの可視化、アクティブ・ラーニングといった積極的な学習支援を実現できる方策として manaba が導入された。manaba の導入により、飛躍的に課題の管理がしやすくなり、インターネットが利用できる環境であれば、いつどこで課題に取り組むことができるようになる。本研究における教育実践の具体的な方法は、manaba にて受講生が演習テーマごとに一つのレポートの書式ファイルをダウンロードし、作成した課題を提出期限内にアップロードするように設定した（図 4、図 5）。制作活動を行う演習科目という特色もあり、時間外課題として、活動内容を写真で撮影し、書式に挿入することと、活動内容を生かした造形遊びを提案することにした。提出された課題は、蓄積されるため、正規の授業終了後にも閲覧、ダウンロードすることができる。すなわち、ポートフォリオ機能を使って受講生が履修しているすべての科目の提出課題を管理・活用することができる。時間外学習の書式および作成例を図 5 に示す。授業中行った活動内容を写真で記録しながら、実際に子どもが楽しめる造形遊びを考案することができるよう試みた。また、提出された課題の中から優れた内容を授業中にフィードバックすることで、他者の取り組み内容についても理解を広げる機会を設けた。特に、授業での活動内容を通して主体的に学んだことを自らの言葉で表現することで学びの可視化につながると考えられる。

3-3 アンケート調査の結果

ICT の活用についてのアンケート調査の結果について述べる。まず、「本授業の課題に対し、意欲的

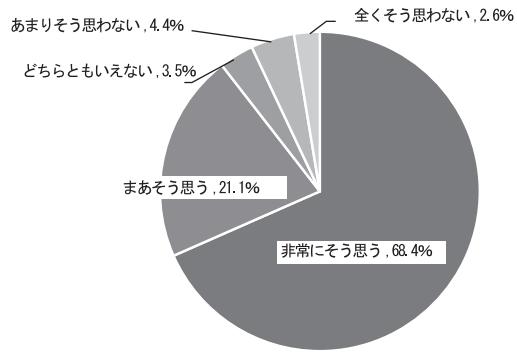


図 6 情報機器の利用状況 (n=114)

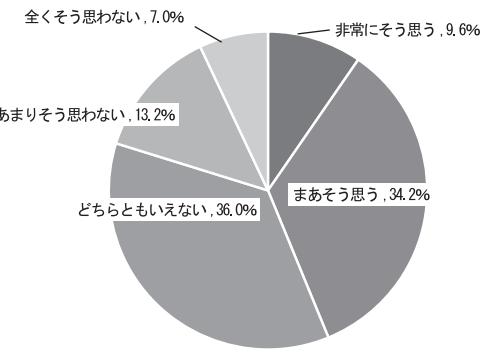


図 7 情報機器の活用能力 (n=114)

に取り組みましたか」について、有効回答者 114 名中 111 名 (97.3%) が「非常にそう思う」と「まあそう思う」と回答しており、ほとんどの受講生は意欲的かつ主体的に課題に取り組んでいたと考えられる。また、「普段の生活で情報機器をよく利用していますか」については、「情報機器」にスマートフォンやノートパソコンを含む回答であり、「非常にそう思う」と「まあそう思う」を合わせると 89.5% であり（図 6）、主に使用する情報機器（複数回答）としてはスマートフォンが 84.2%、ノートパソコンが 36.0%、デスクトップパソコンが 7.9%、タブレットが 7.0% であり、普段より ICT 利用について主体的な志向であることがうかがえる（表 1）。

「情報機器を活用する能力を持っていいのか」については「非常にそう思う」と「まあそう思う」が 43.8%（図 7）であり、ほとんどの人は、普段情報機器をよく使うが、活用能力はそれほど身についていないと感じていることがうかがえる。そのため、manaba を授業で活用するには情報機器の基礎的操作や活用方法などを身につけさせるための工夫が必要であると考えられる。次に、「今回、ICT を利用した課題の作成および提出について、学習効果がありましたか」については「非常にそう思う」 24.6% と「まあそう思う」 47.4% を合わせると 72.0% であり（図 8）、多くの受講生は学習効果があると捉えている。また、「学習効果があると答えた人はどのような効果があったと思いますか（複数回答）」については、

表 1 主に使用する情報機器（複数回答）(n=114)

項目	n	%
デスクトップパソコン	9	7.9
ノートパソコン	41	36.0
タブレット	8	7.0
スマートフォン	96	84.2
その他	3	2.3

表 2 学習効果の内容（複数回答）(n=82) (n=114)

項目	n	%
自分の好きな時間・場所で課題に取り組むことができた	45	54.9
情報機器の活用能力が向上した	50	61.0
パソコンのソフトウェアの活用能力が向上した	16	19.5
ウェブサイトについて正しく理解し、活用能力が向上した	5	6.1
情報収集・整理・管理する能力が向上した	17	20.7
その他	1	1.2

表 3 困ったことの内容（複数回答）(n=37) (n=114)

項目	n	%
書き込みフォーマット	8	21.6
パソコンの操作	29	78.4
提出方法	15	40.5
ネットワーク接続環境	18	48.6
書き込みフォーマット	8	21.6

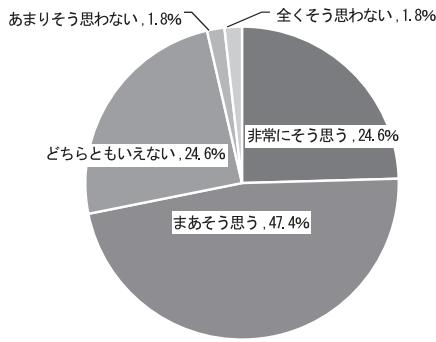


図 8 学習効果について (n=114)

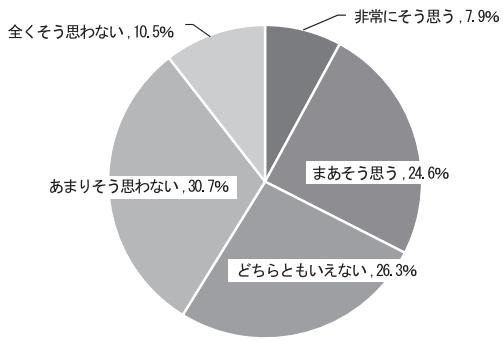


図 9 困りごとについて (n=114)

「情報機器の活用能力が向上された」が 61.0%、「自分の好きな時間・場所で課題を取り組むことができた」が 54.9%、「情報収集・管理・整理する能力が向上した」が 20.7%、「パソコンのソフトウェアの活用能力が向上した」が 19.5%、「ウェブサイトについて正しく理解し、活用能力が向上した」が 6.1% の順であり（表 2）、manaba を通じて情報機器やソフトウェアの活用能力が向上したことと、時間外学習に取り組みやすくなったという学習効果が確認された。なお、「ICT を活用した課題の作成および提出について困りごとはありましたか」について、ある（「非常にそう思う」と「まあそう思う」）と答えた人は 32.5% であり（図 9）、上記の「情報機器の活用能力を持っている」と思っていない受講生が半分以上である結果からも、困りごとを抱えている人が少なくない傾向は納得できる。この 37 名に「困ったこと（複数回答）」について尋ねたところ、「パソコンの操作」が 78.4%、「ネットワーク接続環境」が 48.6%、「提出方法」が 40.5%、「書き込みフォーマット」が 21.6% の順に挙げられ、情報機器の操作やネットワークなどの ICT に関する理解や能力を向上させるための指導が必要であると考えられる。

その他、「改善してほしい部分（自由記述）」については、スマートフォン（2 件）や、手書き（2 件）で提出できるようにしてほしいという意見や、パソコンとインターネットを利用したダウンロードや課題の取り組みなどは慣れるまで時間がかかることと、インターネットが接続できない環境では不便であるという意見も寄せられた。

3-4 考察

ICT を活用した教育実践および学習効果、教育実践の課題について考察を加える。

まず、ICT を活用した教育実践および学習効果について、予習・復習への意識向上をねらいとし、時間外学習を活性化させるツールとして manaba を活用した。わからない場合は担当教員またはクラスメンバーに聞くなど課題に対して意欲的に取り組もうとする姿勢がみられた。また、「自分が好きな時間・場所で課題を取り組むことができる」「社会人になった際に必要不可欠である」「授業で学んだことを生かして自分なりに活用方法を考えてまとめることができる」「課題の途中で保存しておくことが可能であり、なくす心配がない」など学習への高い意識がみられた。また、アンケートの結果からわかるように、情報機器の活用能力はそれほど高くないが、ICT を活用した課題への取り組みについては学習効果

があることが明らかになった。その理由としては、受講生が時間外の学習についての意識を高め、意欲的に取り組もうとする姿勢であったことと、いつどこでも取り組むことができることや、自分のペースで取り組むことができるという manaba の仕組みが挙げられる。

次に、情報機器の活用能力の向上については、課題の取り組みで活用した manaba の機能は、レポートと評価の機能であり、書式のダウンロード、レポートの作成そしてアップロード（提出）の順に行つた。また、書式作成には、Microsoft Word を使用した。情報機器を毎日のように使用している人が多いという結果の中、manaba の具体的な使い方が身につくまでは時間がかかることが明らかになった。これは、主に使用している情報機器としてスマートフォン（84.2%）が圧倒的に高いことに対してノートパソコン（36.0%）、デスクトップパソコン（7.9%）はそれほど使用していない結果からもわかるように、パソコンは、普段使用しているスマートフォンとは基本的な操作の仕方が異なることで操作方法などに慣れるまで時間がかかることが一つの理由であると考えられる。具体的には、スマートフォンのアプリケーションのダウンロードは名前を付けて保存することもなく、ダウンロードしたファイルを直接管理・整理する必要がほとんどないことなどが考えられる。この取り組みにおいてノートパソコンを活用して課題に取り組むことへの戸惑いはあったものの、何度も繰り返して使うこと、インターネットを通じて調べること、他者に聞くことなどを通じて情報機器の活用能力が高まったという結果が得られた。情報機器の活用の能力が高まることで学習効果も上がったことが明らかになった。

一方、教育実践における課題については、インターネット環境での提出について「少し難しい」「インターネット（Wi-Fi）環境でなければ不便」などの意見があった。また、「スマートフォンで提出できるように」「レポートの作成方法を手書きにしてほしい」などの意見のように、ICT を活用した教育実践についての肯定的な結果に対照的意見もみられた。今後、ICT を活用した学習の取り組みにおいて、情報機器の使用方法を一方的に説明するだけではなく、インターネット環境を有効活用し、主体的に調べて身につけることができるよう工夫することと、手書きの良さを生かした ICT の活用方法が教育実践の今後の課題であり、これらの要件を視野に入れて検討する必要があると考えられる。また、課題の提出は manaba での提出であり、提出物を直接渡したわけではないため、提出したデータが正確に提出されたかどうか、心配する受講生が多くいることから、提出状況が確認できる仕組みについて工夫する必要があると考えられる。

4. おわりに

本研究では、ICT を活用した教育実践および学習効果について検討することと、教育実践の課題を明らかにすることを目的とし、manaba を通した教育実践とアンケート調査を実施した。その結果、ほとんどの受講生は、課題に対して意識をもって意欲的に取り組んだことであった。また、manaba を通した教育実践は授業で実践した内容を生かして取り組む時間外の学習であり、課題に取り組むことについて、時間と場所を問わないことや、受講生が課題に取り組める環境を自ら見つけることができるという結果が得られた。大学が独自で行っている授業評価アンケートにおいて「あなたは、この授業の時間外（予習・復習、課題の取組み含む）を行いましたか」の回答「そのとおり」「ややそのとおり」を合わせ

た結果が manaba を利用していない平成 29 年度は 80.8% であったのに対し、平成 30 年度は 89.3% へと高くなつた。このことより、manaba を通して時間外学習への意識が向上したと判断し、時間外学習方法として有効であると考えられる。これらの実践を通して情報機器のスキルをアップすることができ、情報機器およびインターネット環境により詳しく学べる機会になると考えられる。

なお、授業で manaba を活用することについて、授業中に受講生全体へのフィードバックは行うものの、受講生一人ひとりの課題に対してコメントをしながら指導することへの難しさを実感した。これらの限界を克服するために、今後、授業内容の構成・指導方法や時間外学習の内容・提出方法についての検証を重ねていくことが今後の課題であると考えられる。

引用・参考文献

- 牛頭 哲弘 (2016)、クラウド型教育支援システム (manaba) の活用による指導と評価、神戸常磐大学紀要第 9 号、pp121-127.
- 澤口 隆 (2013)、大学教育におけるラーニング・マネジメント・システムの活用と比較、東洋大学紀要、pp27-53.
- 塚本敏浩 (2017)、ICT を活用した造形表現における指導実践、名古屋経済大学教職支援室報 Vol.1 No.1、pp95-103.
- 照屋 健作 (2017)、ICT 学修支援システムを活用したコンピュータ演習での教育実践、帝京平成大学紀要第 28 卷、pp97-106.

学習管理システム「manaba」の利用実践と学生の利用意識

Practice of Using Learning Management System ‘manaba’ and Students’ Opinion of Using It

鷲 尾 敦

Atsushi Washio

(要約)

本学（高田短期大学）では、2018年4月に朝日ネットの学習管理システム manaba を導入した。4月から10月にかけて登録した417の授業コースのうち、82コース19.6%の利用があり、専任教員の6割が何らかの機能を利用した。筆者は同システムを担当授業に応じて機能を使い分け、結果的に全ての機能を使った。これらの機能をどう使ったかをまとめるとともに、manaba を利用した学生に対し利用に関する意識調査をした。その結果、manaba の利用に学生は好意的であり、その理由として課題の提出が自宅からでき、課題の提出管理が容易であることを挙げていた。また、manaba を全教員に使って欲しいという意見が少なからずあった。

(キーワード)

manaba、授業支援、学習管理システム、課題管理

1. はじめに

本学（高田短期大学）は、2018年4月に朝日ネットの学習管理システムである manaba¹ を導入した。導入にあたっては、履修情報を manaba に適用していくことが必要であるが、本学の学事システムの特殊性から4月からの導入に間に合うように履修情報を自動的に manaba に入れられるようにすることは困難であった。手作業で行うには事務局にさらなる負担がかかり、またこのシステムが教員のためのものであるという理由から、教員である私がその対応をすることになった。学事システムの授業コースコードの持ち方に課題があり、思いもよらぬところで手作業を余儀なくされたが、そのおかげで manaba システムの理解を深めることができ、manaba の運用ノウハウを蓄積しつつある。

筆者は、無料のクラウドサービスを使って様々な授業支援を行ってきたが²、この機会に担当授業の全てで授業支援ツールを manaba に切り替えた。おかげで、オフィスワークコースの学生の多くが4月当初から利用することになった。manaba を活用する授業スタイルもクラウドを活用しての授業スタイルも同じような流れであるのでスムーズに移行ができた。しかし、システム独特の癖を感じるところでは、慣れるのに時間を要するものもあった。一方でクラウドサービスではできなかった機能があり今は便利に使っている。本学教員も使い始め、それについて学生の利用機会も増えてきている。拙著では、4月から10月までの本学全体の利用状況を示しながら筆者の授業実践事例を紹介する。そして、manaba を利用してきた学生たちの意識調査をした結果もあわせて報告する。

2. 本学の manaba の導入状況

2. 1 全体の利用状況

本学では、2018年4月から10月までの間に、manabaに417授業コース（前後期全授業）を登録し、そのうち前期と10月合わせて、82授業コース（同じ授業科目でもクラスやゼミ担当が違えば別授業コースとなる）でmanabaを利用している。これは、登録された全授業コースのうち19.6%にあたる。2年科目が25件、1年科目が55件、その他2件であった。専任教員26名中16名と非常勤講師1名が授業で利用しており、これは6割の専任教員が何らかの形でmanabaの機能を授業で使っていることになる。総ログイン数（ログインできた数）は、14,906件、そのうち教員総数は1,108件、学生総数は13,798件であった。ページビューの総数は303,740件で、そのうち授業コース内のページビュー総数は195,662件、そのうち教員は30,112件、学生は162,232件であった。

2. 2 授業での利用状況

表1にmanabaの機能別の利用状況を示す。特に利用度の高いものに網掛けをしてある。左端がmanabaの機能名である。列見出しの「利用コース登録割合」とは、manabaを何らかの形で利用している82授業コースの中で、その機能を利用している授業コースの割合（利用授業コース数／82）である。「利用授業あたりの利用頻度」とは、その機能を利用している一授業コースあたりの利用（登録）件数（登録件数／利用授業コース数）である。「利用教員の利用度」は、manabaを授業で利用している17名のうちその機能を利用している教員の割合（利用教員数／17）を示している。

多くの教員が利用しているのが、利用教員数が12名（利用教員の70.6%）の「レポート」機能である。こちらは、54.9%の授業コースで使われている。この機能は、教員がレポートの課題内容と期限を提示し、そこに学生が作成したレポートを期限内に提出するものである。提出の期限を指定したり、期限後の提出を可能にしたり不可能に

したり、提出したレポートを他の学生が参照できるようにしたりするなどが教員の裁量ができる。課題の期限や提出状況が授業ごとに整理され、自宅からでもネットの環境があれば提出でき学生には便利な機能であろう。利用している授業コースでは、平均3.4件のレポートを課している。

次に多いのが「コースニュー

ス」で9名（52.9%）約半数の教員が利用し、利用授業コースの51.2%で利用されている。こちらは、授業担当教員が受講者にネットでお知らせを配信できる機能である。本学では「高短キャンパスネット」から学生に連絡ができるが、科目名選択リストが科目名称の文字コード順で表示されるため、科目名が

表1 manaba 各機能の利用状況

	利用授業 コース数	登録件数	利用教員数	利用コース 登録割合	利用授業 あたりの 利用頻度	利用教員 の利用度	実践件数	全登録件数 中の割合
小テスト	5	7	1	6.1%	1.4	5.9%	7	100.0%
アンケート	11	75	3	13.4%	6.8	17.6%	71	94.7%
レポート	45	153	12	54.9%	3.4	70.6%	67	43.8%
プロジェクト	7	10	3	8.5%	1.4	17.6%	5	50.0%
成績項目	13	41	3	15.9%	3.2	17.6%	11	26.8%
掲示板 スレッド数	26	86	8	31.7%	3.3	47.1%	43	50.0%
資料数 コンテンツ	26	72	6	31.7%	2.8	35.3%	28	38.9%
ページ数 コンテンツ		258			9.9		171	66.3%
コースニュース	42	97	9	51.2%	2.3	52.9%	31	32.0%

※417授業コース中82コースが利用

※利用教員17名（専任16名、非常勤1名）

見つけ難く、送信したい授業クラスの選択が面倒なインターフェースとなっている。このことから、manaba を利用する教員にとっては manaba の方が使いやすく、manaba の「コースニュース」機能を使っていると思われる。1 授業コースあたり 2.3 通のお知らせを流していることになる。

次に多いのが「掲示板」機能である。8 名の教員が利用し、1 授業コースあたり 3.3 件のスレッドが立った。次が「コンテンツ」で 6 名の利用があり 26 授業で資料がアップされている。1 授業あたり 2.8 件 9.9 ページの資料が掲載された。

「小テスト」は筆者一人だけの利用であった。ネットでの小テスト利用の経験は、一般の教員にないため、利用するにはテスト課題を新たに作成しなければならず、今回のような従来型授業からの移行期にすぐというのは難しかったと思われる。しかし、テストの自動採点ができ、結果を自動的に成績機能で表示することができ、また評価の結果をそれぞれの学生に個別に返せるので、特に人数が多い授業においては学生に学習を進めさせる上で効果的な機能である。今後使われていくであろうと思う。

表 1 の右側 2 列は、筆者の利用状況である。「小テスト」や「アンケート」などは筆者の利用割合がとても高いが、「成績」「コンテンツ」「コースニュース」は他の機能に比べ低い。これらは他の教員が多く利用していることを示している。

2. 3 学生の利用状況

学科コースごとの学生の利用状況を表 2 に示す。授業で利用していれば学生は使わざるを得ない側面もあるので、この利用状況は学科コースの教員の利用度を示しているとも言える。学生の利用状況は、4 月から 10 月の間で、503 名中(中途退学者含む)で、一度でも利用した学生は、453 名 (90.1%) である。一番多くログインしていた学生はオフィスワークコースの 1 年生で 155 件、一番多くページを閲覧(ページビュー数)していた学生はオフィスワークコース 2 年生で 4,011 件であった。使用している学生での平均ログイン数は 30 件、平均ページビュー数は 534 件であった。オフィスワークコースの 1 年生はログインが平均 69 件、ページビュー 1,511 件と多い。

所属学科コースで違いがあり、子ども学科は、1, 2 年ともに 1 名以外全員がアクセスしており、一人あたりの件数は少ないもののほぼ全員が利用している。オフィスワークコースの学生は、1 年で 93.2%、2 年生で 82.3% が一度以上利用しているが、選択科目が多いためか利用していない学生も多くあった。特に 2 年生で使っていない学生が多い。介護福祉コースでは、1 年生の共通科目での利用が 1 科目あるだけであった。また、全学科コースで 1 年生の方が 2 年生よりも平均ログイン数が多くあった。これは、1 年生対象の授業コースが 55 件、2 年生対象が 25 件であることによるものと思う。

表 2 学生の利用状況

	子ども学科		キャリア育成学科				全学生
	1年	2年	1年	2年	1年	2年	
学生数	161	160	74	62	23	23	503
利用数	160	159	69	51	13	1	453
未利用度	1	1	5	11	10	22	50
利用度	99.4%	99.4%	93.2%	82.3%	56.5%	4.3%	90.1%
max ログイン数	69	60	155	147	13	1	155
maxPV 数	975	663	3,500	4,011	198	13	4,011
利用者平均ログイン数	57	14	69	46	6	1	30
利用者平均 PV 数	333	126	1,511	1,239	81	13	534

3. 授業実践

コースを受け持つ教員としての筆者の 4 月から 10 月にかけてのページビュー数の合計は、通常の授

業コースで 11,350 件(全教員 30,112 件)、教員の約 3 分の 1 を占めた。それ以外にオープンキャンパスの模擬授業 2 コースで 356 件のページビューであった。教員としてのアクセスでマイページやコース一覧などの授業コース外もあわせた筆者の全ページビューは 29,176 件(学生も含めた全ページビュー 303,076 件)であり、総ログイン数は 409 件(全教員のログイン数 1,108 件)であった。前述の表 1 で筆者の manaba の機能別の利用度がわかる。各機能をどのように活用したかについては、以下に報告する。

3. 1 コースニュース 学生への連絡

「コースニュース」は、各授業の受講学生に対して、教員から連絡をしたいときに使う機能である。学生が、受信先として学校のメール以外に、携帯のメールを登録することができるとともに、リマインダーメールなどの他の連絡事項とともに、どういう頻度でメールを受信するかを受講者が選択することができる。この機能を使って、授業の急な連絡をすることができる。授業外学習として課題や小テストを課しているが、課題についての説明が不足していることに後から気づいたり、説明文に誤りがあったりした場合に、補足情報をコースニュースとして流すケースがある。また、必要な学生は事前に印刷して授業に臨むよう指示しており、授業資料を事前にアップして資料掲載完了のニュースを流している。

3. 2 アンケート 毎回の授業アンケート

以前からゼミ以外のほとんどの授業で、授業終了時に Google フォームを使って授業の振り返りをさせていた。電子版ミニッツペーパーである。Google フォームでの作成経験があるため、manaba の「アンケート」機能も手軽に作成することができた。

アンケート結果は、manaba からダウンロードして EXCEL で閲覧することができる。理解度は countif などの関数を使って集計し理解度の分布状況を把握している。毎回のデータを追加して、理解度分布の推移グラフができる。学生の理解度の変化を見て、次の進め方を検討するようにしている。記載された質問事項は貴重な授業資料となり、次の授業で回答したり話題に取り上げて論じるなどしている。

このアンケートは、回答者の学籍番号、氏名がわかるので、学生が意識しなくても記名式アンケートとなる。未回答者が誰であるかすぐにわかる。毎回のアンケートデータを、Access のテーブルに追加していくことにより、半年間の授業における学生の授業の振り返り状況が見られる。振り返りの記録がない学生つまり授業に参加していないと思われる学生は抽出される。なお、アンケート項目は、特別に聞きたいことがある時以外は、同じ内容としている。作成されているアンケートをエクスポートし、それをインポートしてタイトル(何回目の授業であるか)、アンケート実施期間を変更するだけで次の授業のアンケートを掲載できる。

授業中の理解度をリアルタイムに把握するため、以前から Google フォームをクリッカ一代わりに使っている。残念ながら manaba のアンケート機能ではできないので Google フォームを継続して使っている(manaba ではオプションでその機能が用意されるが、本学は導入していない)。

3. 3 コンテンツ 授業資料配布

「コンテンツ」は、授業資料を自宅でも閲覧できるようにネット上に掲載する機能である。パワーポイントのプレゼン資料やワード文書を PDF にしたファイルや、ネット上の様々な資料へのリンクなどを設置している。授業資料は、学生手持ちの PC での閲覧だけではなく、印刷してメモを取りたい学生

もいるので、印刷用に同じ資料を8分割表示したPDFファイルも授業の前日までに掲載している。

3. 4 プロジェクト チーム活動

「プロジェクト」は、「ネットワーク活用」という授業で、一身田寺内町商工振興会の4つの店舗のWebサイトを構築する際に使用した。キックオフミーティング時に店主が説明した後、作成したい店舗を学生に選ばせることで4つのチームに分けた。このプロジェクトでは、チームメンバー全員が同じ店舗のWebサイトをそれぞれ構築する。キックオフミーティングでの店主への聞き取りや店舗へ出かけでの取材などは、チームで協力したり手分けをしたりして行い、取材情報や取材写真を共有しあった。これは、「グループ支援学習」というグループ学習の一形態で、個人で提出する同じ課題を持つグループメンバーが協力し支え合って学ぶ形態で、グループ学習の成果をただ乗りする人（フリーライダー）を防ぐ効果がある。その情報交換に「プロジェクト」を使った。ただし、manabaでは、ファイルをまとめて共有フォルダに入れるなどの機能がないため、そこはGoogleドライブの共有機能を活用した。個々の学生が持っているGoogleアカウント上に作成した共有フォルダのURLをプロジェクト内の掲示板に掲載するよう指示し、グループ内でアクセスできるようにするよう指示した。プロジェクト一覧には、アクセス数や発言数などが掲載されている。さらにチームを選べば、チーム内のメンバーの書き込み数が閲覧できるため、学生のチームへの参加度、貢献度が見える。また、他のチームメンバーであっても、発言を閲覧することができるため、他のチームの様子を参考にしながら自分のチームの活動を進めることができる。

「情報基礎演習」という授業では、グループに分かれてプレゼンテーションをする時間を1コマ設けた。このグループ内プレゼンを「プロジェクト」とした。発表順を決めさせ、一人が発表を終えたら他のメンバーはこのプロジェクトチーム内の掲示板にコメントを書くように指示した。筆者は、全体進行をしながら各グループを回るので、じっくりと一人一人の発表の様子を観察することはできない。しかし、この掲示板を後から閲覧することで発表がどのような状況にあったかを理解することができる。提出されたプレゼン資料や紙で提出させた学生による相互評価の結果を検証する際にもイメージができた。

3. 5 掲示板 個人活動

「掲示板」は、どのように使うか迷った機能である。前期は、授業外でも質問ができるように質問コーナーのスレッドを立ち上げてみたが、まったく反応がなかった。後期になってゼミナールでの利用を試みた。「ゼミナールⅢ」は、2年生の卒業研究が佳境に入る時期である。各学生の卒業研究を「一人プロジェクト」として、掲示板に「○○プロジェクト」という名称で各学生用のスレッドを立ち上げた。○○には学生の名前が入る。学生は自分のプロジェクトのスレッドにコメントを書く形で、アウトラインや卒研レポートの途中経過のファイルや、質問、作成中の作品などを掲載する。その資料を見て、筆者はコメントを返信し、Word文書ならば校閲機能でコメントを入れたものを掲示板のコメント欄に添付して返すなどしている。これらのこととは、学生も私も、自宅でも学校でも利用できる。掲示板のスレッドは、新しい発言が先頭に来るので、読んでいないものから順にチェックできる。掲載された日時も出る。詳細を見れば、学生のアクセス数が表示されているため、誰が頑張っているか、さぼっているかが一目瞭然である。

「ゼミナールⅠ」は1年生後期のゼミナールで、3期続く専門ゼミの初めのゼミである。ここでも各学生名のスレッドを立ち上げ、気になる情報系の新聞記事について定期的に報告させていている。掲載内容は、タイトル、概要、URL、選んだ理由である。ゼミ時間にその記事を発表させる。いずれその中から一つ取り上げその記事内容を探求し、レジメにまとめてゼミ内で発表させる。これは、2年の卒業研究テーマ探しにつなげることを目指している。

3. 6 小テスト

表1によれば「小テスト」を利用しているのは筆者一人であった。後期の講義科目「情報処理論」で実施中である。他にオープンキャンパスの模擬授業2クラスで実施した。「情報処理論」では、授業の復習を時間外学習として行わせるため、宿題として小テストを課している。manabaの前は、Googleフォームで小テストをしていたため問題の蓄積がある。試験問題をmanabaに自動的に移行できないので、前年度のGoogleフォームの問題を参考にしながら改めてmanaba上で作成した。採点はできる限り自動採点として負荷がかからないようにしている。小テストの実施期間終了と同時に採点され成績に反映される仕掛けになっている。

4. 学生のmanaba利用の意識

オフィスワークコースの学生のうち、1年生科目「情報処理論」(11/21)、2年生科目「ビジネスシステム演習」(11/22)の授業で、manabaの利用についてのアンケート調査を行い、1年生53名、2年生27名、合計80名から回答を得た。Googleフォームでアンケートを作成し、そのURLをmanabaの掲示板に掲載しアクセスさせた。manaba外でのアンケートなので無記名(学生を特定できない)アンケートである。学生にもその点を説明し自由に意見を書かせた。

4. 1 manabaの利用状況

manabaをよく使っているかを尋ねたところ(図1)、どの学年も25%程度が「大変思う」であり、「思う」「やや思う」あわせて、1年生で8割を超え、2年生で7割程度である。アンケートは筆者の授業内で行っているため回答者の全員がmanabaを利用しているが、「あまり思わない」「思わない」という否定的回答が2年生で3割以上あった。

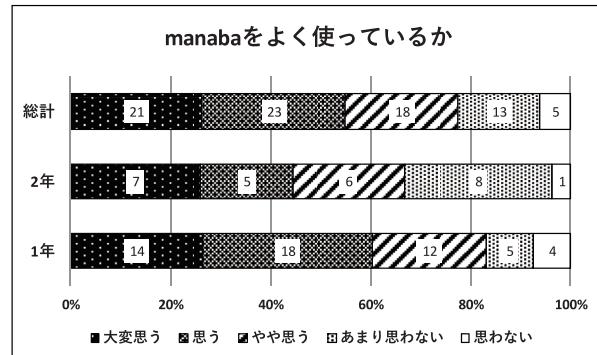


図1 manabaの使用度

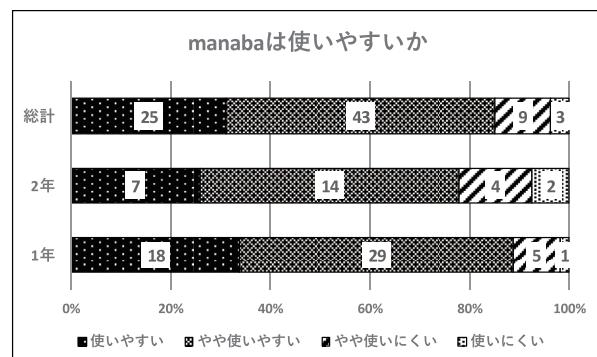


図2 manabaの使いやすさ

4. 2 manaba の学習のしやすさ

使いやすさについては1年生の9割近く、2年生の8割弱が肯定的回答であった（図2）。使いやすさについて理由を尋ねたところ、理由を回答した53名中23名（43%）が「どこでもいつでも課題を提出できる」という主旨の理由を答え、8名（15%）が「課題が整理され、提出期限などの管理がしやすい」という主旨の回答であった。回答の中で、使いにくい理由としては、「PCの使い方に慣れていない」「あまりmanabaを使っていない」「アクセスがしにくい」「他の先生が使っていない」という回答があった。

manabaで学習がしやすくなっているかについては、1年生は9割以上が肯定的評価であり、2年生は約7割が肯定的評価であった（図3）。

manabaをよく使っているか（5件法）、使いやすいか（4件法）、manabaで学習がしやすくなったか（4件法）という問い合わせに

対し、回答を点数化し相関係数を求めたところそれぞれの間で相関があった（表3）。manabaをよく使っている学生はより使いやすく感じ、またmanabaで学習がしやすくなったと感じているようである。

4. 3 便利だと思う機能

学生が便利だと思う機能について複数回答可で尋ねた結果が図4である。使いやすさの理由と同様、レポート機能での課題提出が便利だという学生が80名中65名8割を超えており。次に、「コンテンツ」「成績」「アンケート」「小テスト」「コースニュース」と続く。学年別では、両学年ともにレポートの提出がとりわけ多い。「アンケート」「掲示板」がほぼ同じ割合であること、「コースニュース」

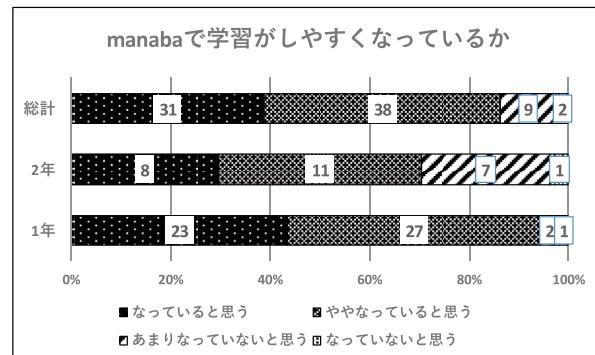


図3 manabaでの学習のしやすさ

表3 manaba利用者の相関係数

	使っている	使いやすさ	学習がしやすいか
使っている	1		
使いやすさ	0.49	1	
学習がしやすいか	0.55	0.69	1

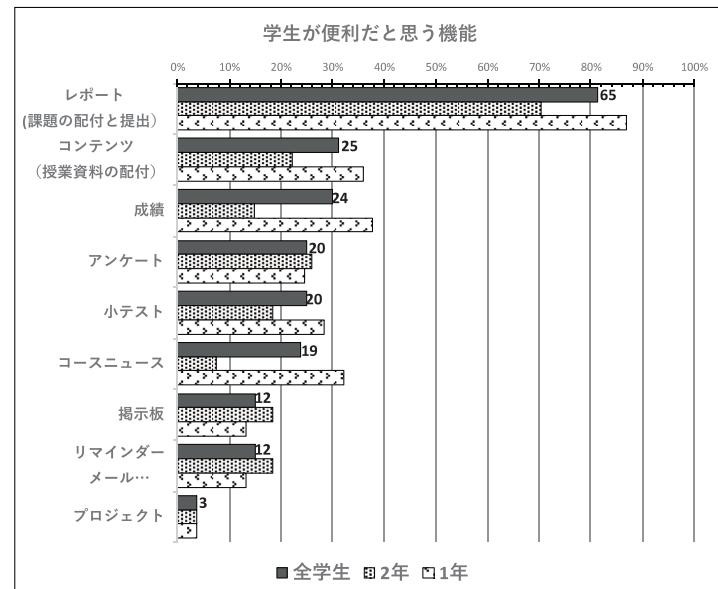


図4 学生が便利だと思う機能

「成績」で2年生が少なく大きな開きがあることが特徴的である。1年生で「成績」が特に多いのは、1年科目での利用が多いためであろう。

就職活動で休む機会がどうしても出てくる2年生は、「コンテンツ」や「レポート」の機能が便利だという。その理由として、休んだ時でも家で授業内容が把握でき課題があったことがわかる点や、次の授業までに自宅でも資料を印刷できる点を挙げている。当然、自宅で課題ができ自宅から提出ができるという声がたくさんあった。また、スマホで課題が見られるという点や、提出期限を自宅にいながら確認できるという点を挙げる学生もいた。

4. 4 学生の自由意見から

アンケートの最後に、manaba の利用に関して自由に意見、感想を求めた。主な意見を表4に掲載する。特に多かった意見は、全ての先生がこれを利用することを望むという主旨のものだった。これは、manaba が便利であることが分かってきたためであろう。他に、使い方の改善を要求するもの、わずかではあるが PC が苦手な学生に否定的な意見があった。

5.まとめ

導入前、ある大学での利用度が 16%程度であることを聞いた。推進する立場になってこの数字を念頭に教授会で利用状況を報告するとともに利用を促した。幸い初年度にも関わらず利用している授業コースは 2 割近くとなり、6 割の専任教員が何らかの機能を使った。導入初年度にあたり教員がそろりそろりと使い始めたが、それにつれて学生が使うようになり、使うことで学習管理システムが便利であることを学生は認識した。学習活動を支援するツールとして学生は価値を認めた。そのため、どの授業においても利用して欲しいという要望が学生たちの間で高まっている。

以上から、今後も利用促進のための活動をし、専任教員だけでなく、非常勤教員にも利用を促していくと考えている。

参考文献

- 株式会社朝日ネット、教育支援サービス 「manaba」、<https://manaba.jp/>、2018
- 鷺尾敦、LMS を意識したクラウドサービスによる授業支援の試み、キャリア研究センター紀要・年報 2 号、

2016

表4 学生の自由意見

先生方にもっと使ってほしいという要望	非常に勤の先生の授業での配布プリントなどを、manaba にあげていただけるといいなあと思います。レポートの提出も、手書きではなくワードで書いたものを manaba での提出にしたりできたら家でやって提出できるので便利です。せっかく manaba を導入したのに、メインでよく使っている授業は 1 つや 2 つ程度で、そのほかの授業では全く使っていないので、もっと先生たちに manaba を利用するように呼びかけるべきだと思います。うちのゼミの卒論もプロジェクトを作ってくれたら添削をお願いするための提出や、自身で行う推敲がすごくやりやすくなるので、今からでもいいのでやってほしいです！！！！！！
	全部の教科の課題の配布・提出を manaba に統一してほしい
	他の先生も manaba にしてほしい。
	課題の提出を全部 manaba でしてほしいです。
	ほかの先生もマナバで統一したらいいと思う
	すべての科目の課題がマナバで確認できるようにしてほしい。マナバに載せない先生もいるので。
	manaba を使っていない先生にも、課題の提出先などの面で使ってほしいです。
	manaba を活用してくれる先生がもっと増えてほしいです。本当に。
	何日までに提出だと思っていて、その日の朝提出しようしたら、夜の 0 時までで、提出期限内に提出できないことが増えているので、時間までは決めないでほしい。
	2人の先生の授業でしか利用していないので、もし manaba の利用料を払っているなら、もったいないなあと思う。もっと色々な先生に活用してほしい。
現在の使い方にに対する要望や意見	共有フォルダで提出する時、先生の名前→授業名を探すのが面倒だったけど、manaba はそんなことないから楽。
	課題の締め切りの時間もメールで来てほしいです
	課題の締め切りの十分前と一日前と一週間前のメールで通知が欲しいです。
	アンケートも遅延でいいから出させてください。
	小テストも遅延でいいから受けさせてください。
他	アンケートの締め切り一時間前と十分前にメールで通知ください。
	高田短期大学の PC 教室で manaba を開こうとすると固まる。それ以外はとても使いやすい。
	共有フォルダの配布を家でも見れるようになったらいいなと。
	提出フォルダよりも manaba での提出の方が家でもできて簡単
他	デザインを変えて欲しい！！
	とても良いと思います。
他	manaba はあまり良いと思わないです

日本人学生と留学生の協働意識を高める授業の成果と課題 －情報基礎演習 介護福祉コース実践報告－

Outcomes and Issues of Lessons that Enhance Collaborative Awareness
between Japanese Students and International Students
—Practical Report on Computer Exercise in Care Welfare Course—

川 喜 田 多 佳 子

Takako Kawakita

寺 家 尚 美

Naomi Jike

(要 約)

多国籍にわたる留学生と日本人学生が混在する情報基礎演習介護コース授業は、日本語能力に差がある中で、両者のパソコンスキル向上をいかに図れるかが重要である。日本人が留学生をサポートしながら行うグループ学習を通じて、卒業後の介護現場で日本人と外国人がうまく働くような協同意識を養う授業を実践した。日本語能力が低い留学生に対しては、関わりの中から興味対象を探り、果物など大きな反応を示す題材を使用した課題を実施した。授業ではタイマーを使用し作成終了時間を設定することで、取り組み姿勢や集中力の向上を図った。また、プレゼンや日本人と留学生の少人数グループでの課題作成では、お互いを理解し合うことや役割分担を行い1つの作品を作り上げることができ、この授業の狙いである協働意識を高める効果が確認できた。

(キーワード)

外国人留学生 情報リテラシー 協働意識

1. はじめに

2016年、外国人が継続的に就労できるように在留資格に「介護」を設ける入管法改正が行われた。介護福祉士の資格を有する外国人が介護施設等との契約に基づいて介護（又は介護の指導）の業務に従事するための在留資格が新たに創設されたというものである。在留資格「介護」の対象者は、日本の介護福祉士養成施設（都道府県知事が指定する専門学校等）を卒業し、国家資格である介護福祉士の資格を取得した人となっている¹。このため、介護福祉士を目指す留学生が近年急増している状況であり、2025年までに約55万人の人材確保が必要になるといわれている介護業界²において、「外国人介護福祉士」の活躍が期待されている。

こうした背景から、本学キャリア育成学科介護福祉コースにおいても、外国人留学生が増加しており、今後も増えるであろうと予想される。また、昨年度からの2年間は、留学生者数が増加しただけでなく、中国、ネパール、ベトナム、フィリピン、モンゴルと多国籍にわたる留学生が入学している。また、入学者の半数を留学生が占めているという状況である。漢字圏と非漢字圏に分類してみると、これまで中国からの留学生だけであったのが、2015年度以降は非漢字圏からの留学生が漢字圏の留学生を上回る入学者数となっている。留学生は多国籍にわたる。日本語能力が十分とは言えない者も見受けられる。日

本語レベルに差がある日本人学生と留学生が共に学ぶ授業において、パソコンに関する専門用語や操作方法を説明することは非常に困難である。両者のレベルを意識した教授法を昨年度から2年間実施してきた。そこから見えてきた結果と今後の課題について考察する。

2. 授業における課題

ほとんどの留学生はテキストの漢字が読めないため、テキストを使用して授業を進めることができない。また、ワープロソフトによる文書作成やプレゼンテーション用資料作成において、日本語入力が不慣れなことだけでなく日本語表現力が不足していることから、日本人学生と同じ課題を与え、同レベルの完成度を求めるることは難しい。授業のレベルを留学生に合わせると、日本人学生の到達レベルを下げてしまうことになりかねない。同一授業

内で両者のスキル向上を目指すためには、日本人学生には物足りなさを感じさせず、パソコンスキル向上につながる内容にすること、留学生にはパソコンスキルだけでなく今後介護現場で必要となる日本人

との円滑なコミュニケーション能力の向上につながる内容とすることが求められる。授業が始まつばかりのころは、浅い交わりである上に言葉の問題や文化の違いから留学生と日本人学生の間に大きな隔たりがある。その理由について日本人学生と留学生の数人に聞き取りを行ったところ、外国人との接し方への戸惑いについて、いくつかの意見を聞き取ることができた（表1）。授業内での様々なコンテンツ制作を通して、お互いに助け合いながら、感謝、感動、共感という福祉の心と探究心を深め合いながら、協働意識の大切さを学ばせることが重要なポイントとなる。

3. 実践内容

15回の授業内容は、Windows、Word、PowerPoint、Excelの基本を身につけ、配布したノートパソコン活用のスムーズな導入を目的としている（表2）。本学の共通教養科目である情報基礎演習は、学科・コースによってシラバスの内容が異なる。介護福祉コースでは、Wordでの文書やチラシ、ポスター、レポート作成とPowerPointでのスライド作成とプレゼンテーション演習を軸としている。2年間の学修を納めるためにも必要なスキルである。

留学生が多く在籍する介護福祉コースでの授業では、日本語能力の低い留学生と日本人学生が協働意識を高め、互いに成果をあげることが狙いである。

授業を円滑に進行し、留学生と日本人学生の両方に

表1 学生からの声（聞き取り）

日本人学生	留学生
・これまで外国人と接することがなかつたため話しかけにくかった。	・自分の国の言葉で話した方が楽だから。
・元々初対面の人と接することが苦手。外国人の人となるとより引いてしまった。	・元々人見知りもある上、マイペースな性格である。
・テンションが自分たちと違うのでどう接したらわからなかった。	・日本語で話すことに自信がないので恥ずかしい。

表2 平成30年度授業内容

授業回	授業内容
第1回	オリエンテーション
第2回	ノートパソコンの活用1
第3回	ノートパソコンの活用2
第4回	文字入力（Emaiへの添付ファイル）
第5回	Wordの基本1
第6回	Wordの基本2
第7回	Wordのまとめ
第8回	PowerPoint1
第9回	PowerPoint2
第10回	PowerPoint3
第11回	自己紹介プレゼンテーション
第12回	Windows7の活用（フォトムービーの作成1）
第13回	Windows7の活用（フォトムービーの作成2）
第14回	Excelの基本
第15回	グループ学習（カレンダー作成）

対応するため、2名のティーチングアシスタント（TA）を配置している。留学生へのサポートは操作説明だけでなく、日本語に関するサポートやどういったところに留学生は手間取っているかを把握することも必要となる。2名体制でのサポートによって、留学生の理解度を細かく確認し、ひとり一人にきめ細かな対応をすることができた。

昨年は、テキストに沿って授業を行ったが、留学生がテキストを読むことができなかつたため、テキストに掲載されている作成データは使用せず、果物や短い言葉などわかりやすいものを使った演習問題を行った。テキストで使用するデータより身近に感じられたのか、反応は非常に良かった。

本年度は、留学生を意識し、漢字にルビがあるテキストを使用した。しかし、練習問題にルビがないなど日本語能力が低い学生には難しい部分が多いいため、昨年反応が良かったわかりやすい内容に変更して実施した。特に果物について、留学生は非常に大きな反応を示すことがわかった。果物の種類についての議論が起こるなど、日本人との意見交換などよいコミュニケーションが生まれるきっかけとなった。果物画像の配置や色遣いなど、レイアウトをよりよくする取り組み姿勢が見られ、授業に積極性が表れた。また、全体を通して実施したことは、タイマーを使用して毎回課題の作成終了時刻を設定し、これを守らせたことである。これは、授業への集中力を高める目的と、時間内に仕上げるという社会人に必要な意識を養う目的がある。授業回数が進むにつれ留学生からは「あと何分時間をください」など具体的な意思表示もするようになり、より高い目標達成への意識が高まったものと思われる。

3-1 文書作成

タイピング練習を授業の始めに実施した。日本人学生のタイピング速度アップにつながることから、時間計測を行いながら全員で実施した。ローマ字入力が不慣れな留学生にとっては、スムーズな文字入力の基礎固めにも役立った。まず、日本人と留学生で同時に行った課題は、介護現場で活用できるであろう注意喚起などのポスター作りである（図1）。注意喚起ポスターは、内容はシンプルだがたくさんの図形機能を駆使して作成する必要があるため、Wordを使いこなせなければ完成できない。制作が進む中、留学生は完成例により近づけるための指導を要望する声が多く、質の高い作品を完成することができた。その結果、日本人と変わらないものを作りあげることができた。また、日本人学生にはより高度な文書作成能力が身につくような課題を追加提供し、留学生とは分けた内容を実施した。これは、介護現場にとどまらず、一般的なビジネス現場で見受けられる文書の作成に取り組ませることで、社会人の常識であるビジネス文書の書き方を理解させるためである。留学生に対しては、ビジネス文書の作成を求められることはないと考えるが、日本のビジネス文書の成り立ちを理解してもらうために、簡単な日本語でのビジネス文書作成課題を与えた。文書作成の際に、留学生の中には分節間にスペースを入れて文書入力をするものが見受けられた。これは、英語などのように文節間にスペースを入れている母国語の影響によるものであると思われる。文節間にスペースを入れたほうが理解しやすいようであるが、



図1 留学生の作品

日本ではこのようなスペースを入れずに文書作成する必要がある。文書が読め、書けるようになってもらえるような課題提示を今後も検討していく必要があると感じた。

3-2 プレゼンテーション

3分間の自己PR資料の作成と発表を実施した。協働意識を高めるには、話す力だけでなく聞く力を養うことが重要である。人の発表については良かった点、改善点などをメモに記入してもらい、お互いアドバイス交換を行った。日本人、留学生の区別なく自分以外の発表についてアドバイスを記入し、全員で交換を実施した。アドバイス交換を行った後、プレゼン資料を修正してもらい、次回授業で再度発表を実施した。授業時間の関係上プレゼン実施後すぐに交換を行ったため、アドバイス内容については回収していないが、二度目の発表では、聴き手を惹きつけるためのデザインや組み立て変更があったり、留学生においては日本語プレゼンテーション表現に磨きをかけアピール力に大きな成長がみられるなど、一度目の発表よりよい内容となった学生が日本人、留学生のどちらも増えた。

実施後のアンケートでは、日本人学生から留学生の母国のこと、好きなもの、思いなどがプレゼンを通して理解でき、距離が縮まったという意見が多かった。授業の中盤で、こうした発表を実施したことは、お互いの理解を深め、協働意識を高める効果があったと考える。

3-3 動画作成

ムービーメーカーでの動画作成では、介護福祉コースに関するなどをテーマとした。自分たちが体験したオープンキャンパスの様子や介護実習の様子の写真を使用したため、日本人も留学生も大差ない完成度となった。日本人学生と留学生が選んだ画像素材については異国文化での興味・個々の感覚の違いが見られた。沐浴体験等のスナップショットを多く選ぶ留学生に対し、日本人は背景を中心とした画像を選択する傾向があった。これは国民性による性格の違いも関係している可能性が高いと思われる。コース紹介動画ではどちらの要素も重要である。意見を出し合いながらよりよい作品を作り上げるために応用できるため、次年度はグループでの協働学習に変更し充実させたい。

動画作成やPowerPointでの資料作成は、介護現場でも活用していくことができるスキルであり、留学生でも取り組みやすい内容として、クラス全体でスキル向上を実現していくことができた。特に留学生に関しては制作のプロセス工程の段階で講師やTA、さらには周りの学生に向けてアピールしながら取り組む姿が見られた。動画作成は、介護現場での研修会や事例発表の際にも活用できるため、その技術を習得し積極的に使用してもらいたいと考える。ただ、ムービーメーカーについては、マイクロソフトがサービス提供を終了しているため、別の動画編集方法を検討していく必要がある。

3-4 表計算

介護現場でのExcel使用頻度は低く、実際の介護現場からの声でも、Excelは表作成程度ができれば問題ないと意見がある。しかし、卒業生の声を聞くと、介護現場でもおむつ交換の管理表などでExcelを使用しているという報告例もある。また介護現場から管理部門に配属が変わることが発生した

場合、Excel の使用頻度は上がると考える。そのため授業内では、四則演算や基本グラフの作成など基礎レベルの内容を実施した。Excel に対しては、留学生だけでなく本学の学生のほとんどが苦手意識をもっている。本学オフィスワーカークースでは、初学者に対しては極力専門用語を使用せず、わかりやすい表現に置き換える授業展開を行うことで、習得効果が出ていていることから、その手法を取り入れた。さらに、留学生の興味が高い果物の売上集計などを例に実施したことにより、習熟度が上がり、質の高い課題の提出がなされた。

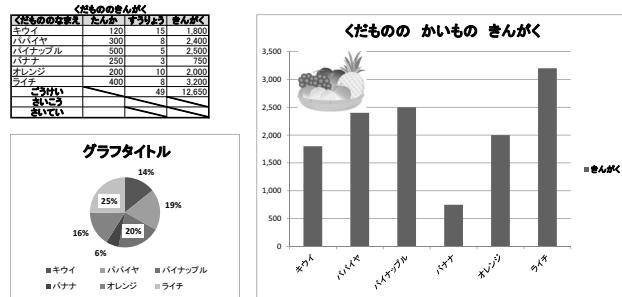


図 2 留学生の作品

3-5 グループ学習

15回にわたる授業の最終課題として、日本人学生と留学生の混在グループによる課題として、PowerPoint を使用したカレンダー制作を実施した。PowerPoint は、プレゼンテーション資料の作成だけでなく、施設便りなどのチラシ作成等でも利便性に優れており、有用に活用できる。

日本人 2名と留学生 1名または 2名の少人数を 5 グループに分け、8月から 12月の 5か月分を 1 グループにひと月ずつ割り当て、全員でひとつのカレンダーを作り上げた。お互いの理解が深まってきた時期での協働作業は非常にスムーズに実施できたと考える。日本人が主導し学校行事や日本の季節行事を調べたり、留学生もその月に最適な画像をインターネットで検索して取り込んだりと、役割分担をしながら日本人と留学生による活発な取り組みを行う姿がみられた。巡回する中で見えた事として、留学生はレイアウトに関するこだわりを強く意思表示する傾向がある。それに対し少し遠慮がちな日本人が後押しされながら作業を進めていく傾向があった。制作から印刷、製本までを実施し、授業の集大成として全員に配布した。このカレンダーは授業の狙いである協働意識を高めるグループ学習の総まとめの成果物となったと考える。



図 3 留学生の作品

4. 実践内容から見えた効果

人数が少ない中で、TA 2名体制で授業を行ったことから、一人一人に目が行き届き、学生とのコミュニケーションを密に図ることができた。留学生の日本語レベルやパソコンスキルなど、一人一人の状態を確認しながら、レベルアップを図ることができたと考える。TAの役割としては、単なる操作補助にとどまらず、日本人学生と留学生の協働学習の向上に向けた、日本語のサポートや課題づくりのアドバイスを、今後も 2名体制で手厚いサポートを維持できるのが望ましい。

また、全体を通して実施したタイマー使用による終了時間を設定したことは、全員が時間内に課題を

作成することができ、当初目的としていた期限内に仕上げるという社会人に必要な意識の向上及び授業への集中力を高めることができた。また、早くできた学生が作成に手間取っている学生をサポートする姿も見られ、協働意識の向上を図ることもできた。これは、留学生だけでなく日本人にも効果があつたと考える。また、時間を決めて進めていくことで、日本語能力に差がある日本人と留学生の足並みを揃え、授業を進めていくことができた。

また、授業アンケートにおいて、日本人学生に対してのみ「留学生とパソコンを学んでみてどうであつたか」と尋ねたところ、異文化交流に対する満足度の高いコメントが多く見られた。(表3)

表3 日本人学生からの声（アンケート）

- ・プレゼンの授業では、異国の文化を知ることができた。
- ・ゆっくりと丁寧に説明してくれたので、分かりやすかったです。
- ・パソコンの操作を留学生に教える機会があり、そのときに仲良くなれて良かった。異国文化もしれてよかったです。
- ・パソコンの勉強はこれから必要なことなので、いろいろ知り勉強することができてよかったです。
- ・ネパール、ベトナム、中国の人たちと勉強できてうれしいです。ネパール語、ベトナム語も教えてもらえるので最高です。
- ・自己PRの時に、その人の家族や暮らしの写真が見られていい機会だったと思います。

5. 今後の課題

本学介護福祉コースにおいては、専門用語や操作イメージについて、擬音語を使いながら指導するなど独自の演習を中心とした授業展開³が必要である。また、留学生の日本語能力の問題から汎用的なテキストでは対応できない状況にある。本年度採用した留学生を意識した情報リテラシーのテキストでも同様であった。このような状況から、自作テキストの作成を検討したい。

また授業全体を通して苦労したこととして、課題の提出方法も挙げられる。通常、日本人対象の授業ではデジタルデータでの提出を基本としているが、この授業では紙ベースで印刷させて回収するのが精一杯であった。パソコン活用のメリットはデジタルデータの活用である。普通の日本人学生に出来ることが留学生には出来ないことが多いため、アンケートを実施したが、留学生からは有効なデータを得ることが出来なかった。そのような現実も改善できるよう日本人と留学生との協働学習授業から解決策となる仕掛けを検討していきたい。留学生とのグループ活動は、昨年日本人学生が留学生をサポートする姿が見られたことから、今年度取り入れたものである。言葉の壁を乗り越え、協働意識が生まれるグループ学習を今後も充実していきたいと考える。

高齢者が対象となる介護福祉コースなので、昔話や童謡を扱った作成課題とし、日本を知る機会も与えたい。日本の文化を学ぶことは、その学びで得た知識が高齢者とのコミュニケーションやレクリエーションなど介護現場で役立つからである。PowerPointの作成課題を各自の興味あるテーマにすると、どうしても母国に関するものがほとんどとなる。自分の国を紹介することも大切ではあるが、こだわりが強くなりすぎる点が見受けられる。今後日本で働き続けるためには、日本をさらに学び、現場に出たときに有効となる知識を身につけさせたいと考えるため、日本に関する題材で作成させる工夫を探っていきたいと考える。

Excelでのデータ管理やPowerPointでの事例報告など介護現場でもパソコンを活用するという日本人卒業生の声もある。日本人の学生には将来、職場のリーダーとしての活躍が望まれる。そのためには授業シラバスの到達目標に挙げている「ワープロでのレポート作成、プレゼン発表のスライド作成と資料

の準備ができる」という目標を高い水準で達成させる必要がある。多様な学生への対応に対し、きめ細やかな対応を行うためには経験豊かなTAの導入もこの目標達成を果たす上で重要な役どころである。学生の多様性を考慮しながらきめ細やかな学生との関わり方や質の高い指導方法のあり方を継続してTAと連携していく必要があると考える。

6. まとめ

介護人材不足や在留資格における入管法改正から今後も外国人が増えるであろう介護現場において、日本人と外国人がうまく働くようになるために、本学介護福祉コースでは、日本人と留学生の混在クラスで、お互いが関わり合いながら学ぶという、協働意識の向上につながる質の高い授業運営をしていく必要があると考える。日本語能力が低い非漢字圏の学生が多い上、多国籍である留学生と日本人学生の協働意識を高め両者のスキルアップが図れる授業の構築を継続して検討していきたい。

15回の授業を通して見えたことの一つに年長者を敬う文化など出身国の国民性も調べた授業受け入れ体制とその実践方法の検討の必要性もある。これに対しては留学生が参加するボランティア等のイベントにも積極的に関わりながら探って行きたい。

また、卒業生の声にもある介護職におけるパソコンスキルは、事務職同様のものが必要ではないかと思われる。なぜならおむつ交換やシフト管理表等の管理はデスクワークであり、現場で生かすための集計をしたりファイリングする作業も発生するからである。介護現場であろうが一般企業であろうがデータ処理に発生する事務処理スキルは同じだと考えるからである。この授業を通して社会人の常識を学べる授業の構築をしていきたいと考える。

参考文献

- 1 法務省入国管理局 28年入管法改正について,http://www.immi-moj.go.jp/hourei/h28_kaisei.html
- 2 厚生労働省(2018) 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について,
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323.html>
- 3 川喜田多佳子 (2013) 「表計算科目的教授法について—やる気と自信を導く「講師力」—,『高田短期大学紀要』第31号

執筆者紹介（50音順）平成31年3月現在

東　律　子（キャリア育成学科介護福祉コース非常勤講師）
林　韓　燮（子ども学科講師）
岡　田　一　範（キャリア育成学科オフィスワークコース講師）
海　住　信　行（キャリア育成学科オフィスワークコース特任講師）
川喜田　多佳子（キャリア育成学科オフィスワークコース講師）
阪　本　明　士（津商業高等学校教諭）
寺　家　尚　美（キャリア研究センター研究員）
鷲　見　裕　子（子ども学科教授）
中　畠　裕　之（キャリア育成学科オフィスワークコース教授）
福　田　洋　子（キャリア育成学科介護福祉コース准教授）
寶　來　敬　章（子ども学科講師）
宮　崎　つた子（三重県立看護大学看護学部教授）
鷲　尾　　敦（キャリア育成学科オフィスワークコース教授）

編集委員

鷲尾　敦　　青木信子　　山下道世
西尾　綾

高田短期大学紀要 第37号

平成31年3月1日発行

発行者 高田短期大学
三重県津市一身田豊野195
電話(059)232-2310

印刷所 筒井印刷有限会社
三重県津市栗真小川町720番地1
電話(059)231-3300

BULLETIN
OF
TAKADA JUNIOR COLLEGE
VOL. 37

Research Papers

Research on Management Judgment of Small and Medium-sized Manufacturing Industries Surviving
Major Changes in Industry II Hiroyuki Nakahata (1)

At Home Medical Care Involving Nurses and Care Workers and the Current Situations and Issues
of Multidisciplinary Cooperation and Collaboration Yoko Fukuda, Rituko Azuma (9)

Practice of Dependent Charter Schools and Independent Charter Schools Takaaki Horai (21)

Commercial Education in Consideration of the Concept of “Commerce” Kazunori Okada , Nobuyuki Kaizyu , Akishi Sakamoto (31)

Research on the Fundamental Habits of Daily Living in Early Childhood 3
—Acquisition of Habits and Its Instruction Relating to Excretion, Cleaning, and Taking off and
Putting on Clothes from a Survey Conducted among Childcare Workers— Hiroko Sumi , Tsutako Miyazaki (43)

A Study on the Changes of Retail Industry Research Kazunori Okada (55)

Survey Reports

Student Acquisition of Basic Cooking Skills Hiroko Sumi (67)

Practical Reports

Educational Practice using ICT Hanseop Yim (73)

Practice of Using Learning Management System ‘manaba’ and Students’ Opinion of Using It Atsushi Washio (81)

Outcomes and Issues of Lessons that Enhance Collaborative Awareness between Japanese Students
and International Students
—Practical Report on Computer Exercise in Care Welfare Course— Takako Kawakita , Naomi Jike (89)